平成 19 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録(第3日)

平成19年9月19日(水曜日)

◎出席委員(21名)

委員長 小嶋 廣司

副委員長 板橋 惠一

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 惠子 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰已 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員(1名)

伊藤 功一郎 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

地域コミュニティ課長 鈴木 春夫

副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

市民課長 小林 安子

副理事(兼)税務課長 坂内 敏夫

納税課長 永澤 雄一

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 岡田 まり子

介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

道路課長 武田 一男

施設課長 佐藤 実

下水道課長 鈴木 典男

会計管理者(兼)会計課長 大友 辰夫

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

監査委員事務局長 庄司 あや子

副理事(兼)選挙管理委員会事務局長 齋藤 冨士夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

- 議案第63号 平成18年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 一般会計
- 歳出質疑 第4款衛生費~第9款消防費
- ○小嶋委員長

おはようございます。

決算特別委員会 3 日目でございます。きょうも元気に、慎重に御審議をお願いいたします。 よろしくお願いします。

ただいまの出席委員は21名であります。本日は伊藤功一郎委員から、欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、議案第63号 平成18年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

きのうに引き続き歳出の質疑を行います。

まず、57ページの第4款衛生費から、78ページの第9款消防費までの質疑を行います。

○相澤委員

資料4の62ページ、これは多賀城市地域職業相談室の件だと思うのですが、これについて、職業相談の当初設定した目標と実績、あと相談数等を教えていただきたいと思います。

○高倉商工観光課長

お答えいたします。

地域職業相談室の設置につきましては、設置工事関係としまして 236 万円ほどでございます。

それと、目標といたしましては、1月当たりの人数は、一応30人以上の職業就職者件数を見込んで設置されたというふうに伺っております。

その実績でございますが、平成 18 年 11 月から 3 月にかけて、5 カ月間で 162 名の方の 就職件数が行われておりまして、そのうち、多賀城市の人数としては 115 名というふうな数字が出ております。

○相澤委員

非常にすばらしい実績で、御苦労さまだと思います。ぜひ、当時、塩竈の新浜ですか、八口一ワークまで行かなければならなかった、特に若者や就職してない方は、あそこまでバスとかいろいろなものを乗り継いでいくのは、非常に大変な思いをしていたわけですけれども、非常に身近に、便利なところに設置していただきまして、これだけの実積を上げたとすれば、すばらしいことだと思いますし、あわせて、相談総数は幾らぐらいあったのでしょう。

○高倉商工観光課長

相談件数は、昨年度5カ月間で1,361件でございました。

○深谷委員

資料7の94ページの、6番と7番と10番、11番にあるのですけれども、物件移転補償費についてお伺いいたします。多賀城駅周辺地区整備事業の予算においての、物件移転補償費の割合をお伺いしたいのですが、よろしいですか。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

移転補償の物件につきましては、全部で 100 件でございまして、平成 18 年度までに 96件完了してございます。

金額にしますと、移転補償費全体で 43 億 8,500 万円、平成 18 年度まで 39 億 7,800 万円という数字でございます。

○深谷委員

市街地における区画整理事業においては、移転補償費の割合が増大すると思われますが、 そこで、多賀城市の土地区画整理事業において、仮住まいの中断移転工期の短縮などを図 るなど、経費の削減はどのように行ったのでしょうか。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

区画整理事業本区域は、 8.2 ヘクタールという比較的小さな面積でございますことと、それから、土地の利用ですが、住宅地、店舗等が混在しておりまして、区画整理事業において純化を図るということで、一部住宅地については、地権者の希望によって住宅地のエリ

アと、それから商業店舗等については幹線沿いというような仮換地を飛ばしてございまして、比較的、全体としては全戸再築という形の移転補償をとってございます。

その中で、特に住宅地につきましては、関係地権者の仮住まい等を短くするという部分で、 住宅地の造成を先行でやって、中断移転を極力減らすというような内容で事業を執行して ございます。

○深谷委員

ありがとうございます。

次ですが、また、その移転計画の作成に基づいて、移転実施計画を作成したと思いますが、 その計画の中身には移転の順序や仮換地の指定時期、予算などを考慮して、実施工程と移 転工法、手法が定められていると思います。

したがって、街路築造工事や宅地造成工事、仮換地の引き渡しの調整を図った移転実施工 程表が作成されていると思いますがいかがですか。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

仮換地の指定の状況については、全体の 70%ほど、七十数パーセントほど仮換地指定をしてございまして、そのうち、連続立体交差事業の側道と、それからその JR の沿線沿いにつきましては、仮換地の供用ができないという部分で、供用開始をしてございません。

全体としましては、その連続立体交差事業とそれからその区画整理事業の進捗を調整しなければならないという部分がございまして、連続立体交差事業につきましては、ことしの5月ですか、仮切りかえと、下り線の切りかえ等を行っておりますけれども、上り線については12月というようなことを聞いております。その中で、宅地の供用開始をしなければならないという部分がございます。

そういう時期的な調整が、区画整理事業だけでは進められないという部分が、一部区域界との絡みがございまして、全体としては、そういうことのない部分から事業を実施していくというような内容で、一部、地権者の方には実際には道路等いろいろ不便をかけてはいるわけですけれども、その中で協力をもらって、事業を進めているというのが現状でございます。

○深谷委員

ありがとうございます。

やはり、多賀城駅周辺地区整備事業という大きな事業ですから、そして、多賀城駅は一つの多賀城の顔ということで、今度のデスティネーションキャンペーンで、やはり多賀城駅を利用する方も多いと思いますので、その立体交差事業も含めて、平成 24 年にはすばらしい駅前になるように、移転実施計画の周知を図り、関係利権者の十分な理解と協力を求めるように誠心誠意頑張ってください。ありがとうございました。

○森 委員

資料4の62ページ、先ほど相澤委員からもハローワークについて質問がございました。私は、技能職場体験、資料7におきましては75ページ、今回、研修受講応募者なしというふうなことだったのですけれども、どのような状況だったのでしょうか、お教えください。

○高倉商工観光課長

資料にもありますように、職を持たない若年者に対して、実際の職場で仕事を体験をしていただくということで、その職業の発見と就業への意識ということを念頭に置いて、あるいはその技能職の後継者育成というふうなものを目指して行ったわけでございますが、結果的にその研修受講がなかったというふうなことでございますが、一番その後継者の育成というふうなことが最近問題になっておりまして、できるだけそういうことに関して、商工の振興を図っていきたいというふうには考えておりますが、平成 18 年度においては実施するに至らなかったというふうな経緯でございます。

○森 委員

就職率が上がってきたというふうなことは聞いてはいるのですけれども、実質、その技能職の部分で、まだまだ無職、少年から青年まで多い、ニートとかフリーターとかという名前が、ちょっと今薄れているのですけれども、現状に関してはどのように考えられているのでしょうか。

○高倉商工観光課長

ある意味では、一つの社会問題化していることでございますが、やはり自分に合った仕事といいますか、そういうものをできるだけ見つけられるような環境というものを、ここでやはりつくり出していかなければならないというふうに考えておりまして、そういう意味では、職業相談所が市内にできたというふうなことが、若者等々に対しても、そういう職業の提供といいますか、相談できるような環境が整ってきておりますので、できるだけそういう施設を利用しながら、就業していけるような形づくりをしていきたいというふうに考えておりまして、今後、その辺のところを進めていきたいというふうに考えております。

○森 委員

今、中学校でも職場体験という形でもやられているとは思うのですけれども、実質、中学校ないし高校、中学校を卒業して、高校にも行かずというふうな子供たちが結構多いと思います。高校中退者も結構多いと思います。

ということで、告知の部分に関しては、やはりその層をカバーできればいいかというふうに思うのです。ですから、ぜひそういうふうな形で、告知もまたこれを継続していくためには考えていただいて、何とか、多分悩んでいる、困っている子供たち、また、無職者も多いのではないかと。

ハローワークとも連携をとって、考えていただければというふうに思います。要望にとどめたいと思います。

もう1点、資料7の68ページ、私道整備の補助ということで、不用額が結構多いのですけれども、どのような原因かと思われるでしょうか。

○武田道路課長

お答え申し上げます。

今の資料7ということで、ちょっと質問を聞き漏らしましたので、もう一度お願いします。

○小嶋委員長

森委員、もう一回。

○森 委員

済みませんでした。資料4の68ページですが、私道整備の補助についてでございます。こちら不用額が結構多い金額になっているのですけれども、このことについての原因と考えられることをお教えください。

○武田道路課長

お答えします。

不用額の 403万 3,500 円でございますが、これは私道の整備事業補助金の執行残でございまして、執行はございませんでした。

その原因については、担当の方ともいろいろ打ち合わせはしたのですが、申請まで至っていない事案が多いのかということだと理解しております。私道の整備補助金の申請まで、市の方にそういう申請までは至っていない案件が多くて、中には、この平成 18 年 4 月から改正しまして、条件が厳しくなったというとらえ方もありますけれども、担当としましては、そういう理由ではなくて、いわゆる 5 世帯以上とか、4 メートル以上とか、そういうことでの、申請までの中での当事者間のまとめができなくて、申請に至っていないのかというふうな分析をしてございます。

○森 委員

最初に課長に答弁の中で触れられてしまいまして、補助率が変わったというふうなこと、8割から5割に補助が変わってしまったというふうなことで、結構これが大きかったのかと私も思ったのですけれども、実質、その私道整備の条件、非常に厳しいわけではないのですけれども、実際その条件については見直していないと。

ただ、今必要なのが、災害時の部分も含めて私道整備が必要なところ、逆にその条件を緩和できる、諸条件がそろわないといけないのでしょうけれども、その辺、補助負担率等の見直しを含めて考える余地はあるのでしょうか。

○武田道路課長

お答えします。

その規定なりを変える、要件を変えるのかということですけれども、うちの方では、いろいるそういう部分についても、担当者間でいろいろ協議はしていますけれども、平成 18 年に改正した理由といいますのは、他市との整合性、現在の財政事情等を勘案しまして改正していますので、先ほども言ったように、そういう条件面での申請がなかったということではないというふうな認識もしてございますので、今現在は改正する考えはございません。

○森 委員

今すぐはなかなか難しいのですけれども、その防災上の問題等も含めて考えていっていただければ、これも横断点、複合的に考える問題ではあるかなというふうに思いますので、 ぜひ頭の中に入れておいていただければいいかというふうに思います。

なかなか、災害が起こったときに、逆に、昔そのまま放っておいてしまったところが、ずうっと依然として続いていってと、建物がなくなって、市道認定できればとか、あとは、その補助に値するような、条件に値するような環境が整えばいいのですけれども、なかなかそうもいかず、リフォーム等でまだまだそこに住まわれるというふうなこともありますので、その条件はなかなか変わらないと。

ただ、環境も変わらないということで、災害を待つだけになってしまうのも、ちょっとこれは酷かなというふうに思いますので、ぜひその辺も考慮していただいて、前向きに考えていただければというふうに思います。要望です。

○根本委員

まず、ただいまの森委員の質問の関係でございます。資料4の68ページと資料7の84ページです。下の方にございます。今の課長の御説明ですけれども、平成18年4月から、交付規則が改正されまして、条件が変わりました。課長の今の説明で、この条件の改正とはかかわりなく、申請の時点で至らなかったのだというお話だったのですけれども、その理由の一つとして、「4メートルまでなくて、申請まで至らなかった」とこう言っていますね。言いましたね。ありましたね。

○武田道路課長

お答えします。

4メートルに、そういう条件も厳しいという部分では理解しています。以前は4メートル未満でも、2分の1の補助はあったかに思いますけれども、改正の中ではそれがなくなりまして、4メートル以上ということになったので、それも多少影響はあるのかという思いはしますけれども、そういう部分でのその申請がなかったというふうな案件は聞いてございません。

○根本委員

その影響が大きいのです。要するに 4 メートル……。ちょっと確認しますが、平成 18 年 4 月以前はどういう条件だったかといいますと、5 世帯以上の持ち家の住宅の世帯が使用する私道で、その延長が 35 メートル以上あると補助金を出したのです。4 メートル関係なく。いいですか。それで、4 メートル以上あると 80%補助、4 メートルない人は 50%だったのです。

それを、昨年4月からどういうふうにしたかというと、5世帯以上の持ち家住宅の世帯が使用する私道、これは同じ、そして35メートルまで同じなのですけれども、「4メートル以上でないと補助しない」とこうしたのです。

ですから、今、課長がおっしゃったように、申請まで至らない方が多くなるのです。4 メートル、 3.5 メートルでも、5 世帯以上あって、35 メートルあっても、もう申請できなくなってしまったと、こういうことではないですか。

ですから、私、去年の予算議会でも申し上げました。一般質問でも申し上げました。これは、例えば平成18年度409万7,000円、これを予算を立てて、何とか市民の皆さんの生活環境向上に寄与しましょうと、こういうことで予算編成しましたね。403万円、結局はほとんど使われなかったと。

逆に言いますと、私道の生活環境が向上しなかったと、この1年間、こういうことになるのです。ですから、私はそれを憂えて、去年の2月の議会で申し上げたのです。ですから、これはやはり考えていかないとだめでないかと思います。

市道の場合は市で責任を持ってやりますね。環境整備をやります。しかし、5世帯以上、10世帯以上あっても、4メートルなり、あるいは 3.5メートルの私道であっても、そこで生活している市民には変わりないのです。生活環境の向上を目指したい、環境をよくしたい

という気持ちは、私道に住んでいる人も、市道の沿線上に住んでいる方も同じなのです。 そういうことを考えた場合、この補助金の制度というのは、大変有効だと私は思うのです。

ですから、その辺、この結果を踏まえて、やはりもう少し考えていくべきではないでしょうか、どうでしょうか。

○後藤建設部長

今の私道の関係ですけれども、これは以前からいろいろお話はございましたけれども、私も若干の状況不足なところはありますけれども、ただ、平成 18 年度に限っては、申請がなかったというのは、今言われた一面もあるでしょうけれども、その以前として、絶対数といいますか、どのくらいあるかというのがちょっと把握できない。

それで、もともと申請者がなかったということもあり得ると思います。そして、場合によっては、条件が以前と同じであっても、皆さんの合意が得られないと、その条件とは別に。そういう問題等があって、なかったのかと。ですから、その辺の分析が今のところまだちょっとできていないというような状況でございます。

したがいまして、その条件だけですべて解決するというようなことではないと思っております。

○根本委員

条件だけですべて解決するとは、それはそうでしょうね。ただ、現実的に、4 メートル以下 のところはもう補助は出ないということは事実ですね。ですから、それはやはり今後の、 そういうものを見直すといいますか、やはり検討していかなければいけないのではないで しょうか。答弁はいいですから。今後の検討課題にしていただきたいと思います。

それから、資料 7 の 85 ページ、道路維持補修に関連することですけれども、平成 18 年度においても、地域住民の皆様からいろいろな、さまざまな要望、そういったものがございまして、18 年度中に道路課で一生懸命その対応をしていただいたと、こういうことに関しましては感謝を申し上げたいと思います。

さまざまな道路の整備について、地域住民の皆様から要望があったと思いますが、例えば、 浮島の(6 文字削除)○○○○○の近くの一部道路が、両側側溝はきれいに整備をされて おりますけれども、舗装だけされていないという、約 50 メートルぐらいありますね。これ は平成 17 年度、18 年度、ことしになってからも、私の方にも要望ありましたし、恐らく 当局の方にも要望があったのではないかと思いますが、側溝が両方ともきちんとそろって いるという関係性からすると、きちんと 19 年度には整備をして、環境改善してあげた方が いいのではないかとこう思いますがいかがでしょうか。

○後藤建設部長

その関係につきましては、ここではちょっと言いにくいところがございまして、過去のいろいろな関係がございまして、今まで、放っていたというわけではないのですけれども、いろいろございまして、地域住民の方からいろいろ要望等がございますので、厳しい予算ではございますけれども、来年するとか、再来年するということは断言できませんけれども、その整備する方向では考えております。

○根本委員

その方向性は評価します。年度は早目にできるようにひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それから、81 ページ、商工振興に要する経費で、 1,170 万円が決算額として計上をされております。平成 18 年度において、商工行政を取り巻く環境、これは大変厳しい状況ではなかったかとこのように思いますけれども、まず、担当課長の率直な御意見をお伺いします。

○高倉商工観光課長

商工振興関係を取り巻く環境というふうなことでございますが、おっしゃるとおり、かなり厳しいという状況はいろいろ伺っております。

商店会、御承知のように、大型店等の進出もありまして、商店会の経営なり、あるいは商店会の維持というのは、今まで以上にかなり厳しいというふうなことがありまして、私ども商工行政に携わる者として、その地域の商店会を何とか維持していくといいますか、経営が成り立つような、あるいは何か新たな方法を模索をしながら、商工業者と一緒に考えていきたいというふうには考えております。

○根本委員

課長のおっしゃるとおりでございまして、現実的に、商工行政を扱っているのはどこかというと、もちろん商工観光課長のところがそうでありますけれども、商工会が補助金を通して、商工会の振興に大いに貢献をしていると、こういう事実は否めません。

そういう観点から、商工会としても、会館建設の方で、長年の懸案事項でございました。 平成 18 年度中にその会館建設の方向性が決まって、報告が来たと思います。最近、あいおい損保を購入したと、こういう経緯がございまして、まずその辺は聞いていらっしゃいますでしょうか。

○高倉商工観光課長

商工会の方から、そのお話は伺っております。

○根本委員

今までの商工会館の土地は、市の温かい、何といいますか、その気持ちで、商工会を応援しようと、そういうお気持ちで無償で貸与していたとこういうことであります。

このたびの商工会館取得につきまして、その市の土地をお返しすると、こういう状況になっておりまして、近々、商工会の会長初め、ぜひとのその会館建設に伴って、補助金の要請というものが、要望というものがあると思います。

私は、その土地を返すということもございますし、その土地を有効活用、市ができるというメリットもあると、こういうことでございますから、一回切りですので、何とかその補助金の要望におこたえをしていただきたいと、こういう希望を持っていますがいかがでしょうか。

○菊池市民経済部長

今までの経緯につきましては、商工会の幹部の方から、市の方にも報告がありました。

それで、商工会館の建設ということでございますけれども、まだ要望書は来ておりませんので、その要望書の内容を見ながら、検討させていただきたいと思っております。

○根本委員

市長が決断しないと、なかなかそれは難しい問題でもありますので、市長、一応どうでしょうか。

○菊地市長

今、部長がおっしゃったとおりでございまして、まだ要望書を私も正式なものを見たわけではございませんし、その辺のことは、担当者ともども一緒に検討してみます。

○中村委員

資料7の68ページの5、健康教育に要する経費の(1)集団健康教育というのがございます。これは、私も体育協会に入りまして、スポーツ振興課と一心同体でこういう健康対策を進めてきまして、昭和62年ごろ、総合スポーツ大会を提案しまして、当時、多賀城在住の、日中在住の人を対象としたスポーツ大会があったのですが、それを百何万円かの予算を使ってやったのですけれども、その予算を全部市民に還元しようではないかということで、現在の多賀城総合市民スポーツ大会を提案して、現在に至っているということで、非常に健康対策には関心を持っております。

それで、この集団健康教育、この PR ですが、先日、うちの自治会の役員さんに聞きましたら、「そういうのは知らない」ということだったので、これは実施するに当たっての PR はどのような方法をとったのでしょうか。

○岡田健康課長

集団健康教育についてのその PR なのですけれども、まず、一つの方法といたしましては、健康診査を実際に受けまして、要指導になった方に対しての通知という形で、健康教室の御案内を行っております。

例えば、糖尿病予防教室でありますとか、高脂血症予防教室、その他メタボリックシンドロームに関係のある、そういう教室の御案内を差し上げているのがまず 1 点目でございます。

あと、地域の保健衛生推進員がございますけれども、その推進員が中心になって健康相談会を開催するときに、その集団健康教育を実際に行うというふうな方法でありますとか、それから、あとは地域の要請によりまして、こちらの方で健康教育に出向くというふうな、そういう形のものを集計したものが集団健康教育でございます。

平成 18 年度は、特に「健康たがじょう 21 プラン」を策定いたしまして、その PR のため に各地区を回りまして、この PR を実際に行ったというふうな経過がございます。そういう ふうな形で行っております。

○中村委員

非常に結構な企画だと思います。

それで、ちょっと内容についてお伺いします。この表にある全部、ここの9種類というのは、時間の都合で省きますけれども、この回数の多い地区健康教育、それから、一番下の21プラン地区教育、これは具体的には、対象者は今大体わかりましたけれども、場所、それから教育内容というのはどんなものなのでしょうか。

○岡田健康課長

地区健康教育でございますけれども、これはいろいろ内容につきましては、地域の要請に 応じて行ってきておりますので、例えば、今ですとやはりメタボリックシンドロームにつ いての説明でありますとか、あとは骨粗鬆症予防についてとか、または歯の衛生について とかというふうな、いろいろ地域の要望に応じてテーマは決めております。

それから、あと、21 プランにつきましては、先ほどもちょっと申しましたけれども、「健康たがじょう 21 プラン」の説明を、このような計画を行いますということで、生活習慣病予防の健康教育ということで行っております。

○中村委員

先ほど、対象者は健康診断を受けた方という、私、そんなふうに理解しているのですが、 それでよろしいのですか。

○岡田健康課長

地区健康教育につきましては、健康診断を受けない方でももちろん対象にしてございます。 ですので、どなたでもということになります。

市が主体になって行っております予防教室、例えば糖尿病予防教室などにつきましては、 健康診査を受けた方が対象になります。

○中村委員

これからも、この企画は、ますます市民の皆さんに広げていただきたいと思います。

それで、もう少し PR、この間の敬老会をやりましても、敬老会対象者がもうわんわんと、わんわんと言ったら表現が悪いのですけれども、非常に急速な勢いで増加していると。したがいまして、この健康対策というのは非常に、ちょっと表現が悪ければ……、訂正させていただきます。健康な方が非常にふえていると、そういうことで、できるだけ参加者をふやすための方策というのは、それは必要ではないかと思うのです。PR も含めまして、結局、足の問題、高齢者になると足が大変なので、PR プラス足の問題をどのようにお考えでしょうか、ひとつよろしくお願いします。

○岡田健康課長

地域に出向いての健康教育ということで、なるべく身近に来ていただくというふうなことで行っておりまして、地区の集会所でありますとか、そういうところを利用して、大体地区の健康教育につきましては開催をいたしております。

足といいますと……。

○中村委員

最後にお願いします。今、うちの地区で、笠神東、笠神東西ですけれども、一市民の人が 先に立って、「触れ合い広場」ということをやっているのです。その「触れ合い広場」を やっている方は、非常に自分で皆持ち出して、車を自分で運転して、そこで十何人ぐらい 集めてやっているのが現状です。やはり医療費を削減するのには、できるだけ家から人に 出ていただいて、皆さんが、がやがやとお話しできるような場所を、そういう対策という のが必要ではないかと思うのですが、できるだけその足の確保を十分していただきたいと、 要望して終わります。

○佐藤委員

資料 7 の 67 ページ、健康診査に要する経費のところなのですが、ことし、平成 18 年度から有料になりまして、基本健診で有料になった部分の人の人数が 4,399 人だと思うのですけれども、これでいいですね。

○岡田健康課長

有料になった方の人数は、委員がおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

そして、こちらの健康診査に要する経費のところで見てみますと、有料になる前の年代、 有料になった年代となる前の年代のところの差というのは、受診者の数にして大体どのぐ らいかということで、数はわかりますか。

○岡田健康課長

詳しい数字についてはちょっと持ち合わせておりませんけれども、要するに、70 歳以上は無料になってございます。前年度と比較しまして、70 歳以上の受診者はかなりふえたというふうに記憶しておりますけれども、それ以外についてはちょっと詳細は把握してございません。

○佐藤委員

単純に引き算すると、 400 人ぐらいが平成 17 年度から 18 年度にかけて減っているのですけれども、この減った数のところで、有料になった人たちが何人いるのかというあたりがちょっと心配なのですが、調査する必要はないでしょうか。受診率を見ても、申込者・受診者を見ても、ずっと減っているというところでは、傾向的に調査していく必要があると思うのですけれどもいかがですか。

○岡田健康課長

年代別のということでの御質問ですね。

○佐藤委員

1,300 円払って受診しなければならない人が、どの程度移動したかということです。しなかったか、したかということをきちんと把握しておく必要があるのではないかというふうに思うのですが。

○岡田健康課長

一応、個別の調査をいたしましたその状況をちょっと御説明申し上げたいと思いますけれ ども、今回有料になったことによりまして、今まで市の健診を受けていた方の中で、職場 で受けるというふうに回答なさった方が約 400 人ぐらいふえてございます。

それから、あと、病院で受けるというふうに回答なさった方も、前年度と比べまして 479 名ふえております。

それで、今まで職場で本当は受けることができたのだけれども、今回有料になったことによって、今までは受けなかったと、そして市の方を受けていた、というふうな方がいらしたのかというふうには思っておりますけれども。

○佐藤委員

単純に見ると、減った数が職場に譲ったような、病院に行ったような、そんな数字かもしれない、実態はわからないですけれども。 1,300 円という少なからぬ有料にしたというところでは、「お金を取られるから行かなくなったのだ」というようなことのないように、きちんと呼びかけることも大事ですし、その後どうなのかということの調査も何らかの形で必要ではないかというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

もう一つです。済みません、道路なのですが、いいですか。先ほど道路のことでいろいろ出ていました。整備されて、着々と進んでいることで、どうも御苦労さまでございます。

大代四丁目なのですが、ずうっと前から側溝が古くて、U字溝も古くて、ふたをしてほしいというようなことも出していたのですが、去年ようやくやるということになりまして、ことし、一部着工するようですけれども、残っている分もぜひ、2年にわたってやるという約束があったのですが、そこの確認と、それから、その残っている分をぜひそれも早目にやっていただきたいというお願いなのです。予算・決算でしかお話しできないものですから、よろしくお願いしたいと思うのですけれども。(「回答要りますか」の声あり)

○後藤建設部長

佐藤委員が言われる場所ですけれども、佐藤委員から言われる場所でなくても、ここにいらっしゃる委員皆さんから、いろいろなところの要望がございます。それで、今から 10 年前、十二、三年前でしたら、その要望はすべて「来年します」と言えたのですけれども、今は非常に厳しい財政ですので、やはり我々も当初予算の終わる前に、「なぜ新田だけやるのですか。大代はどうなのですか」とか、そういうふうな声もあるもので、その辺は上手に旗振りをしながら進めていきたいと。

○佐藤委員

非常によくわかりますけれども、何しろ我慢してきたという住民感情がいっぱいありますものですから、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、もう一つなのですが、資料4の76ページ、消防費のところです。消防議員になりまして、いろいろなところに招かれまして、出席するわけなのですけれども、この間消火訓練がありました。玉川中学校であったのですけれども、役所の方からも男性、女性が出て、バケツリレーとかさまざまなところに出て、訓練の様子を披露したのですけれども、そのときに、多賀城、塩竈の2市3町の企業が、重立った企業が参加していたのですけれども、新日石が来ていなかったのです。それで、毎年やるそうなので、ぜひ来年から、来年から呼びかける、何か仙台が事業所の所在になっているから来ないのかとも思ったのですが、大変重要な、そういう方たちとのコミュニケーションを深めるということにとっても、大事なことだと思いますし、私たちがそういう場面を見るということも大事なことだと思いますので、呼びかけるように御尽力をお願いしたいと思うのですけれども。

○伊藤交通防災課長

ただいまの行事でございますが、先般、9月上旬に開催されました塩釜地区の消火技術コンクールというコンクールで、委員も御来賓として御出席されたようでありますけれども、会員事業所、これは塩釜地区の防災安全協会と、さらには塩釜地区の婦人防火クラブというようなことで、主体的にはそういった民間の防火活動団体が主催しておりまして、本市におきましては、防火管理者を持っております総務課、総務部の次長でありますけれども、そちらが窓口でありますが、そちらの防災安全協会の総会等で、そういった会議等があろうかと思いますので、そちらの会合の席、あるいは2市3町の防災担当課長会議等で、年々

会員事業所の参加数が少ないというようなことも踏まえまして、もっと充実、強化を図っていくということを、議題として提出したいというふうに考えております。

○小嶋委員長

休憩いたします。再開は11時です。

午前 10 時 51 分 休憩

午前 11 時 01 分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

その前に一言、この場は決算の場でございます。個別の要望はしないようお願い申し上げます。これは昨日も申し上げましたように、皆さんの申し合わせ事項でございます。それを守ってやってください。

○雨森委員

要望ではございませんので。資料 7 の 70 ページです。塩竈斎場に要する経費の中で、私も4年間ブランクありまして、ちょっとその中身がよくわからないのですが、これは、この間、袖野田に招かれましたときに、地元の方々から、たしかもう20 年前後ですか、「そういう2 市3 町の話し合いができているのだけれども、どうだろう」というような話も出ておりました。これに関しまして、我が多賀城市にとりましてどのようなお考えか、副市長、よろしかったらちょっと御説明願いたいのですが。担当課でもいいですが。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

それでは、初めて聞く委員もおられるようですので、手短に概要、回答をお知らせしてから、現在の進捗をお話ししたいと思います。

まず、塩竈斎場 20 年問題、これは現在の塩竈斎場は昭和 48 年に建設された火葬場の老朽化に伴いまして、平成 6 年に改築されたものでございます。法的には塩竈市の単独施設でありますけれども、塩釜地区の 2 市 3 町が建設費、運営費を相互に負担しておりまして、実質的には広域的施設として運営されております。

この斎場の改築に際しましては、墓地埋葬法に基づく火葬場の経営許可の変更手続に伴う周辺住民の同意が必要ということから、平成3年に1市3町の同意のもとに、地元の町内会と塩竈市の間で協定を取り交わした経過がございます。

この協定には、住宅地の中に斎場を改築せざるを得ない状況を踏まえまして、施設の公害防止策を講じること、また、地元の環境整備を実施すること、さらには斎場の改築は施設の老朽化によって危険性があるため、緊急避難的な措置としてやむを得ず認めると。次回の建築はもちろん、改築、増築も認めないと。また、当該施設についてもおおむね平成 20年を目安に移転をする、という文言が含まれております。

これが塩竈斎場 20 年問題と言われるものでございまして、その期限が迫りつつあることから、2 市 3 町では対応策について協議を重ねてきたところでございます。

今後の取り組みといたしまして、これら問題に2市3町が共同して取り組んでいくため、 さらには、地元町内会からの要望、これは斎場の運営を広域化してくれと、一部事務組合 的なものでやってくれということも強く言われております。

それによりまして、斎場の運営形態を現在の塩竈市の単独施設の共同利用から、地方自治法に基づく一部事務組合制と、これへの移行をし、広域化を図るという方針が、塩釜地区広域行政連絡協議会、これは首長会議でございますけれども、この首長間で確認されております。

その具体策といたしまして、斎場業務を行うために事務所、スタッフ、これを新たに配置し、新たな一部事務組合を設立する合理的な理由がないと。また、塩釜地区 2 市 3 町で構成される既存の一部事務組合の中から、所掌業務との関連性、将来動向等を踏まえた上で、塩釜地区環境組合を選定しまして、斎場業務を移管するということを目標に取り組んでおります。

また、広域化の時期につきましては、これまでの事務レベルでの検討結果を踏まえまして、 年度当初からの事務移管が望ましいということから、今年度中に作業を終えることを目標 に、事務的な取り組みを進めております。

さらには、一部事務組合への事務移管については、地方自治法に基づく議会の手続、規約の変更の議決でございますけれども、これが必要となりますことから、今後議会の皆様にも、移転先、移転のスケジュールについて、決まり次第提示してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

○雨森委員

担当次長、ありがとうございました。

この間、何か地元の方が、見返りに集会所は袖野田、ただで建ててもらったというようなお話も出ておりましたが、多賀城でどのようなお考えなのか確認してほしいというような話もあったものですから、いろいろとお聞きさせていただきました。

それでは2点目をお願いします。資料7の73ページです。生ごみ処理容器等購入費補助事業費ですか、これの成果といいますか、お尋ねしたいのですが、けさテレビをごらんになったかと。朝早く、福岡市の住民が、段ボール箱を使って生ごみを土に戻すという、肥料に戻すということが放映されておりました。

先だって、仙台もごみを有料化するとかというようなことで、市議会に出されておったのですが、一時見送りということでございますけれども、多賀城で各家庭においての生ごみへの取り組み、そういったものもどのように努力されてきたのか、お尋ねしたいと思います。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

うちは、生ごみにつきましては、燃えるごみとして、水を切って出していただいております。それで、多賀城市で独自の政策としまして、生ごみ処理容器等の購入補助金、これを交付してございます。平成 18 年度では 40 台の購入がございました。

それで、成果等でございますけれども、今現在まで 3,128 世帯の方に購入をいただいております。そのごみ減量等によりまして、 2,306 万 2,000 円のごみ処理経費の削減になっているということでございます。

○雨森委員

多賀城市でも努力をしておられるということが、今、報告されたのですが、これは、私、私的なことなのですが、やはり私も生ごみはできるだけ土に戻そうということで努力いたしておりまして、その成果といたしまして、イチジク2本の木があるのですが、1本に 500個ぐらいなりました。非常に枝が折れるぐらいイチジクがなっております。やはりこれも生ごみを土に戻して肥料にした成果だと思いまして、非常に考えておるのですが、いずれにいたしましても、そういったものに真剣に取り組みながら、そういう対策に取り組んでいただきたい。そのように考えております。ありがとうございました。

○昌浦委員

資料7の75ページ、先ほど森委員がお尋ねした件でございます。技能職職場体験講習事業、 決算額 9,450 円なのですけれども、まずもって、この募集方法というのはどういう方法を とられたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉商工観光課長

先ほど森委員の方から御質問がありまして、その中で、昨年度、研修受講応募がなかったというふうな報告を申し上げましたけれども、一つ言い忘れておりまして、実はこの手の若年者向けの就職支援ということにつきましては、ハローワーク塩釜と、それから独立行政法人雇用能力開発機構みやぎセンターというのがありますが、そこと行政が三者で事業展開をしております。

それで、平成 17 年、18 年につきましては、利府町と多賀城も入りまして、若年者問題の背景と対応と、あるいは就業をめぐる状況と社会的自立についてというふうな講座を開催をいたしまして、そのような講座を通して、若年者の方々に就職の支援、応援をしようというふうなことで行っておりまして、先ほどの話では、何もしていなかったような印象を受けられたかと思いますが、そのようなことを行政も入って一緒にやっているというふうなことを、御報告をいたしたいと思います。

○昌浦委員

そうしますと、講座を開催して、その講座を受講した人に、こういうのがあるのだというふうな呼びかけをしたのでしょうか。その辺がちょっと具体的にわからないので、もう少し詳しく教えていただきたいのと、この 9,450 円、この支出は何に支出されたのでしょうか。

○高倉商工観光課長

講座を開催するということを前提にいたしまして、チラシを配布をしております。そのチラシの作成代というふうなことで、用紙代として支出をしております。

○昌浦委員

いわゆる前段に、講座を開催するということが一番最初にあったということですね。

それでは、研修受講応募者なしという、こういう結果になった要因というのは、どのように分析されておられるのでしょうか。

○高倉商工観光課長

要因は何かというふうなことですが、開催側といたしましては、何とか支援をしていこうというふうな立場で行ったわけですが、それが受け入れられなかったといいますか、ある

いは、PR 不足ということではないというふうには思いますが、その辺のことについては、 はっきりこれだというふうな原因は申し上げられません。

○昌浦委員

ちょっと確認しておきたいのは、講座を開催したかどうか、後でお答えいただきたいのです。それがちょっと私は理解できなかった。

2点目、こういうふうな事業を計画なさるというのは、ある程度のもくろみというのがあって、予算というのはつけるのではないでしょうか。当初に、こういうふうな理由で、このくらいの人数が応募できるだろうというもくろみがあって、予算というのは箇所づけされるのではないでしょうか。その辺はどうなのですか。

○高倉商工観光課長

開催するに当たりましては、一応そのように参加を期待をして、実施したものというふう に思います。(「答えになっていませんよ。講座はやられたのですか」の声あり。

昨年の研修は実施しておりません。

○昌浦委員

今、これは単に研修受講応募者なしというのではなくて、もう講座を計画された時点から、もうこれがなかったという、そういうことがつまびらかにわかったわけです。やはり先ほどからいろいろと若年の就業問題等々で、いろいろお話があったようです。やはりこの辺は、今後きちんとこういうことを、何と言ったらいいのでしょう、計画性のあるような方向でやっていただきたいと思います。

次に、同じ資料7の80ページ、林業振興に要する経費、松くい虫被害木伐倒処理業務委託、これで伐倒した木の本数、そして、その委託先というのはどのようなものなのでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

お答えいたします。

松くい虫対策につきましては、市有地につきましては総務課、それから史跡につきましては文化財課で対応しております。農政課におきましては、加瀬沼周辺の多賀城市分を担当しておりまして、平成 18 年度につきましては 5 本伐倒処理を行っております。

業者につきましては、県で指定しておられます専門業者がございまして、ちょっと今名前は定かではありませんけれども、そちらの方にお願いしております。

それで、松の幹の太さによりまして、昨年度はたまたま 5 本処理しておりまして、単価が 1万 7,850 円でありました。これは比較的幹の太さが細くて、この値段でできました。

平成 19 年度につきましても、現在、2 本ほど伐倒処理をもう既に終わっております。予算の範囲内で。これにつきましては、幹の太さが太いために、2 本だけ処理させていただきました。

○昌浦委員

それでは、今、回答を聞きますと、市の関係は総務と、それから史跡は文化財ということ なので、関連して、どのように処理されたのか。あったのかどうか、それも含めて。

○内海総務部次長(兼)総務課長

平成 18 年度につきましては、市の方で伐倒処理という形ではございませんでした。

ただ、平成 19 年度で、当初予算で御説明させていただいておりますように、松くい虫対策、 これを施す予定でございます。

○佐藤文化財課長

松くい虫の樹幹注入対象木は、史跡等の関係で 200 本あるのですけれども、平成 18 年度 については被害はありませんでした。19 年度については、すずめ山のところで 1 本発生して、伐倒しております。

○昌浦委員

今、総合して御回答いただいたのですけれども、そうしますと、多賀城市の被害というのは減少傾向にあると見てよろしいのでしょうか。その辺まず回答いただきたいのと、こういうふうに毎年、毎年この松くい虫、松くい虫というふうに、このように予算づけされているのでは、なかなかもって多賀城市だけでは、ちょっと対策的には難しいのではないのかと思われるのです。平成 18 年度中に、例えば広域での対策協議会とか対策会議のようなそういうものが、動きとしてあったのかどうか教えてください。

○菊池市民経済部長

松くい虫の件でございますけれども、多賀城市そのものは余り被害がなかったということで、対象そのものも余りいろいろなところには、今あらわれてはきていないということです。

それから、先ほどのですけれども、松くい虫の対策としましては、特別史跡・松島の景観 保存維持管理協議会、そちらの方で全体的に名勝・特別史跡ということで協議会を持って いまして、松島町の町長さんが会長になっていまして、それを中心にいろいろ松くい虫の 防御体制というものを、松くい虫対策というものを協議しているという段階でございます。

○昌浦委員

その松島の協議会に多賀城市も、本市も入っておるのでしょうか。

○菊池市民経済部長

これは農政と観光と両方で入っています。

○昌浦委員

連携した対策というものをやはり打っていかないと、以前に私、こういう質疑の中で申し上げたのですけれども、秋田県の県南地域の海岸というのは、もう壊滅的な被害なのです。やはり早目に手を打たないと、日本で最初の鉄道林がその秋田の海岸沿いにあるのですけれども、もうこれが壊滅的な状態になって、今やもうほとんど倒木されて、倒木というのですか、切り倒されてしまって、まるっきり日本海の波しぶきから風から、鉄道にかぶっているような状況で、そうならないためにも、ひとつ、何と言ったらいいのでしょうか、広域的な対策、連絡というものをとっていただきたいと思います。

最後なのですが、9款の消防団の支援・育成に要する経費、同じ資料7の97ページです。 防災広報装置設置976万5,000円ですが、3基設置したようなのですけれども、この時 点で広報装置の設置数はどのくらいになったのか。 また、平成18年度、大体進捗としては、全市をフルカバーにするには大体何パーセントぐらいなのか。18年度のこの3基が設置されて、どうなったか教えてください。

○伊藤交通防災課長

防災広報装置につきましては、委員ただいまお話しのとおり、平成 18 年度においては 3 基 新設をいたしまして、計 13 基というふうになっております。

これは以前にもお話し申し上げたかと思いますけれども、設置場所につきましては、大代地区、それから桜木地区、そして八幡地区というようなことで、特に過去の大雨洪水災害で床上、床下浸水の被害が発生した、さらには、あと大代地区においては、コンビナートの火災等において、設置したという経緯がございます。

ただいま委員の方から、市全体としてはその進捗率は幾らかというようなことにつきましては、単純に 47 行政区割り返すというわけ、そういった数値では押さえてはおりませんので、御理解いただきたいと思います。

○昌浦委員

それから、ただいま回答を得た大代、桜木、八幡ですが、この地域においては、この平成18年度3基設置したことによって、もうほとんど当初の目的を達成されたのかどうか、ちょっと教えてください。

○伊藤交通防災課長

この昨年3基新設いたしましたことによりまして、その地域のエリアは一応はカバーできたというふうに理解しております。

なお、この3地域とも、地域の区長さん等からの要望等によって設置したものでございます。

○金野委員

資料7の98、99ページ、災害対策事業についてお伺いします。

まず、先般、多賀城駐屯地で行われました 9.1 宮城県総合防災訓練について、当局並びに 共助の方々の労を多といたします。やはり、やってよかった、見てよかったという気持ち があります。それで、担当課長の率直な御所見を簡単にお伺いします。

○伊藤交通防災課長

9.1 の率直な評価、反省というようなことについてでありますが、これにつきましては、私ども防災行政機関、これは自衛隊あるいは警察等々、消防、それら防災機関と、さらには地域住民の方が一体となって取り組んだと。そしてまた、手前ごとでありますけれども、市職員も、市長初め 200 名相当の職員も当日参加をしたという、そういったことで、一体となった訓練で、いろいろ反省点もあろうかと思いますが、この反省点あるいは改善点につきましては、関係機関、団体、市職員から意見を求めまして、ただいま検証を行っておる最中でございます。

○小嶋委員長

決算に関することですか。(「決算に関することです」の声あり)

○金野委員

99ページの、災害用備蓄品購入事業費で、これは平成14年から28年の15カ年計画と伺っているのですが、法整備費の100%が見えてきたのですが、特にこの食糧に関して、多賀城の想定では3,981人で出ております。それに3食掛ける2日分2万3,886食とうたっているわけなのですけれども、この食糧をぜひともこの機会に早く100%にしていただきたい。これは確認をいたします。

それから、2点目は、防災設備の充実で、災害用浄水器を購入していますが、現在地の所管場所と、その2点をお伺いします。

○伊藤交通防災課長

それでは、まず第 1 点目の、食糧品等の備蓄についてでありますが、現在、ことしで期限切れの、5 年満了の食糧もあります。私どもの担当といたしましての考え、この備蓄についての考え方でありますけれども、市の備蓄品の確保だけでは限界があるということから、市民のとるべき措置といたしまして、家庭内備蓄を推奨していくということを奨励しております。

なお、また、民間業者との協定締結によりまして、流通の備蓄を推進していきたいという ふうにとらえております。

なお、そういったことで、いろいろと財政的なこともありますし、それらの資源を有効配分し、そしてまた有効活用しながら、最善の努力をしてまいりたいとこのように思っております。

もう1点の、浄水器につきましては、保管場所、市庁舎北側の防災倉庫に保管いたしております。

○金野委員

この浄水器については、一定の保管場所でやっているのですが、こういう機材、資材においては、定時的に担当課の方でしっかりと運転整備をしていただいてやるように、しっかりと役割分担は決まっているのか、お願いします。

○伊藤交诵防災課長

これにつきましては、各市内、非常配備職員のエリア班 11 班おりまして、11 カ所の災害時の詰め所があります。そこには各資機材を保管しておりますけれども、無線機等の点検であるとか、そういった各備品類の点検を定期的にやっております。

○竹谷委員

今の金野委員に関連しますけれども、一つは、資料7の98、99ページの関係ですが、平成18年度までに、生協とかいろいろなそういう業界との災害協定というものが結ばれていると思いますけれども、その辺が全然明記されていないのですけれども、その辺はどうなっているのか。

それから、先ほどその災害時の備品なり、浄水器もそうですが、少なくとも多賀城の中学校区、最低でも中学校区に備蓄倉庫を今や設けなければいけない時期に来ているのではないか。そういう点も含めて、市民の安全というものを考える時期であるというぐあいに、私は以前も提言しておりますけれども、平成 18 年度においてはどのような協議をされて、どういう結論になっているのか。

○伊藤交通防災課長

まず、第 1 点目の、災害時の支援協定についてでございますが、災害支援協定につきましては、現在、9 団体と協定をいたしております。

ちなみに、昨年度につきまして申し上げますと、平成 18 年度中には、昨年 3 月には、社団法人宮城県塩釜医師会との、災害時の医療救護活動に関する協定を締結いたしております。それから、昨年 7 月には、イオン株式会社ジャスコ多賀城店との災害時における支援協力に関する協定。そして、年が明けまして、平成 19 年 3 月には、ソニー株式会社仙台テクノロジーセンターとの災害時における支援協力に関する協定ということ。

とあわせまして、これは年度に入りますけれども、年度明けまして、本年の6月には、多 賀城市管工事業共同組合との災害時における水道施設復旧等の応援に関する協定というこ とで、昨年、それからことしにかけまして、4機関・団体との協定を締結いたしております。

それから、2点目の、災害備蓄品は分散備蓄をして、各中学校学区に1カ所ずつ分散備蓄を図るべきではないかというような内容でありますけれども、私も同感であります。これも、 先ほど金野委員の方にも御回答申し上げましたとおり、財源の有効配分、それから効率的な活用の中で、最大限最善の努力をいたしてまいりたいと、このように思っております。

○竹谷委員

今、協力団体 9 団体、新たに平成 18 年度、特に決算との関係でいけば、3 団体が追加されているというのであれば、少なくとも予算とのかかわりはないにしても、成果に関する説明書にそのことは明記すべきではないかと思うのです。そのための成果の調書ではないかと。質問されて初めて、これこれだというのは、私は議会に対しても、市民に対してもやはり周知徹底は一回していても、やはり常にそういうことを心がけていく。ましてや平成18 年度決算議会の中で、こういうものが明記されない成果に関する説明書を配付されているということは、甚だ疑問に思いますけれども、今後はそのようなことのないように、この調書をつくる方は、そのような御配慮を賜りたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○板橋総務部長

ただいま竹谷委員からおっしゃられたとおりだと思ってございます。きのう、副市長が申しましたように、今後、決算でどういう資料を出したらいいのか、その辺いろいろ議論しながら、今言われたことも参考にしながら、検討してまいりたいとこのように思ってございますので、御理解賜りたいと思います。

○竹谷委員

ひとつそういうことを踏まえて、余り成果のないのは載せたくないでしょうけれども、大いに成果があるものはぜひ載せていただいて、我々はこれだけ努力したのだということを、市民にアピールしたらいかがかと思います。その件はいいです。

資料 7 の 68 ページで、先ほど中村委員からも質問がいろいろありましたが、私は、集団健康教育を初めとするこの健康教育については、相当これから力を入れていかなければいけない事業だというふうにずうっと見てきておりました。

平成 18 年度で、今までと変わった政策を打ち出した点があれば、教えていただきたい。

○岡田健康課長

平成 18 年度で変わった政策という御質問でございますか。特に 18 年度に力を入れてまいりました事業といたしましては、保健衛生推進員、地区に 47 人いらっしゃるわけですけれ

ども、各地区で健康教育、健康相談会をぜひ実施してほしいということでお願いをしておりまして、その数をふやしていこうということで、18年度、力を入れてまいりました。

まだまだ地域の中でどのように保健衛生推進員が動いたらいいかというふうなところで、 わからないのだというようなことがあった場合には、うちの方の保健師なり栄養士が支援 をしていくというふうな形で、地域の中でそういった健康づくりの輪を広げていこうとい うふうなところに、力を入れていきたいということでやってございます。

○竹谷委員

決算でございますので、平成 18 年度でこの健康問題について、こういうところにやはり力を尽くしてきたということと、そのことによって、地域に健康教育というか、健康に対するいろいろな認識が、今まで以上に上昇傾向になったということであれば、そのことを大いに、やはり成果として報告すべき事項ではないかというふうに思いますけれども、そのように解釈してよろしいでしょうか。

○岡田健康課長

来年度に向けて、制度も変わりますので、こういった健康づくりについての支援なり、それから仕組みなりが、そういったものについてはどんどんやって、強化していかなければならないというふうに認識いたしております。

○竹谷委員

これと関連して、私いつも思っているのですが、このごろ、公園費、公園の関係がある。 公園整備との兼ね合いがあるのではないかと思うのです。やはり、今見ますと、朝でも、 暑いときは日中は余りいないのですが、夜でも、歩行訓練というのですか、散歩というの ですか、ウオーキングというのですか、大変高齢化になりまして、大変多くなってきてい るという状況に見ております。

そうしますと、この方々はどこかで一時は休憩をしなければいけない。休息をする場所ということもやはり考えていかなければいけないのではないかと。そうすると、やはり公園ではないかというふうに考えられるわけであります。そういうような観点から、これは建設部との関係になるのですが、いわば高齢者の健康問題も含めて、関連する何かを模索するための協議というものが、やっておられると思いますけれども、平成 18 年度はどのような協議がなされたのか。

そして、その協議を受けて、公園に対して、高齢者向けの、運動できるような、いわば子供公園だけではなく、そういう都市公園にもそういう高齢者向けの健康器具的なものを置いた公園づくりということにも、着眼することが大事ではないかと思っているのですが、平成 18 年度の決算でございますので、18 年度中において、そのような協議なり、そのような話題を、建設部と保健福祉部でのいろいろな横のつながりは、どのような方向で検討されたことがあるのか、お聞きしたいと思います。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

都市公園の関係でございますが、今までですと、一般的に公園というのは、子供が、あるいは幼児の方が使われるというような認識もあったかと思うのですが、やはりこういう高齢化時代を迎えているわけですから、公園をぜひ高齢の方にもできるだけ多く利用していただきたいという思いは持っております。

それについてですけれども、公園でトイレを順次整備しておりますが、それについては高齢者の方、あるいは体の一部が不自由な方でも利用しやすいようなトイレ整備を図っております。

それから、今お話にあった、高齢者の方が利用できる健康遊具ということでございますが、 残念なことに、平成 18 年度はその実績がございませんでしたが、19 年度の事業で、城南 の鴻の池公園の方に設置を予定しているところでございます。

○竹谷委員

私は、やっていただければ大変結構ですし、少なくとも平成 18 年度に、今言った部間があるわけです。保健福祉部と、つくる側の、管理している側の建設部。少なくともそういうものをやる事業においては、縦割ではなく、横で横断をして、お互いに、やはり検討しながら、どういうものが効率がいいかとかというものの議論といいますか、協議といいますか、相談といいますか、そういうものをやはり私は市役所内でやられているものかと思って、今、18 年度はそういうものをやったのですかとお聞きしたのですけれども、そうすると、今度の19年度にはそういうものはわかっているのですけれども、それをやるためには、その横のつながりは全然なく、それぞれの部の単位で考えたというふうに理解しておいていいのですか。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

正式な協議ではないのですけれども、担当者レベルで、例えばお年寄りのためにはどういう遊具が適当なのだろかというようなお話し合いはさせてもらったことがございます。

○竹谷委員

ぜひ、これからこういうものは、横の連携をとって、それから、多分、今度できれば、ここもここもと要望も来ると思いますので、そういう適材適地というか適材配置というものも、考えていかなければいけないという問題もあろうと思いますので、これはやはり公園の予算だけでなく、福祉予算も含めて、トータル的に多賀城市の高齢者社会へ向けた健康増進という一つのテーマの中で、私は部間を横断してでも協議していく、またそういうものをつくり上げていくということが、今、地方自治多賀城市にも課題としてあるのではないかというふうに思っているのですけれども、そういう点について、平成 18 年度、そういうことは部間で多少はあったようですけれども、やはりそういうものについては横のつながりをしっかり持って、しっかりとしたものをつくっていくということが大事ではないかと思うのですけれども、その辺は、部長に聞いてもわかりませんでしょうから、市長公室でしょうね。

○澁谷市長公室長

結局、これからの時代というのは、その縦割行政でなく、委員がおっしゃったように、横の連絡というのがいろいろ必要になってくると思います。ですから、今おっしゃった件につきましても、いろいろな部分で部間を超えた形での協議というのを、今後いろいろやっていく必要があるかと思っております。

○竹谷委員

要望ではございませんけれども、私は大事な視点だと思いますので、ぜひ協議を生かしていくべきだというふうに思いますので、その辺だけ私の方から申し上げておきたいと思います。今後いろいろな場面で、いろいろとまた拝見をさせていただきたいと思います。

資料 7 の 78 ページ、農業振興について。少なくとも多賀城の産業の源であったのが農業だったと思います。それに付随して、工場地帯ができ、商店街ができ、そして今や沿道には大型店が進出する、いわば仙台のベッドタウン的な要素に、多賀城市が変わってきているというのは事実だと思います。少なくとも多賀城の産業というものになれば、農業というものを見逃すわけにいかないと私は思っております。当然商業も大事であります。

しかも、この農業というのは、天候に左右されることで、大変厳しい産業でもあります。 そういう観点からいくと、多賀城の農業はどうあるべきかという、いろいろな場で私も議 論をさせていただいておりますけれども、平成18年度において多賀城の農業振興について、 どのような基本政策で臨んできたのか。

そして、決算の結果、その基本計画にどのようになってきたのか、その辺について研究されたのかお伺いしたいと思います。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

お答えいたします。

私、ことし4月に担当しまして、正直、詳しいことはまだ今ちょっと勉強中でございまして、委員のおっしゃられる回答になるかどうかわかりませんけれども、おっしゃられるとおり、農業と申しますのはやはり天候に左右されることがあると思います。

それで、平成 19 年度の取り組みにつきましては、国で推薦しております品目横断的経営安定対策というものがございまして、農政課で取り組んでまいりましたのは、認定農業者 30 戸に対しまして、それの加入につきましての意向調査、制度の説明と意向調査につきまして、昨年 11 月 13 日、14 日にかけまして、仙台農業改良普及センターとともに調査してまいりました。結果、残念ながら、認定農業者におかれましては、加入件数ゼロでございました。

平成 19 年度以降におきましても、これらの制度等を進めてまいりまして、何とかこれに加入していただき、将来の農業の活性化につなげていただければというふうに考えてございます。

それから、集落営農につきましてですけれども、これは JA 仙台で推進しておりまして、現在、新田生産地区組合 1 カ所、これに加入しております。そういう状況でございます。

回答になるかどうかわかりませんけれども、私の方からの、今現在答えられる状況でございます。

○竹谷委員

かわったばかりですから、私の基本的なことだけ申し上げておきたいと思います。少なくとも平成 18 年度の予算、そして決算を迎えたわけです。多賀城が置かれている農業というのは、私は小規模農業だと思います。そこの小規模農業を多賀城市の施策としてどう、小さく言えば、都市近郊農業の育成強化という視点に置くしかないのではないのかと。やはりその視点において 18 年度は研究したのではないかと思ったのですが、それは国の施策にただ流されてきたという状況ですが、やはり少なくとも多賀城における農地の構成というものも踏まえながら、多賀城に合った、付加価値の高い農業というものについて、きちんとした政策を打ち出して、やはり 18 年度を踏まえて、国の品目横断的経営安定対策については、多賀城はゼロだったということであれば、それを踏まえて多賀城の農政をどうやっていくのかという、やはり反省と、これからの政策をこの場ではっきりと言って、本来であれば提言しておくべき課題ではないのかというふうに思っております。

農政課長は入ったばかりで、そこまで考えていないということでございますので、あえて 答弁は求めませんが、私は、決算に当たっての所見として、少なくともその程度は、所見 の一つとして我々に報告すべき事項ではないかというふうに感じます。その点については、 今後ひとつそういう視点も含めて、決算においては御報告いただければ幸いだというふう に思います。

次に、この隣の79ページに、多賀城は新たな政策で、ボランティア的に農業の農道なり水路を補修する場合に、原材料を支給して、農家の皆さん方のボランティアでいろいろとその整備を図っていると。これは他にない多賀城の新たな政策であろうというふうに私は見ております。

そういう意味で、ここの決算ですから、例えばです、同じところを業者に頼んで工事をしたものと、ボランティアでこのようにやっていただいたものの差が、このぐらい貢献しているのですというものは、もう二、三年やっているわけですから、もうそろそろその辺も多少説明をしてもいいのではないのかというふうに、決算書を見させていただきました。

そういう意味で、もしおわかりであれば、その辺の成果というものについて、おわかりであればお答え願いたいと思います。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

お答えいたします。

市民協働によります農排水路の整備でございますが、平成18年度の実績といたしましては、 南宮地区農業用排水路整備事業でございますが、270メートル、南宮地区につきましては 18年度で3年目でございます。

参考までになのですけれども、16 年度が同じ 270 メートル、それから 17 年度におきましても 270 メートルでございます。合計で 810 メートルになろうかと思います。

それから、平成 18 年度におきましては、新田字北区農業用排水路事業も行いまして、主に山王、新田の農家の皆さんが行いました。この長さですけれども、 250 メートル行っております。

○竹谷委員

違うのですね。私が問うているのは、これが……。部長、私の言っているおわかりですか。 では部長、答弁してください。

○菊池市民経済部長

今、竹谷委員の質問に対しましてですが、まことに申しわけありませんけれども、今の整備した、それに対する一般の事業者に委託したときのその事業費と、それから今回のこうやったときの差ということでありますけれども、ちょっと今の段階ではまだ調べておりませんので。申しわけございません。

○竹谷委員

決算ですから、財政は厳しい、厳しいと、皆で何とかしようと言っているでしょう。そうすると、多賀城農政の皆さん方が、部長を初め皆さん方が努力をして、何とかいいアイデアはないかと、それで検討した結果、農家の皆さん方とも相談したら、「いいよ」と、「私たちは原材料さえもらえば、私たちはボランティアでこれは整備するからいいですよ」という話で、これが始まったと思うのです。

そうすれば、一般の公共で今までやっている事業費とこの事業費で、これだけの差があって、この分だけは我々の努力で、市の財政に対して努力をしているのだという姿勢がここに出てくると思うのです。これがやはり多賀城の今の財政の厳しい折に、役所の皆さん方はこういう努力をしているのだということを、こういうときに明らかにしておくことが、我々議員としても重要ですし、また、市民に対してもそういうことが、役所ではこういう努力をしているのだということが報告できるのではないかというふうに思いましたから、御質問させていただいているのですから、そのデータがなければ、休憩した後で結構ですから、データをつくって、皆さん方に御報告していただきたいと思います。

○菊池市民経済部長

概算で計算しますと、多分数字は出ると思いますので、その数字でよろしければ、後ほど お答えしたいと思います。

○小嶋委員長

ほかにありませんか。ありますか。

では、ここでお昼の休憩にいたします。再開は1時でございます。

午前 11 時 58 分 休憩

午後1時00分 開議

○小嶋委員長

おそろいでございますので、午後の委員会を再開いたします。

初めに、竹谷委員の質問に対して農政課長より御回答いたします。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

先ほど竹谷委員の、農業用施設維持管理に要する経費の内容でございますけれども、資料7の79ページをお開き願います。

中ごろに、2の、農業用施設維持管理に要する経費がございますけれども、これの上から5番目、南宮地区農業用用排水路整備に係る機械借上及び原材料費237万6,039円の内訳でございます。まず機械借り上げが69万483円でございます。それから材料費168万5,559円、合計で237万6,039円となっております。

これを業者にもし委託した場合なのですけれども、設計額で約 432 万円ほどになります。

その差額が 194万 3,961 円というふうになります。この金額が経費削減になったのかというふうに思います。

○竹谷委員

説明を受けましたので、これは南宮で、新田の方はどうなっていますか。新田地区の方は。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

済みません。新田の方はちょっと……。

○後藤建設部長

先ほど竹谷委員の方から、横断的にということもありましたので、私がかわりましてちょっと説明したいと思います。

先ほどの南宮の方は一応概算ではありましたけれども、電算の方でざっとはじいたわけであります。これの傾向を見ますと、この直接工事費に係る経費の割合なのですけれども、 大体この直工に 1.8 から 1.9 を掛ければ、大体設計額になると、そういう想定でございます。

したがいまして、下の新田のものが、大体計算しますと、これも大体 420 万円弱のお金に なると思います。

○竹谷委員

わかりました。これだけの努力をされている成果ですから、やはりいろいろアウトソーシングとか、いろいろな今再生戦略とか、いろいろなことを今、市が試みているわけですので、こういう成果はやはり明らかに、決算ですので、これだけやればこう出るのだということを明らかにしておいた方がよろしいのではないかと。

南宮は違うようですが、新田の方ですか、例えば隣接する地権者から、1 反歩当たりなのかどうかわかりません、出られないから、その労働に参加できないので、その分ということで、例えば負担をするとかという仕組みにはなっていないのではないかと思いますけれども、そういう仕組みはどのようになっているのでしょうか。例えば、極端に置きかえれば、道路愛護で町内会でやったときに、出られない人は出た方のジュース代で、1 人 300 円のお金を拠出して、申しわけないという感謝の気持ちを出したりしているわけです。これもやはり自分に寄与している地権者が、どうしてもその事業に、お仕事の都合で参加できない場合、そういうような制度があるとすれば、その辺も明らかにしておいた方がよろしいのではないかと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

お答えいたします。

わかる範囲ですけれども、南宮地区の場合ですが、受益者負担金といたしまして、56万4,500円、これは農家8戸分でございます。それから、南宮地区の実行組合長よりの助成金といたしまして5万円、それから、雑収入、これは個人からの御祝儀でございますけれども2,000円です。合わせまして61万6,500円、これが収入の部となっております。

それから、支出の部ですけれども、人件費でございますが、86.5 人従事しておりまして、1日当たり 6,000 円となってございます。それが主なものでございまして、それから休憩用のジュース代とかお茶代とか、懇親会とか、そういうもの、それからガソリンの燃料費とか、あとエンジンポンプとか、プレハブの借り上げ、この分が2万円、以下、役員会費であるとか事務費であるとか、合わせまして同じ61万6,500円というふうになってございます。

○竹谷委員

そうすると、はっきり言って、市からの原材料費とかそういう借り上げ代を補助していただいたほかに、これに携わる方々の経費その他について、隣接する地権者と言ったらいいのでしょうか、の方々から負担金をいただきながら、この事業を進めているというぐあいになると思いますけれども、そういうふうに理解しておいてよろしいのですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

おっしゃるとおりでございます。

○竹谷委員

この種に関する事業は、大体大まかに、今説明を受けていたような感じで事業が進められている。どこも大体進められているというぐあいに理解をしてよろしいですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

今説明しました南宮地区につきましては、受益者負担とか、今言ったように、支出の部である借上料とか人件費などについてやっておりますけれども、新田地区につきましては、そういう受益者負担というのは一切なく、無償といいますか、その考え方でやっておられるようです。

○竹谷委員

そうすると、確認しますが、同じ作業の同じ整備事業、それも農政という一つの事業でありながら、その地区によっては、それぞれの経費負担がばらばらでやっているというふうに理解されますけれども、そういうことなのですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

そのとおりでございますけれども、これはあくまでその地区の皆様方、関係する皆様方が、 話し合いでもって決めているように伺っております。

○竹谷委員

各地区の農業従事者が、そういうことで話し合いの中で、実行組合あたりで話し合って、そういうことにしているのでしょうけれども、やはり同じ事業で、地域ごとにバランスが崩れているということになりますと、この事業、ただいま新田の今やっている、南宮はこれでずうっと進んでいくでしょうけれども、完成したにしても、南宮地区の所在のものは、これが一つの実例として事業が進められていくと思いますけれども、新田の場合は、今の実例でずうっといくかということは、なかなかいかないのではないかと。南宮もこうなのだから、こうすべきではないかという問題も出てくるのではないかというふうに思うわけです。

であれば、この種の問題については、ある程度有償ボランティア、これから見ると、南宮の場合は、言っては申しわけないですけれども、有償ボランティア的な要素があるわけです。やはり新田のこの種の事業については、ある程度有償ボランティアもしくは、新田の場合は地権者がたまたまみんなで労働に出たから、こういう仕組みにしたのだとか、その仕組みが違うと思うのです。その辺は調べていますか。

というのは、多分調べていないと思いますから、それ以上聞きませんが、こういうのは調べておいたらいいと思うのです。結果的に、新田の場合は地権者同士がお互い出て、この作業をしたと。だからボランティア方式でも無償でやりましょうと。ただし、南宮の方は、地権者が8人、先ほど言った8人ぐらいのようですが、がいますけれども、8人全員出なかったと。たまたま3人なり4人の方々がこの従事をしたと。そのことによって、このお金を皆さん方に有償ボランティアとして支払いしてやっていただけませんかと、という仕組みになったと思うのです。

ですから、この事業の仕組みをよく精査しておいて、これからのこの執行に当たっては、その辺のアンバランス、支障を来さないような調整役は行政の方でやってあげないといけないと思いますので、その辺はきちんと経過なり状況を調べて、記録にとどめながら、今

後のこういう事業に関する指導というものについての参考にしていったらいいのではない のかというふうに私は思うのですけれども、担当部長、いかがですか。

○菊池市民経済部長

今、竹谷委員がおっしゃられるとおり、最初の前段の話は、やはり地域、地域の方の事情がありまして、そのとおり南宮は南宮、新田は新田と地域事情がございまして、そのような経緯になったと思います。

確かに、これは市民みずからそういうふうなことで携わって、ボランティア的な気持ちを持って、農道の整備をしていくという気持ちには変わりないと思いますので、その辺のバランス的なもの、市の方では、与えられる金額というものは原材料とかそういうふうな限られたものですから、それ以上のものとなってくれば、地域、地域の方の特性、地域、地域の事情がありますので、そういうことで進むと思いますので、ただ、余りバランス的にそごを来さないような形でもって、こちらの方ではいろいろと指導したり、それから支援してもらったり、協力するというふうな態度をとっていきたいと思います。

○雨森委員

資料7の83ページ、観光行政に要する経費の欄でございますが、その中に、末の松山・沖の井の駐車場用地借り上げ 138万 722 円ですか、年間、それから維持管理費が52万 2,900 円というふうに出されているのですけれども、前年度のこの利用度といいますか、そういったものについてどのように活用されたのか、御報告をお願いします。

○高倉商工観光課長

駐車場の利用の状況でございましょうか。利用状況のちょっと数値の資料を持ってきておりませんので、申しわけございませんけれども、今、ここでは答えられません。済みません。

○雨森委員

できましたら、その数字の方も確認してみたいのですが、これは私だけの考えかもわかりませんけれども、私、しょっちゅうあそこの場所を通っていくのです。ところが、あそこに車がとまったり、バスがとまったりしているのを余り見ないのです。ですから、何かあったり、今後、何かを工夫しながら、せっかく年間 200 万円近いお金を投じるわけですから、工夫があってしかるべきではないかというふうに考えるのですがいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

末の松山と沖の井というのは、当市にとって極めて来訪も多い名勝地であることについては、おわかりいただけると思いますが、そういう方々に対する利便性といいますか、狭い道でございますので、どうしても駐車場がないと不便を来すというか、交通に障害が起きるというふうなことで、措置をしたものでございまして、適当な場所に駐車場を設けてあるというふうには考えておりますが、頻繁に利用の頻度があるかというふうなことになりますと、しょっちゅう車がとまっているという状況は、余り見られないとは思いますけれども、やはりそこに訪れる方々に対する便益施設の重要な部分でございますので、これからデスティネーションキャンペーンもありますし、誘客事業を展開していこうというふうに今考えておりますので、さらに利用されるように努めていきたいというふうに思います。

○雨森委員

わかりました。

それから、その(2) に、観光客入り込み数ですか、平成 17年と 18年は 51万 3,800人 と 61万 800人ですが、これは 1年間で 10万人ふえて、非常に成果があったと思うのですが、これはどのような努力の成果なのか。

それから、また、それに関して、この数字をどの辺からその 60 万人とか出しておられるのか、それも重ねてお尋ねいたします。

○高倉商工観光課長

数字の読み込みにつきましては、いろいろ議論もあるかと思いますが、この数字を出している背景を申し上げますと、これは年間の数字でございまして、当市に所在しております主な公共施設、それからお祭りでおいでになった数、それから宿泊者数、そういうものをトータルした数字でございます。

東北歴史博物館、それから埋蔵文化財センター、それから多賀城の政庁跡、そういう場所と、それから「ザ・祭り in 多賀城」ですが、市民まつりのさまざまな事業でございます。 それをトータルしますと 52 万 3,000 人ほどでございます。

それから、宿泊者数ですが、市内にありますホテル・キャッスルプラザを初めとする宿泊 者数が年間8万7,000人という数字で、この数字を出しております。

○雨森委員

そうですか。では、東北歴史博物館の入館といいますか、それも含めてということになる わけですか。

それから、一つお尋ねしたいのですけれども、10万人努力してふえたということについてはいかがでございましょう。

○高倉商工観光課長

やはり最近は、恐らく観光客といいますか、市内においでになる方々がふえているというふうな状況は、この数字からも見てとれるというふうに思いますし、最近、宮城県全体として観光に力を入れているというふうな、そういう評価がいただけるのかというふうに考えております。

○雨森委員

わかりました。私はまた、友好都市を結ばれたので、そういった関係から、かなり 10 万人もふえたのかというふうに理解しておったのですが、それで結構でございます。

○松村委員

資料 7 の 73 ページ、ごみの減量とリサイクルの啓発についてまずお伺いいたします。市の方におきましても、いろいろごみの減量に向けまして、ポスターの募集とか、あと勉強会、いろいろな見学会などをやられて、いろいろな成果が出ていると思いますが、ごみの減量の成果はどのような推移になっているのか、まず教えていただきたいと思います。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

お答えいたします。

まず、多賀城市だけでございますけれども、前年度比で生活系、事業系合計で 30 トンの減となってございます。これはトータルでございます。(「そのほかにもプラスチックとか」の声あり)

失礼しました。お答えします。焼却場の普通ごみですが、これが 170 トンの増、あと粗大 ごみがマイナス 17 トン、資源物でマイナス 70 トン、埋め立てを入れまして、埋め立てが マイナス 8 トン、合計で 22 トンの増でございます。

プラスチックにつきましては、マイナス 120 トンでございます。平成 18 年度は、プラスチックにつきまして大分焼却をしたということで、一般ごみの方もふえております。

○松村委員

いろいろな状況でふえたところ、減ったところがあるようでありますけれども、やはりいずれにしましても、今、地球環境のいろいろな温暖化を初め、問題になっておりまして、 やはり今後、これは私たちも大いに取り組んでいかなければならない課題と思って考えております。

それでなのですけれども、やはりこの取り組みは、市民全体がやはり関心を持って取り組んでいくということも大事だと思っております。そういう意味で、大いに今後も啓蒙・啓発、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

それで、先日、河北新報の方とか、あとテレビでも見ましたけれども、県の方で、子供たちに対してのそういうごみの再利用とか減量の啓蒙・啓発に向けまして、劇団に依頼しまして、芝居小屋六面座というのですか、この方たちに学校を回っていただいて、劇を通して、子供たちにそういうごみの減量とかリサイクル、ごみ問題についての意識を高めるという目的で始めたということで、紹介がありました。ごらんになったかどうか存じませんが、それで、最後に、4市7町の小学校で、16カ所で公演される予定というふうになっておりますが、本市に対してもこのことに関しての働きかけはありましたでしょうか。

○相沢学校教育課長

六面座のことにつきましては承知いたしておりました。多賀城市に対しましてその紹介は、 たしか昨年度もあったかと存じております。

ただし、本市ではまだ六面座を招聘してのこのような会は催しておりません。

○松村委員

どこかに来ていただく予定というのはありますか。

○相沢学校教育課長

環境教育の重要性は、各学校ともすべて認識しているところでございますので、この六面 座の招聘につきましては、各学校から、「ぜひ招きたい」という話はありませんが、校長 会あるいは教頭会の折に、教育委員会側から提案をしていきたいと考えております。

○松村委員

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次ですけれども、観光行政についてお伺いいたします。先ほど雨森委員の方からもお話ありましたけれども、観光客受け入れ体制、また観光客の入り込み数ということで、市もい

ろいろ御努力をされ、成果を上げ、10万人の観光客が増になったというお話がありました。 成果として出ておりました。

前回の一般質問の中で、私も市の観光行政について質問させていただきましたが、そのときの質問に関しての答弁の件もあることなので、まず最初にお伺いしたいのですけれども、本市として観光行政に対しての取り組む姿勢というのですか、ここには、「長期的展望に立って、計画に盛って推進する」と言っておりますが、今、どのように取り組む姿勢でいるか、まずその辺の基本的な姿勢をお伺いしたいと思います。

○高倉商工観光課長

観光行政については、たびたび委員の方から御質問いただいておりますが、行政といたしましては、やはり多賀城らしいといいますか、多賀城に合った観光行政を進めていくことが大事であろうというふうに考えております。

したがいまして、他市町村と全く違う要素は、やはり特別史跡を持っている市だというふうなことを強く意識を持って、進めていく必要があろうかというふうに思います。

御承知のように、ことしはプレですが、来年、全国展開を図る DC・デスティネーションキャンペーンが展開されます。したがいまして、観光行政として、そういう状況がここ 1、2年かなり進むだろうというふうに考えておりまして、ただ、私たちは単年度の勝負ではなくて、やはり息の長い観光行政を進めていかなければならないというふうに認識しておりまして、そういう意味では、整備等々もいろいろありますけれども、はやることなく、市のよさを認識していただけるような展開をしていきたいというふうに思っております。

○松村委員

私も、本市のこのすばらしい資源というものは、大変価値あるものと思って、皆さん同じ 思いだと思います。それで、やはり多くの観光客も、いろいろな方からお伺いしますと、 「本当に多賀城ってすごいところなのだね」と、「本当にもったいない。宝の持ちぐされ だね」というような、そういう声を、本当に来る方、よく見ていただいた方は、ほとんど の方が異口同音、そのようなお話をして帰るというのを聞いております。

でも、残念ながらまだまだ観光客数というのは少ないですし、先ほどのお話を聞きますと、 多賀城市民も随分この 60 万人、50 万人に入っているのかという感じもいたしますし、ま だまだ PR も足りませんし、また来ていないと。

また、もう一つ大きな問題として、その方たちが来ても、経済的な活力が地域に全然影響としてあらわれていないというのが現状であると思います。私、経済効果はどのようなものがあるかということを、一般質問でしましたときに、答弁の中にも、「ほとんどありません」というような話でありました。その原因はどこにあるのかというふうに市は認識してらっしゃるか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○高倉商工観光課長

極めて難しい質問をいただいておりますが、考えておりますが、その辺の原因といいますか、先ほども言いましたように、やはり一般的な、要するに観光地と違ってといいますか、一般的な観光地のように、あるいは目で認識できるような、例えば京都、奈良のような、そういう訴えるようなものというのは極めて少ないのが一つあるかと思いますが、先ほど言いましたように、ほかにないもの、やはり多賀城跡という、あるいは多賀城廃寺跡とか、遺跡、いわゆる埋蔵文化財が本市の特徴であります。したがって、その整備についてはやはり時間もかかりますし、それから、例えば南門の復元の事業なども、大分前に計画して

おりますが、やはり現実に至っていないという状況を見ますと、やはり一足飛びにそこまでなかなかいけないというのが今の状況でありまして、したがって、観光行政としては、 そういうものを、将来を見据えながら歩んでいかざるを得ないのだろうと。

ですから、すぐに、来年、再来年にぼんと何万人もふえるという状況を、見通すことというのはなかなか難しいだろうというふうに思いますが、やはり多賀城を中心としたこの市のよさを、やはり全国に PR していくということが、経済効果につながるかどうかわかりませんが、恐らく多少なりともつながっていくだろうというふうに思っています。

それで、もう一つ、観光協会の方で、「おいしい多賀城の味」というのを 2 年前から進めておりまして、おいでになった方々に、多賀城らしい特産といいますか、多賀城でとれたもの、あるいは多賀城で提供できるような食品あるいは食材を提供していこうというふうな取り組みもしておりまして、そういうものが少しずつ実を結んでいくのではないかというふうに考えております。

○松村委員

本当に観光課長としては大変苦しいところだと。これはやはり、私、商工観光課だけでは どうにもならないいろいろな整備計画というのですか、受け入れ体制をするにはそうだと 思うので、やはりこれは市の取り組み、観光行政、観光産業をどのように考えるかという ところから取り組んでいかないと、この商工観光課のこの予算内でそういうものをやろう といっても、やはり大変なことだと思いますので、やはり私は、経済効果が地域の活力に 与えるまでになっていないというその原因として、やはり観光客を受け入れる体制の環境 整備がなされていないというのが大きな要因であると考えております。

もう一つは、あと、多賀城にそういう物産とか特産物がなかなかないと。またそういうものを販売するようなそういうところがないということです。観光客が来る場所にそういうものがないということです。

でも、やはりこれからの地域経営というものを考えたときに、地域資源、その地域の資源を生かした、個性ある、魅力あるまちづくりというのが今求められております。これは市の方でもそのような思いは同じだと思います。

私は、こういうことから考えると、そういう体制をつくるためには、商工観光課だけではできるものではないので、どうか市全体でこの観光資源、多賀城のこの資源を生かした、魅力ある資源を生かして、どういうまちづくりをし、観光客を呼んで、そこで地域の皆様に活力を与えるような産業としてやっていくために、どう整備すべきかというか、どうするかということを、市の方でも考えるべきではないかと思いますが、その辺に関してはどのような認識をお持ちでしょうか。副市長にお願いします。

○鈴木副市長

観光ということの御質問ですけれども、多賀城にとっての観光をどう考えるかという根本的な問題だと思います。経済効果ということになると、消費、遊興型の観光でいいのか、あるいは、多賀城の観光というのは学習型なのか、体験型なのか、その辺の見きわめもあると思います。

お客さんがおいでにならない原因に、いろいろ、施設がないというふうなお話もございましたけれども、その辺は、お客さんが来るから施設があるのか、施設がないから来ないのか、極端なことを言うと、施設はつくったけれども、閑古鳥というのもちょっとさまにならない話でありますし、その辺のところは、多賀城の特性としての観光は何なのか、それを踏まえた上での施設整備、そういったものを考えていく必要があると思います。

これについては、まだちょっとはっきりお答えできる状態までは来ておりませんけれども、 そういったものも含めて、そばに中央公園があるということもありまして、複合的に観光 それから都市整備、そういったものを複合的にどうあるのかということも、今後いろいろ 検討はさせていただきたいと思っております。

○松村委員

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。長期的展望といって、この長期が 10 年後なのか 100 年後なのか、ちょっと今のは本当に見通しのないような、そういう計画であると現実 は思います。

でも私は、今がチャンスではないかと思う点は、御存じだと思いますが、国も今、観光立国ということに向けまして、力を入れております。また、宮城県におきましても、宮城県知事みずから観光振興に取り組んでおります。今月の宮城県の県政だよりにも、村井知事が、「観光はみんなのもの」ということでコメントを寄せておりますけれども、やはりそういう意味から言いますと、やはり市もこのチャンスに、国、県でも今推進しているそのときに、市としてもどうぞ声を上げて、何とかこれを契機に観光振興につながるような基盤整備ができますように、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思いますがいかがでございますか。

○鈴木副市長

これはもうそういうことで、可能性はいろいろ探りながら、県の方とも連携をとりながら、 多賀城の個性も失うことのないように、いろいろ検討はさせていただきたいと思っており ます。

○松村委員

ありがとうございます。

もう1点、観光に関してなのですけれども、先ほども課長の方からお話ありましたように、 多賀城のうまいものづくりですか、味というのを、去年から観光協会を中心にやっており ますし、商工会の方も今年度からやるということで、皆さん、本当に何とか多賀城の物産、 そういうものを開発したいということで一生懸命取り組んでおります。

ただ、私、思いますのは、商工観光課だけとか、観光協会も大事ですけれども、商工会中心ではなくして、多賀城の地元の産業の一つに農産物というものがいっぱいあるわけです。そういう意味から、やはり農協を中心としたそういう人たちに対しても呼びかけて、多賀城のおいしい味というものをどんどん開発して、PR していくということが、やはりこれからの地域経済の活力に大きくつながると思うので、商工会の方だけでなくして、ぜひ農協の方とかその辺とも連携をとって、やるべきではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

実は、昨日ですが、今、委員おっしゃるようなことが、昨日集まりを開きました。今お話にもありましたように、商工会が今年度の事業で、多賀城のブランド商品といいますか、食べ物ですが、お菓子と料理と、それから写真コンテストもやるというふうな、そういう事業を展開しております。これはもちろん観光協会も我々も入って進めておるわけですが、生産者とやはりお話し合いをすべきだというふうなことで、きのう、その集まりを実は開いたところでございまして、おっしゃるように、できるだけ生産者と製作する側と一緒になってやっていくというふうなことが、全体的に底を上げることになっていく。

それから、やはり観光行政は、行政だけが一生懸命になって言っても、やはり商工の方々、 やはり市民のレベルで取り組んでいっていただかないといけないことだと思いますし、そ ういう意味では、行政はそのバックアップをするような形をとって、市全体として取り組 んでいくという、そういう形をつくっていきたいというふうに考えております。

○藤原委員

資料 7 で質問させていただきます。4 点でありまして、一つは 63 ページの、妊婦さんの健診について、それから、73 ページ、東部衛生処理組合への繰り出しについて、89 ページ、玉川岩切線について、94 ページ、下水道会計への繰り出しについて、4 点質問させていただきます。

まず、63ページの、妊婦さんの健診なのですが、健診票というのがここに書いています。 健診票というのはどういうものなのかというのが1点。

それから、二つ目なのですが、普通、お産するまでに何回程度健診を受けるものなのかというのが二つ目。

三つ目なのですが、多賀城の場合、無料の健診は何回になっているのかという点について お答えください。

○岡田健康課長

1点目でございますけれども、妊婦の一般健康診査票ということで、妊婦健診のことでございますけれども、前期と後期に分けて2回実施いたしております。

それで、大体どのぐらいの回数かという 2 点目でございますけれども、大体きちんとといいますか、決められた回数を受けたとすれば、大体 13 から 14 回ぐらいかなというふうに思います。

今現在、2回無料で受診券を発行いたしております。

○藤原委員

そうすると、その2回の無料の健診がこの票だということですね。

それで、国からの補助だとか、県からの補助だとか、そういうものはあるものなのですか。

○岡田健康課長

平成 10 年度以降は一般財源で実施いたしております。それ以前は補助金がございましたけれども、今は一般財源で実施いたしております。

○藤原委員

これは国で、国は金は出さなくなったのですけれども、何回ぐらいの無料が望ましいという、何か指示というか通達というか、そういうものがあるというふうに聞いたのですけれども、それはどうですか。

○岡田健康課長

ことしの1月に、国の方から、公費で行う望ましい妊婦健診のあり方ということで通知が来てございます。(「それは何回ですか」の声あり)全部で5回です。

○藤原委員

要するに、金は出さないけれども、自治体でやりなさいという話ですね。

それで、これはいろいろ深刻な問題が出てきていまして、お産で救急車を呼んだのだけれ ども、たらい回しにされて、母子ともに亡くなったと。あるいは死産だったというような 報道もされています。

それで、私は、産婦人科の医者が少なくて、とうとうこういう事態になったのかと思っていましたら、そうではなくて、お金がなくて、健診を受けなくて、一回も健診を受けないままいよいよお産になって、飛び込みのお産になって、ああいう事態になったというのが、この間の事件の真相のようです。

そういう点からいうと、2回の無料健診ということでいいのかどうかというのが、これは問われてくると思うのです。国は金は出さないのはまずいと思うのですけれども、とにかく医学的にというか、見れば、もっともっと公費で見るのが望ましいという指針を国が出しているわけなので、これは見直しの検討をするべきではないかというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○岡田健康課長

ただいま委員から御質問ありました件につきましては、松村委員の方から一般質問が出てございますので、そちらの方で御回答申し上げたいと思います。

○藤原委員

それから、73ページの、東部衛生処理組合の件なのですが、これをそのまま見ると、2万4,365 トンのごみを処理するのに、8 億7,830万4,055 円かかったというふうに見えるのです。1トン処理するのに3万6,048 円かかっているという数字に見えるのです。でも実際は違うのではないかというふうに思うのですけれども、これはどうですか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

確かに 8 億 7,800 万円と出ておりますけれども、この内訳を申し上げます。まず、投資的経費負担額でございますが 8,776 万 4,000 円、端数は切ります。あとごみ処理負担金 2 億 9,236 万 3,000 円、これにプラスして、地方交付税分、特別負担金でございますけれども 4 億 9,807 万 3,000 円、これにハッピーマンデー分が 10 万 3,000 円でございます。

○藤原委員

今、いろいろ意見が出ていますけれども、ここもそういうふうに書くべきではないかと思うのですが。私は1トン3万6,000円かかっているのかと思いましたよ。

それで、歳入の質疑のときに、東部衛生に対する繰出金で実質公債費比率が 2.1%アップ になっているのだという話がありました。それはどういう、多分多賀城だけとりわけそう いう傾向になっているのだと思うのですけれども、なぜそういうふうなことになっている のかという仕組みを、ちょっと説明していただきたいのですが。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

今の御質問は、実質公債費比率の上昇要因としての仕組みということでよろしいでしょうか。昨日お答えしましたとおり、一部事務組合を除く実質公債費比率につきましては、除かない場合は 18.3%、除いた場合は 16.2%ということで御紹介申し上げました。

ここの部分につきましては、特に特別負担金の部分ですが、これは交付税に措置された部分、それをそのまま出しております。実質公債費比率の算式上、この特別負担金相当分につきましては、多賀城市から東部衛生に出す分が元利償還金、準元利償還金ということで、分子の方の数字の要因になります。そこから基準財政需要額に算入されている分を差し引く形になります。さらに分母の方からも同額、算入されている分を差し引くことになりますので、実質的な、理屈上、これは上昇要因には直接はならないというふうに考えております。

○藤原委員

どういうことなのですか。きのうはなると言っていたのですけれども、きょうはならないと、ちょっと整理に困るのですけれども、きのうの答弁ときょうの答弁の違いが何なのかということをひとつ説明していただきたいと。

それから、もう一つは、1 市 3 町で東部衛生をつくっていますが、3 町分の、本来 3 町が投資する分もまとめて多賀城に来ていて、形式上繰出金が多くなって、実質公債費比率が高まっているのだというふうに理解していたのですけれども、それはどうなのかということです。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

済みません。説明が舌足らずでございました。

特別説明資料の18ページをごらんいただければと思います。下の段の方に、実質公債費比率の算式を載せております。ちょっと長い分数の算式になっておりますが、分子の方の地方債の元利償還金プラス準元利償還金、この準元利償還金の中に東部衛生処理組合に対する繰出金、その元利償還金相当分の補助金ですが、これがここに入ってまいります。ただし、ここから、その次の括弧の部分になりますが、引くことの基準財政需要額算入額、これが交付税に入っている分そのまま引かれます。そして、下の分母になりますが、標準財政規模からこの基準財政需要額算入額も差し引かれることになります。

そういう意味では、分子、分母、直接的にはどちらからも除かれるということになりますので、ただ、標準財政規模が交付税、その特別負担金相当分の交付税を差し引きますと、標準財政規模もその分縮むということになりますので、実質公債費比率の計算上、そういう意味では影響が出てくるということでございます。

1市3町分が集まってくるという部分でございますが、基本的に交付税につきましては、代表で多賀城市が受けていると。その分を出しているという、そのままスルーで出しているということになりますので、その予算規模としては膨らんでまいりますが、先ほどの説明の中にあった投資的経費負担金、それが実質の多賀城市の負担分ということで、それはそれぞれ構成市町村で案分されていると。

ただ、交付税算入分を多賀城市が代表して受けて、そして代表してお渡ししているという ふうに考えております。

○藤原委員

わかりました。

それから、89ページ、玉川岩切線なのですが、平成 20 年度中に完成させるというお話は何回か伺っているのですが、これは予定どおり順調に進捗されているというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

現在のところ、事業を施行しております東土木事務所の方からは、そのような説明を受けております。

○藤原委員

わかりました。

それから、94ページ、下水道への繰出金です。16億3,300万円繰り出ししています。それで、予算のときには、いわゆる企業会計にするかしないかということが大きな問題になりました。それで、予算のときは、企業会計にすることによって、平準化債が2億8,600万円活用枠が減って、そして結局、交付税とのやりくりの中で一般財源に1億4,300万円穴があくと、そういう予算をわざわざ組んだのだということで、私は大いに問題にしたわけです。

この数字が、決算としてはどういうふうになったのかということについて、お答えいただきたいと思います。

○鈴木下水道部長

今、下水道の決算については、大変申しわけないですが、今持参してきておりませんので、 下水道会計の中で説明をしたいと思います。

○藤原委員

要するに、特別会計のままでしたら16億3,300万円の繰出金は一体幾らになったのだというのを聞きたいのです。ですから、特別会計で説明しますと言われると困るのですが。

○鈴木下水道部長

今の質問なのですが、再度大変申しわけないですけれども、下水道事業についての資料を 持参してきておりません。改めて下水道事業の方で説明したいのですが。

基本的には予算の事業形態そのものが、決算でほぼ同一内容ということです。したがって、 下水道平準化債使用、企業会計にしたことによって、約2億6,000万円ぐらいですか、使 用できなかった分等々については、決算においても同様な内容で決算が締められておりま す。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

まず、資本費平準化債の発行額だけの資料が、ちょっと手元にございます。それを御紹介させていただきたいと思います。

これは、ことしの2月に説明会を行ったときの資料でございますが、平成18年度における 資本費平準化債の発行額、企業会計の場合ですと2億3,300万円、特別会計、公営企業法 非適用の場合は4億9,340万円ということで、この差額が、今、下水道部長の方からもお 話がございましたが、2億6,040万円、この発行差額が出たということになります。その 半分1億3,020万円相当分が交付税の減額要素になったということになります。

○竹谷委員

資料の91ページの、公園整備の関係で、3だと思いますが、都市公園維持管理に要する経費ということになりますが、この中で水洗トイレが相当多く今出てきていると思いますけれども、何力所ありますか。

○佐藤施設課長

水洗トイレを設置している数は、全部で30カ所、公園数で28公園ございます。

○竹谷委員

1個当たりの清掃業務委託費は、平成18年度でどのくらいかかっておりますか。

○佐藤施設課長

1トイレ当たり 500円でやってもらっております。

○竹谷委員

500円というのは、月 500円ですか、1日 500円ですか。

○佐藤施設課長

1 基当たりでございます。(「年間ですか」の声あり)いや、1 カ所 500 円で清掃してもらっております。1 回です。1 カ所 1 回当たり 500 円でございます。

○竹谷委員

では、1カ所、何回を計画しておりますか。

○佐藤施設課長

今ちょっと詳しい資料がございませんが、おおむね清掃回数は週1回は実施しております。トイレの種類によって、場所によってちょっと違いますけれども、おおむね1週1回は清掃しております。延べ2,000回、月にして4回から8回でございます。

○竹谷委員

そうしますと、月にして8回として月4,000円ですね。それで12回として5万6,000円ですか。そうなりませんか。私の計算が間違ってなければ、そうなると思うのですがいかがですか。

○佐藤施設課長

それは1トイレ当たりだと思いますけれども。

○竹谷委員

それから、公園愛護で清掃などしていると思いますけれども、愛護団体に平方メートル当たり幾らの愛護協力金を支給しておりますか。

○佐藤施設課長

公園愛護団体には、平方メートル当たり 10 円でお願いしております。

○竹谷委員

なぜそれを聞いたかというと、83ページ、観光費の末の松山・沖の井駐車場トイレの清掃 委託 52 万 2,000 円を 1 年間で支給します。公園のトイレについてもほぼ同規模ぐらいの ものと見ておりますけれども、委託料の差額があると思いますが、その辺はどういうこと からでしょうか。

○小嶋委員長

ここで休憩いたします。再開は2時15分です。

午後2時03分 休憩

午後2時16分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

休憩前の答弁について、施設課長より訂正の発言がございます。

○佐藤施設課長

先ほど竹谷委員に、清掃費 1 カ所当たり 500 円とお答えいたしましたけれども、 800 円 でございます。済みませんでした。

○小嶋委員長

次に、商工観光課長より答弁がございます。

○高倉商丁観光課長

最初に、雨森委員から御質問いただきました末の松山・沖の井の駐車場の台数の件でございますが、今調べてまいりました結果をお知らせしたいと思いますが、実は、あそこの駐車場は管理人を置いている駐車場ではございませんので、したがって正確な台数を申し上げることができませんので、そういうことでございますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、引き続いて、トイレの件について申し上げますと、末の松山・沖の井の駐車場のところに設置をしておりますトイレの清掃につきましては、入札で行っておりまして、52万 2,900円の内訳は、月4万 3,575円の12カ月ということの内訳でございます。

その清掃の委託の内容でございますが、一つは、駐車場及びトイレの清掃というふうなことで、週2回というふうなことでございます。

それから、駐車場出入り口及びトイレのかぎの開閉ですが、そういうことも行っていただいておりまして、大きくその2点の内容で委託をしております。

○竹谷委員

それでは、具体に聞きます。もう一回再確認します。観光費で出している末の松山と沖の井のこの駐車場及びトイレの清掃業務は、週2回で4万3,750円、ですね、確認してよろしいですね。それで入札でやっているということですね。

公園の方にお聞きします。公園の方は 800 円と言いましたね。1 回。この観光費で出しているのと同じような積算でいくと幾らになりますか。

○佐藤施設課長

1回 800 円で、1週間に2回ということになりますと、1年間に50週ということで、50週に2回を掛けまして100回、100回に800円を掛けまして8万円というふうになります。

○竹谷委員

なぜこれだけ同じ公園の、公園的トイレ、規模も大体同じなもので、なぜこれだけの差が 出るのですか。同じ市の施設としてあるにもかかわらず、相手は入札、相手は随意契約か なにかわかりませんが、愛護団体にお願いをしている。なぜこれだけの差があるのですか。 この差について解明してください。

○高倉商工観光課長

観光費の方で支出しております委託の内容については、トイレの便器だけの清掃ということではなくて、もちろんそれも含みますが、駐車場内のごみの収集だとか、トイレの中の床面の清掃、洗浄ですね、それから、先ほど言いましたように、駐車場の出入り口のところにかぎをかけておりますし、それからトイレも時間でかぎをかけているというふうなこともあって、そのかぎの開閉も含めてというふうなことでございますので、一応内容を再度申し上げさせていただきました。

○竹谷委員

入札でやって、これで落札している。相手は老人クラブ等を含めて、公園愛護団体、ボランティアでやる。同じ施設でありながら、確かに理屈は言っていますね、掃除だと。トイレの掃除は皆一緒だと思います。あの辺の清掃も大体同じ。そして、先ほど私が聞いたのは、公園の清掃で平方メートル当たり幾らですかと。10円しか出しておりませんと。10円です。これから見ても明らかに、もう概算で3倍以上高いもので委託契約しているのではないかと。

いいですか。私、今回の決算で特に平成 18 年度の決算に当たって、どれだけ皆さん方が努力をして、どれだけ厳しい財政に対して貢献しているかということをお聞きするために、農政課長にも、なったばかりで大変恐縮でございましたけれども、数字も出していただきました。一方ではそういう努力をしていながら、一方では、同じ公園、同じものでありながら、こういう差があるということは、多賀城市はどういうような管理状態にあるのですか。A 所管はこれ、B 所管はこれ、C 所管はこれ、D 所管はこっち、全部ばらばらなのですか。そういう施設管理しているのですか。それについてお聞きしたいと思います。

○菊池市民経済部長

ただいまの観光の関係の沖の井の駐車場、トイレ清掃でございますけれども、これは今、 竹谷委員が言われたように、全庁的にすり合わせをしたということではなく、各部、各課 の方で持っている施設をそのまま、今の状況を見ながら、一番適正な管理ということで委 託契約というふうなことをとっていました。

これ全庁的にと言われますと、その方法、やり方というものを、これからまだいろいろ内部の方で検討していかなければならない事項ではあると思います。

○竹谷委員

これは今言っていない別なものもあります。ちょっとうわさで入ってきています。これは 私は資料をもらっていないので言いませんけれども、ばらばらです。施設の管理の、少な くとも類似施設は、統一的な基準で管理をしなければおかしいのではないですか。今、部長お答えになりましたが、もし部長が、公園のトイレを今の金額でやって、片方の金額は高い方だったらどうします。こんなのはやってられないと言い出すのではないですか。人間感情としてそう思いませんか、どうですか。副市長ですか。

○鈴木副市長

確かに、今、竹谷委員おっしゃるとおりで、同じ業務、同じ内容で単価が違うとすれば、 それはその人間感情として承服できないと、それはごもっともだと思います。

今の内容は、トイレそのものだけなのか、ほかに委託している中でほかの附帯部分があるのかないのか、それも整理しなければならないということがございますし、あと委託先が、通常の、いわゆる民間の業者に対する委託というとらえ方でとらえるのか、あるいは愛護団体の、いわゆる市民協働的な感覚な中でとらえるのか、その違いも出てくると思いますけれども、ただ、今おっしゃられたように、それをきちんと説明しなければならないというところもございますので、その内容、内訳は、少し精査させていただきたいと思っております。

○竹谷委員

先ほど聞きましたら、2回のトイレ掃除と周りの清掃だと言っているのです。そして施錠だと言っているのです。多いのは施錠だけなのです。公園清掃は平方メートル当たり 10 円だと言っているのです。これは計算すれば出てきます。明らかに差がついています。これは精査しなくとも、今の答弁で明らかに差がついているというふうに私は見ている。ですから聞いているのです。縦横のつながりが全然ないというのは、こういうことに出ているのではないですか。覆したくないですけれども、下水道の公営企業化のときもそうだった、こういう小さなことかもしれないけれども、これさえ縦横のつながりがなっていない。これは多賀城市の平成 18 年度の現状だというのを、明らかにしているようなものではないですか。いかがですか。

○鈴木副市長

確かに横の連絡、各部間の連携がとれていないということであれば、これはただおわびを して、それは改めるということで、おいおいするしかないと思っております。

ただ、今のことについては、やはりその業務の内容も、一度精査させていただきたいと思っております。

○竹谷委員

もしボランティアでできるのであれば、ボランティアに切りかえるべきだし、公園はボランティアだ。ここはボランティアでなければできないではだめなのだと。専職でなければならないという定義づけもどこにあるのか、という問題も出てくるわけです。はっきり言って、これ以上お話ししても回答は出てこないと思いますから、これでやめますけれども、こういう実態を今後は絶対にやらないようにしてほしい。これは市民に明らかになった場合に、皆さん方は市民要求で行ったときに、財政がない、財政がないでは済まない。市民に対してはそういう言葉は言い切れないと思います。こういう小さな問題かもしれませんけれども、もっと横の連携をとって、それぞれの立場があろうと思いますけれども、どの施設を使っても市民は一緒です。ですから、そういう原点に立って運営していただきたい。今回は特に平成18年度決算を見て、こういうアンバランス的なことが見受けられましたので、皆さん方に喚起をしておきたいというふうにしておきたいと思います。

あわせて、質問に対して、資料がないというのが多過ぎる。決算に当たっては、決算資料 は必ず持参をし、それに対する付随する資料も持参をして、我々議員の質問に対して的確 に答えていただくようにしていただきたい。以上、委員長、よろしく取り計らっていただ きたいと思います。

○小嶋委員長

当局の皆さんに申し上げます。今委員会は決算委員会でございます。必要な書類は確実に そろえて持参するようにお願いします。

○雨森委員

1 点お尋ねいたします。

実は、私も新潟の中越地震に行ってまいりましたが、資料7の98あるいは99ページでございます。防災対策に関してでございますが、7月、8月と2回に分けましてボランティア活動を1週間やってまいりました。その中でいろいろと体験させていただいた。これから宮城県、あるいはまた地震にいかに対応できるかということを、自分も勉強しながら参ったわけでございますけれども、非常に厳しいものがございました。

その中で、第1点は、県が平成16年3月に作成しております宮城県沖地震、3段階ぐらいに分けているのですけれども、その地震が起きた際に、県下でどれぐらいの被害が出るか。死亡者あるいはまた被害、けがをされた方々とか、家が倒壊するとか、そういった資料が各自治体に発送されている、そういうふうに県の担当課長から聞いております。それについて、担当課の方で御説明願いたいと思います。

○伊藤交通防災課長

ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

これにつきましては、第3次被害想定調査というものを、文部科学省の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価で示されておりまして、ただいまお話しのとおり、平成16年2月に、宮城県防災会議で発表されております。

御承知かと存じますが、宮城県沖地震、三つの形に分かれておりまして、まず一つは単独型、そして次には連動型と、そして三つ目には長町・利府線の断層による直下型と、内陸直下型というようなことで、一番被害想定の大きい連動型についての主な想定結果、人的被害についての御質問でございますので、人的被害について、その調査想定について御回答申し上げます。

まず、死亡者につきましては、朝の午前4時でございますけれども、朝3人、夏場で2人、冬で3人という死亡者でございます。

次に、けがをされた方、負傷者についてでありますが、負傷者は朝 264 人、夏 251 人、 冬 261 人、以上でございます。

○雨森委員

仙台市も、具体的に何々区で何人ぐらいであろうということも、その死者の数も、もっとも朝とか夜、あるいは夏とか冬の差はあるのですけれども、新聞で発表されておりました。

それを踏まえながら、災害の際にボランティア活動、全国から各地から、新潟の場合で多いときには 1,000 人弱参加している日にちもありました。車の中で夜寝る方もありますし、

バイクで来る人たちは、やはり夜、宿泊する場所、学生もいます。それから、また、北海道から船に乗ってくる応援もいます。その人たちが、仮の宿ですが、そういったものを新潟県の方で準備しておりました。宮城県の方で尋ねましたところ、そういったものはまだ取り組んでいないという話でありましたが、ボランティアというのは、弁当とそれからそのけがと宿泊は自分持ちだというような、それがボランティアだというふうに言われているのですけれども、多賀城市で、今後、そういったボランティア活動が入ってくれた場合に、そういう施設を考えていくのか、いろいろな考え方があると思うのですが、そういったことも踏まえて、どのようなお考えがあるのかお尋ねいたします。

○伊藤交通防災課長

本市におけるその災害ボランティアセンターについてでありますけれども、これは過般実施いたしました 9.1 総合防災訓練におきましても、宮城県で初めて本市で開催した訓練で、ボランティア活動の支援の訓練を実施いたしました。大変皆さんからも評価をいただいております。

多賀城市のボランティア活動の受け入れにつきましては、本市の地域防災計画におきまして、その開設場所であるとか、あるいは全国各地から訪れていただきましたボランティアさんの受け入れ体制、そういったことについて規定しております。

詳細につきましては、こちらの、我々通称「赤本」と称していますが、こちらの方にボランティア活動環境の整備ということで掲載しておりますので、後ほど御参照いただければ幸いとこのように存じております。

○雨森委員

では、最後に、備品ということで、例えば簡易トイレ、あるいはまた脱臭剤とかもろもろございますが、やはり一番困るのがトイレなのです。簡易トイレ、余り具体的には申し上げませんが、二通りあると思うのです。水で流し込むのと、排便して、そのまま姿が映っているというのと二通りあると思うのです。

ですから、多賀城では、そういったトイレはどのような数になっているのか。今わからなければ結構でございます。トイレというのは非常に大変な場所でございまして、特に夏場はそのにおいともろもろで、とにかく頭がおかしくなってしまうような状況でございます。

それから、ガス、都市ガスとプロパンの使い分けです。都市ガス化されますと、ガスがだめになれば全部だめになってしまうということで、今、新潟の方は、現地はプロパンを見直すということで、7 対 3 の割合ぐらいでやはりプロパン普及ということに取り組んでいるようにも聞いております。

以上、踏まえまして、今後多賀城におきましても、いろいろな角度から対応できるように お願いしたいと、要望しておきます。

○中村委員

資料 7 の 83 ページ、先ほど観光客受け入れ体制について、雨森委員それから松村委員、それから竹谷委員から非常に熱い質問がありました。私は、市長の言う現場主義の立場からちょっとお伺いします。

今、私は、だれか来ると、必ずなのですが、できるだけ末の松山、沖の井、それから壺の 碑を案内しております。それで一番困るのが駐車場です。既存の駐車場はちょっと遠い、 それで私が末の松山を案内するときは、ちょっと坂を上がったところに民家の駐車場があ

るのですが、そこをちょっと拝借して、それから沖の井は、あのアパートに入るところの、入り口のところに車を置く、それから壺の碑のところは、あの県道の向かいに民家があって、あいている駐車場があるので、そこを使わせていただく。そういうことで、既存の駐車場はあるのですけれども、使い勝手が悪いと。できるだけ観光客が行って、使いやすくて、観光を楽しめるような配慮が必要ではないかと感じております。

この間、壺の碑に行きましたら、史跡案内ボランティアの方が三、四人おりまして、私たちは3人で行ったのですけれども、非常に観光客待ちの姿が見えました。

そういうことで、既存の駐車場はそれでいいと思いますが、もう少し臨機応変に使えるような措置はできないのでしょうか。それが一つです。

それから、沖の井のフェンスですが、あれがまた非常にさびているとか、広告については 取っていただいたのでいいのですが、その辺の多賀城を代表する史跡に対して、ちょっと 配慮が足りないのではないかと、そういうことを感じております。

ですから、臨機応変の駐車場の確保、それから職員ができるだけ現場に行って、体験していただくと、そういう方向をとっていただきたいと感じているのですが、いかがなものでしょうか。

○高倉商工観光課長

駐車場の問題につきましては、今までもいろいろ御指摘受けておりますけれども、今、委員おっしゃるように、なかなかすぐ目の前に駐車場というのは、これは土地の問題もありますし、個人の土地の問題もありますので、なかなか直前に設置をするというのは難しいだろうというふうに思います。

個人の、要するに、マイカーだけではなくて、例えば団体でおいでになるときの貸し切り バスとか、そういうものを受け入れるとすると、やはり今御指摘のその末の松山・沖の井 のすぐ目の前というのは、これは恐らく道路事情からいったら不可能であろうというふう に思いますし、したがって、その今の場所に大型のバス等も駐車できるようにというふう な形で、措置されたのだろうというふうに思います。

それから、壺の碑、多賀城碑だとか、その辺につきましては、特別史跡との整備の兼ね合いもありますし、観光の側面からだけで判断ができないというふうなところもありますので、その辺については、今後の中央公園の整備とか周辺の都市計画公園等々の整備と整合性をとって、検討していく問題だろうというふうに思います。

○中村委員

どうも大型観光バスが頭にあるようですが、非常に多くの方がおいでいただくのには、個人的なマイカー、そういうのを中心に考えていただいた方がいいのではないかと思います。来月17日には、熊本県の人吉市議会議員が行政視察に来ます。そのときやはり案内します。大型バスではありません。ちゃんとしたところですっととめられるようなそういうところが必要であります。行政視察で来て、できるだけ市内を案内したいのですが、時間の都合があって、駐車場が遠いとちょっと遠慮してしまうと。そういうことで、できるだけ前向きにやっていただくことを希望します。答弁は要りません。よろしくお願いします。

○根本委員

資料7の72ページ、ごみ減量に関する問題でございます。平成18年度において、例えば家電あるいは家財道具など、すぐにまた使えるそういったもの、こういったものに対する

市民に還元するとか、あるいは再利用する、そういう取り組みというのはどういうふうになされたのでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

はっきり言いまして、今のところはやっておりません。

○根本委員

はっきりしています。わかりました。

実は、仙台市に葛岡にリサイクルプラザ、それから若林区にもリサイクルプラザがあります。私、両方見てまいりました。例えば、たんすとかそういうものなのですけれども、集積所から集めたもの、あるいは市民の皆さんがそこに持ってくる、そういったものに手を加えて直す、そして市民の皆さんに提供しているのです。ありとあらゆるものがあります。課長、見たことはありますか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

申しわけありません。見たことございません。

○根本委員

そうすると、私が今お話ししているのを、想像で聞いていただきたいのですが、大変すばらしいものです。それを市民の皆様に提供しているのです。いつでも、日曜日もやっております。職員の方が交代でやっていまして、物すごい人気なのです。例えば、この家電欲しい、こういうことになりますと、みんな欲しがるから、抽選になってしまうのです。次から次ともう新品同様にして、リサイクルして再利用しているのです。もうこれはすごいなと私思います。

今現在、1市3町で東部衛生処理組合ということで、負担金を出して運営をしております。ですから、そういう関係から、ぜひとも管理者は市長でありますから、関係市町、首長さんにぜひお話をして、施設もそんな立派な施設でなくていいと思うのです。何というのでしょう、プレハブみたいな、そういうちょっと大きな施設でもいいと思うのです。前のし尿処理、今駐車場になっていますが、ああいうところを利用してもいいですし、ぜひ1市3町でそういう方向性で検討してみてはいかがでしょうかと思うのですが、市長、いかがでしょう。

○菊地市長

ぜひ検討してみます。

○根本委員

ありがとうございます。すばらしいことですので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、資料 7 の 90 ページ、これもちょっと似ているといいますか、関係ですが、平成 18 年度で放置自転車対策に要する経費、これが 409 台あったと。そして 17 年度よりもふえております。71 台増加しております。その決算額、処分額が 137 万 1,522 円だとこういう状況でございます。

この件につきましては、これまで何回となく、すぐにでも乗れるような自転車も半年間置いて、それから処分しているとこういう状況でありますから、何とか再利用の方向で検討

をしていただきたいと、このように提言をしてまいりましたけれども、平成 18 年度のその取り組み状況についてお伺いいたします。

○佐藤施設課長

平成 18 年度の取り組み状況といたしましては、基本的に、大部分の自転車なのですけれども、腐食とか車輪等の破損が著しく、乗れる状態ではないと。それで、東部衛生処理組合で廃棄処分を行っておる現状でございます。

過去に、多賀城市シルバー人材センターにおきまして、廃棄自転車を修理して、それでリサイクルしたことはありますけれども、人材等の理由により、継続できなかったということがございます。

また、塩竈市では、塩釜自転車組合、これは塩竈と多賀城で一緒に組合をつくっているのですけれども、その放置自転車を引き取っていただきたいという交渉をした経緯がございますけれども、組合側の方から断られたと聞いております。

放置自転車につきましては、放置自転車のリサイクルについては、種々難しい問題はある とは思いますけれども、検討する必要性は感じております。

○根本委員

その再利用の仕方については、これまで議会で一般質問等でお話をしてまいりました。

一つは、公用車のかわりにぜひ使ってみてはいかがですかと、こういうお話もされて、当時の助役は、「いや、検討してみましょう」とおっしゃっていましたけれども、実は松江市ではどのような利用をしているかというと、市役所で公用自転車として用意していると。そして各支所にも用意している。施設にも用意している。そして職員が近くに行くときは、その自転車を利用する。それはなぜかというと、やはり環境に負荷が、自動車ですとあるということで、環境対策としてみずから市で取り組んでまいりましょうと、こういう施策を展開しているのです。立派ですね。ですから、こういうことなのです、私が言っているのは。

それから、 409 台平成 18 年度で処分をした。 409 台全部乗れないかというと、私は、放置自転車として撤去する際、どういう撤去の仕方をしているか、多分何日か置いてやるのでしょうけれども、その撤去してからの管理方法、それから、その問題にもあると思います。例えば3年間で 400万円なのですね、この処分費用。そうしたら3年間で、あるいは2市3町に声をかけて、そういう自転車があったら、前にもう言いましたけれども、海外のどこかに寄贈するとか、それが物すごい喜ばれているのです。こういうことも各自治体でいっぱいやっています、日本国中。こういうことも研究してみたらどうですかと、以前お話ししていましたね。その辺、研究してみたことありますか。前の課長でいいです。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

3月まで担当していました。この放置自転車の関係なのですけれども、施設課の方では、駅周辺に放置された自転車の片づけというのをメーンに取り組んでおりまして、そちらのリサイクルあるいはもう一度利用するとか、海外の方に利用してもらうとか、そういったことは考えていなかったのが実態でございます。

○根本委員

またこれから平成 20 年度の予算とかいろいろな 20 年度の政策を決定していくわけですから、いろいろな意味で、少しずつでいいですから、先ほど言ったように、市役所から、あるいはどこかにやってもらうとか、そしてやっていただければいいかとこう思います。

あるいは、市民の皆さんに提供してもいいと思うのです。安く売ると。例えばその売った お金を市内の自転車屋さんに補助金としてやる、新車が欲しい人もいます、市民の皆さん。 そうしたら、新車を買うその割引としてそのお金をやるとか、ですからいろいろな利用法 があると思うので、ぜひ、どうしたらそれを再利用し、そしてまた自転車業界もそんなに 負担にならない方法になるかということも検討しながら、いいアイデアを出していただき たいと希望します。

○小嶋委員長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○小嶋委員長

以上で第4款から第9款までの質疑を終了いたします。

ここで、きのうの藤原委員の質疑に対する実質公債費比率に関する資料を配付しております。

財政経営担当補佐より説明させます。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

お手元にお配りいたしました資料につきましては、実質公債費比率の資料でございます。 字の方が大変小さくて申しわけございませんが、ごらんいただきたいと思います。

まず、左側に各項目がございます。A 欄、A から D まで、これの合計額が準元利償還金を含む公債費ということで、先ほどごらんいただきました特別説明資料の 18 ページの下の計算式、これの分子の部分、18 ページの方で申しますと、分子の(地方債の元利償還金+準元利償還金)、そこから特定財源を差し引くのですが、この資料、今申しました A、B、C、D の欄ですが、この部分はこの特定財源を除いた部分までの数値となっております。

A が公債費、これは一般会計の公債費に当たります。そのうち臨時財政対策債分、それから減税補てん債分を内書きでその下に書いております。

それから、Bの欄は、公営企業繰出金のうち、公債費相当分、これには下水道事業、それから水道事業分が含まれております。

それから、C欄につきましては、一部事務組合の負担金に対する公債費充当分でございます。

それから、D 欄が、公債費に準ずる債務負担行為と、この A、B、C、D を足したものが E ということになります。

その次の分母、これが標準財政規模、Iの欄になりますが、標準財政規模でございます。

それから、控除財源として、普通交付税に算入される公債費、算入の算の字が間違っておりました。済みません。計算の算でございます。算入公債費、これが 0 の欄です。この分が、この 18 ページの計算式で申しますと、基準財政需要額算入額、分子、分母それぞれから引くものでございます。

その下、分子マイナス控除財源、E-Oです。Pの欄、これが分子となります。

分母は、分母から控除財源、Iから Oを差し引いた分、これが分母となりまして、Pと Qの比率、これが実質公債費比率となります。これは 3 カ年平均となりますので、それぞれ平成 16、17、18 年度出しまして、3 カ年の平均を出しております。

一番左側の欄が実質公債費比率 18.3%、これが決算の数字でございます。

その隣になりますが、こちらは実質公債費比率で、下水道事業の方で仮に特別会計だった場合、平準化債が特別会計だった場合の実質公債費比率を試算したものでございます。

下の欄外に米印で書いてございますが、先ほどもちょっと御説明を申しました発行差額、これが 2 億 6,040 万円となっておりますので、この分をそれぞれ B の欄、公営企業繰出金の部分から減額、さらに標準財政規模、I の欄ですが、それから基準財政需要額の欄、O の欄、それぞれ交付税相当額の半分 1 億 3,020 万円を差し引いて、機械的に計算しております。それが 17.8 ということになりますが、実際のこの実質公債費比率の総務省から示されております計算式は、ちょっともう少し複雑になっておりまして、理論値で計算する部分等がございますので、精密に計算をすると多少ずれが出てくると思われます。

ちょっと時間の関係、あるいはわかりやすくということもありまして、このような形で便 宜上、試算させていただいております。

それから、その隣の部分、右側になりますが、公営企業部分を除いたらどうなるかということで、こちらはBの欄、これをゼロとして計算しております。この部分をゼロとすることに伴いまして、標準財政規模、Iの欄、それから交付税に算入される部分Oの欄も動いてまいりますので、それを加味しますと14.2%と。一部事務組合を除いた場合につきましては、同じようにC欄をゼロとして計算した場合は16.2%、公営企業、一部事務組合のそれぞれ両方を除いたらということで出したのが12.2%、さらに、一番右側になりますが、臨時財政対策債と減税補てん債を除いた場合はどうなるかということで、内書きとして書いておりました部分を除いた場合はどうなるかということで、17.2%、この辺は昨日御説明させていただいた数値でございます。

このように、ちょっと大変複雑な資料なものですから、計算式なものですから、ちょっと 簡略化して、できるだけわかりやすいようにちょっと示したものです。この試算の部分に ついては、もうちょっと精査をすると、多少動きがあるということを御承知置きいただき、 参考資料としてお使いいただければと思います。

○小嶋委員長

以上で説明を終わります。

ここで休憩いたします。再開は3時10分です。

午後3時00分 休憩

午後3時11分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

● 歳出質疑 第10款教育費~第14款予備費

○小嶋委員長

次に、77ページ、第10款教育費から、94ページの第14款予備費までの質疑を行います。

○伏谷委員

資料 7 の 100 ページについて御質問いたします。教育委員会事務局の運営の 2 番で、外国人による外国語指導に要する経費ということでございますが、多分 ALT の人選だと思うのですけれども、こちらの対象者と、それから外部委託を実施しているということでございますので、その委託先について教えていただきたいと思います。

○相沢学校教育課長

ALT に関します委託先につきましては、株式会社インタラックでございます。

それから、対象者と申しますのは、小学生それから中学生というふうにお答えしてよろしいでしょうか。

○伏谷委員

今、実際、私も受験生を持つ親の身として、非常にこの英語教育というのがかなりのウエートを占めてきているということが、もう否めない事実になっております。

まず、今は幼稚園からいろいろな英語教育というところに非常に目を向けて、成果を唱えているところもございますが、まず、基本的には中学校からの英語教育ということが、かなりの部分を占めると思うのですけれども、その英語に対する興味であるとか、こういった外国人に触れるという機会が、この ALT の先生によって行われていくことだと思います。

そこでの経験とか興味が、その子供たちに対するコミュニケーションであるとか、カンバセーションですか、そういったところにつながっていくと思うのですけれども、この委託をしてみて、その辺の成果というのはどのような形で上がっているか教えてください。

○相沢学校教育課長

成果を、まず学校側、それから我々教育委員会サイド、この 2 点について申し上げたいと 思います。

まず、一番重要な児童・生徒の声でございますが、「英語の時間が楽しくなった」、あるいは「英語が面白い」、それから「わかりやすい」、「英語に興味を持った」などという声が出されております。

また、教員の側からも、専門の研修を受けた ALT が配置されたということで、一斉学習やグループ・ペア、そういうさまざまな学習形態に速やかに ALT が対応しているということで、大変指導の戦力となっていると、学校側から連絡がありました。

我々教育委員会サイドの効果について申し上げます。これまでは、ジェットプログラムによります外国人の派遣ということで、指導経験のない人材が派遣されるケースや、あるいは研修をするための育成期間が必要でございましたが、今回、専門の英語教育を進めておりますこちらの会社と委託をした結果、まず経費面で 237万円の削減となりましたし、我々教育委員会学校教育課といたしまして、労務管理事務の軽減につながっております。

○伏谷委員

ただいまの御説明で、かなりの成果が出ているということを重々承知、承りました。やは り一番大切なのは、子供たちが興味を持つということが一番大切であると思います。

こういった派生から、他の行政地区では、国際交流ということを主眼に置いて、ALTの母国であるとか、そういったところとの国際協力都市としてのかけ渡しという部分で、交流を進めている都市が多いのですけれども、本市においては、はっきり言って、そういった友好都市の部分、鎖国の時代がかなり続いてきたのかというふうに感じられます。

太宰府市それから天童市を通しまして、今は奈良との交渉を図っているという中で、こういった派生を含めて、国際交流というところの都市との交流ということについては、どのようにお考えでございますでしょうか。

○鈴木地域コミュニティ課長

それではお答え申し上げます。

確かに、多賀城市の場合、他の外国との交流という面ではございません。それで、外国人との交流につきましては、地域コミュニティ課の方が補助金を出しまして、国際交流協会というところでいろいろな方々、外国から多賀城の方に来ている方とか、いろいろ県内に来ている方をお呼びしたりして、先日も文化センターの方でいろいろ催し物もありまして、そういうところでいろいろな外国の方と交流を図っているというのが実態でございます。

○伏谷委員

ありがとうございます。私もライフワークとして、この国際都市の実現ということに向けて邁進してまいりたいと思いますので、その辺のところをよろしくお願いいたします。

それから、こういったことの派生によって、多賀城は国際貿易港の背後地というふうな有利な地点でございます。いろいろなお話を踏まえて、そういった集積、工業都市、産業都市としての今からの担い手というふうになる、その地域を持っている多賀城市でございますので、そのシンクタンクとしての充実を図る上で、この辺のところも非常に加味していく重要なことであると思いますので、次世代の子供たちの教育を担う、そういった環境整備、ぜひとも継続してお願いしたいと思います。

○中村委員

ただいまの伏谷委員の関連でございます。同じところでございます。それで、私も国際交流を進める会で、交流協会が始まる母体として、ずうっと平成6年からやってきたものでございます。それで、やはりこのALTの必要性というのも十分承知しております。

それで、現在、ここに書いてあるのは、今何人、国籍はどんな方で、この 889 万 7,000 円はどのような使い道になっているのか、ちょっとお伺いします。

○相沢学校教育課長

インタラックと契約しております外国人による外国語指導の教員は、2名、国籍はアメリカ合衆国、それから889万円につきましては、この契約を結びました株式会社インタラックに支出しているもので、その中身は、指導全般に係ること、それから教育委員会、学校との連絡事項に係ることなどに支出されているものと思います。

○中村委員

この ALT というのは、やはり恐らく素人だと思います。それで、ここに指導や研修、教材の作成とありますが、具体的にはどんな内容なのか、把握してあれば教えていただきたいと思います。

○相沢学校教育課長

今、中村委員は、素人というふうにお話しされましたが、先ほど伏谷委員の質問に答えた折に、委託会社の研修を積んでいる ALT であるということを、補足しておけばよかったなとそう思いました。失礼いたしました。

○中村委員

どうも失礼しました。契約前の ALT といつもつき合っていたもので、そのように理解しておりましたので、ちょっと私の言葉足らずで申しわけありません。

それで、我々が本市で頼む場合のこの ALT に対する条件というのは、どんな条件をつけて 委託しているのでしょうか。

○相沢学校教育課長

たとえ ALT といえども、子供の前に立つということを考えれば、子供に対する愛情、それから指導者としての自覚、これが一番大事かと考えます。

また、あわせまして、コミュニケーションということもありますので、基本的に日本語を 話すことができる方が望ましいと、そのインタラックには申し上げております。

○中村委員

それから、学校だけでは非常に勿体ないと思う。ちょっと言葉は悪いと思うのですが、その学校以外での交流の場がどうしても必要ではないかと思います。

それで、以前は非常に国際交流を進める会と一生懸命、一緒に活動した ALT もおりました。 それから全然出てこない方もおりました。そういうことで、活動範囲の契約というのはど のようになっているのでしょうか。

○相沢学校教育課長

委託に当たっての業務内容について申し上げます。

まず、学習指導要領に基づく年間指導計画、授業案等を作成時の情報提供、これは教員が指導案を作成する場合の情報提供を行うということをまず一つ。

それから、小学校、中学校における英語授業、英語活動の補助、それから使用する教材、 教材作成あるいは教材の提供の補助。

それから、英語活動や英語の授業、これが終わりました後の反省、分析、評価への参加と 教員との情報交換。

それから、クラブや小学校のクラブ活動、あるいは中学校の部活動及び体育祭、文化祭等、 学校行事への参加。

学校や授業以外における国際交流活動への協力もお願いしております。

○中村委員

お聞きしていると非常に貴重な時間で、交流とか、先生の立場を演出していただいていると思います。

それで、私、この辺でもうそろそろ見直すべきではないのかと思っております。ただ、今までは、ALTがいればいいのだと、そういう考えで何となく見直す機会がなかったのではないかと思います。

それから、いろいろと今お聞きしていますと、アメリカ合衆国から来ていると。前に来た 人はベトナム系カナダ人とか、いろいろ国籍がバラエティに富んでおりました。ですから 非常に文化の交流もいいのではないかと思います。

ですから、これからこの ALT の導入に当たって、何か見直し点、そういうのがありましたらお聞かせください。

○相沢学校教育課長

伏谷委員も言われましたように、国際コミュニケーションの言語としての英語は、これからの 21 世紀を生き抜いていく子供たちには、必要な言語というふうに考えておりまして、ALT をなくすということは基本的には考えておりません。

今は契約期間中でありますので、もしこの契約を見直すといたしましたら、やはり ALT につきましては、子供の前に立つということで、何よりも子供に対する愛情豊かな、そういう人材を配置していただきたいというふうに要望する予定でおります。

○中村委員

ごもっともな話だと思います。私は、国際交流の一番基本は、やはり日本の言葉がちゃんとしゃべれる人間、それが私は基本だと思います。それについてくるものだと思います。 英語というのは。ですから、私は国語教育、それをもう少し今よりも充実すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

英語から国語に変わりましたので、一瞬ちょっと戸惑っております。申しわけございません。

委員のおっしゃるとおり、我々日本人は、日本語でものを考え、日本語で相手とコミュニケーションをしている。したがいまして、国語が重要であるということは全く同感でございます。

○中村委員

もっともだと思います。

次に、資料7の108ページ、この下の方に、学校教育課関係経費とあります。この(2)教師用教科書及び指導書の購入とあります。私、この中で知りたいのは、歴史、公民、国語1、国語2、国語3の教科書の部数、それからその経費、それから指導書の部数を教えていただきたいのです。

○相沢学校教育課長

中学校の教科書及び指導書につきましては、原則として指導に当たる教員、国語の教員であれば、中学校 1、2、3、社会科の教員であれば、地理的分野、公民的分野、歴史的分野の1年、2年、3年、それぞれの教科に応じまして、教科書を用意しております。

また、指導書につきましては、大変厳しい財源ということもありますので、それぞれの教科書 1 冊につきやはり指導書 1 冊を配置しております。

○中村委員

私の質問は、金額もお尋ねしました。

○相沢学校教育課長

歴史それから国語、あるいは公民等の教科書の冊数、それから指導書の金額等につきましては、今調べますのでお待ちいただきたいと思います。

○中村委員

では、調べている間に一つお願いします。この間、採択の資料を見せていただきましたが、歴史に関しては、「教科書を」ではなくて、「教科書で」と、そういう授業を勧めるような内容が載っていました。「教科書で」の場合は、「副読本が必要ですね」と、そういう内容のことが書いてありますけれども、この副読本というのは今どんな考えでしょうか。用意したのでしょうか。今考慮中なのでしょうか。

○相沢学校教育課長

委員にお尋ねいたします。副読本ということの意味がよくつかめません。申しわけございません。教えていただきたいと思います。

○中村委員

教育委員会の議事録をお読みいただければ、(2文字削除)○○先生の言葉が載っております。私はそこから引用したものです。

○小嶋委員長

中村委員、もう少し丁寧に質問を砕いて、相手がわからないのですから、質問の内容を話してください。

○中村委員

この間、私は教科書の採択に当たって、教育委員会でどんな話し合いがあったのか、議事 録を見せてくださいと、そう言って、提出していただきました。

それで、その中を見ますと、(2 文字削除)○○教育委員が、この教科書では、「教科書を」ではなくて、「教科書で」ということで、副読本も使用したらどうですかねという、そういう発言がありましたので、そういうことでお尋ねしたわけでございます。(「(2 文字削除)○○先生に聞かなければわからないでしょう。何のために聞いているのかよくわかりません」の声あり)

○中村委員

では、今、金額と部数は調べていただいているということで、後に回します。

それから、これは同じようなことは一般質問にもありますので、その辺に移させていただきます。

それから、次の 109ページ、スクールカウンセラー活用調査研究事業関係経費とあります。 これは、私、毎年聞いているのですけれども、この不登校、学校不適応、それから、この 中で学校生活とあります。現実に、ここに関係している場合、生徒が不登校になっている場合、それから学校不適応で休んでいる場合、それから学校生活で問題になっている生徒は何人いらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたい。

○相沢学校教育課長

平成 19 年 5 月 1 日の学校基本調査、これは 18 年度全体を指しておりますが、この学校基本調査によりますと、不登校及び不登校傾向を理由として、30 日以上学校を欠席した児童は 22 名、生徒は 92 名、合計 114 名でございます。

○中村委員

そういう児童への教育は、今どのように実施されているのでしょうか。

○相沢学校教育課長

不登校傾向の児童・生徒に対する学校の取り組みについてお答えをいたします。

大きく4点に分かれた取り組みをしております。

1点目、本人や家庭に強く働きかける。具体的には、登校を促すための家庭訪問、電話、あるいは連絡帳の交換などをしております。

二つ目、学校の指導体制を充実する。具体的には、不登校の問題について、研修会や事例 研究会を通じ、すべての教師が、不登校の問題を抱える児童・生徒に対する共通理解を持って指導に当たる。あるいは、教育相談担当の教師や養護教諭が専門的に指導に当たる学校の体制を整える。それから、スクールカウンセラー、心の教室相談員が相談に当たる学校の体制を整える。

3点目、これは不登校傾向の子供に特に実施していることでございますが、学校生活への意欲を高める。具体的には、学習方法を工夫・改善し、個別指導なども十分充実させて、授業が楽しい、学校に行きたい、そういう気持ちを喚起するよう努力しております。

4点目でございますが、子供の不登校の原因は多様でございます。したがいまして、関係する機関、子供センター、それから医師、それから市のこども福祉課、青少年指導センター、宮城県の教育研修センター教育相談部、宮城県の特殊教育センター、これらと連携して指導に当たっております。

以上、4点でございます。

○中村委員

中学校ですが、学校によっていつも同じ傾向がある学校がありますね。この辺の分析はどのようになっているのでしょうか。私は近くでソフトボールなどやると、時々シンナーとかそういうのがあるのです。そういうのを見かけるときがあって、一応教育委員会などにもちょっと連絡したことはありますが、その辺の、いつも学校によって同じ傾向を示すのですけれども、教育委員会の方ではどのように分析しておるのでしょうか。その対策はいかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

多賀城市内には四つの中学校がございまして、委員の御指摘のとおり、学校によりまして は、不登校傾向の生徒の多く見られる学校があるということは承知いたしております。 しかし、それぞれの学校が、先ほど申し上げましたように、4点にわたる取り組みを継続して続けておりますので、特定の学校だけが常に不登校、不登校傾向の生徒を生み出すということではないというふうに、教育委員会では考えております。

○中村委員

残念ながらそれは少し甘いのではないかと私は考えております。できるだけ子供たちと接する機会を多く持つ、それから、笠神地区、また笠神の自慢話になってしまうのですけれども、グラウンドゴルフ大会などを一緒にやるようにして、できるだけ大人と子供が交流できるように、側面からの交流の場を設けた方がいいのではないかと、そういうふうに感じておりますが、参考のためです。以上ですが、いかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

子供と触れ合うことは非常に大事なことだと考えておりまして、学校で教師が子供と触れ合うだけではなく、生徒間同士の触れ合いも活発なものにする。さらに、今、委員御指摘のように、地域の方々との触れ合いも数多く持つということは、非常に大事なことだと私もそのように考えます。

○米澤委員

資料 7 の 102 ページなのですけれども、障害児指導支援事業関係経費についてです。小学校 6 校の通常学級にはまだ 1 名ずつの指導補助員の配置なのでしょうか。その辺伺います。

○相沢学校教育課長

市内小学校の通常学級に在籍する児童、特に多動性あるいは学習障害等を抱える児童のために、多賀城市は平成 17 年度から、独自予算で補助員を配置してまいりましたが、小学校 1 校当たり 1 名の配置ということでこれまで続けてまいりました。さきの 7 月 13 日の文教 厚生常任委員の皆様との説明会の折にも、委員より御指摘をいただいておりまして、その後、いろいろ教育委員会でも考えておりますが、確かに障害児補助員を配置することによりまして、学習指導も含め、児童の自立を支援することは本当に効果が出ておりました。

しかし、市の財政事情もこれまでるるお話、説明等がありましたように、非常に厳しい情勢にありますので、今すぐこの場で、来年2名にしますということは申し上げられませんが、委員の意向、それから学校の要望等も踏まえまして、慎重に検討してまいりたいとそう考えております。

また、あわせまして、最も大事なのは、特別支援教育やあるいは小学校1年生の教育に携わる教員をふやすことというふうに認識しておりますので、今後とも学級編制弾力化、あるいは少人数指導、児童・生徒支援等、教員の加配につきまして、県の教育委員会に強く働きかけていきたいと考えております。

○米澤委員

ありがとうございます。

財政が厳しいのは私も重々知っていまして、私のときも 10 円引き下げられた状態でしたので、その辺も、1 学年から 6 年生までの児童数の中で、確かに多動性障害児とか、学習障害児というのは、本当に少数人数ではあるのです。しかし、学級のこれは問題でした。その児童だけにかかわるわけにいきませんでした。その学級全体を見なくてはいけない状態にかなりあったのです。そのために、私が結局 1 年生から 6 年生まで行ってしまうと、子供たちも変わるわけです。先生方とはまた別に。そうすると非常に不安だったようで、「先

生来るの、また来るの」というのを何度も言われたことがありました。とてもかわいそうな状態にもありました。

その関係で、私もやはりそういう状態というのは、やはりなるべくなら落ち着いた形で授業も受けさせたい。まして、保護者の方も補助員がいるというだけで、存在が大きかったのです。今、非常にそういった意味で必要性があるのではないかと思います。

そして、集団生活への適応性を高めるための支援というのは、非常にこれはつながると思うので、今だからこそ、私の場合も、本当に多くの補助員の必要性を強く感じます。

先ほど1年生のお話がありました。本当に必要性があると思います。よろしく御検討をお 願いいたします。

○森 委員

資料 7 の 112 ページをお願いいたします。青少年育成センター運営等に要する経費の中の育成相談事業なのですけれども、こちらの方の、面接相談それから電話相談、子供悩み相談というふうなことで、結構な件数が来ているのだなと。それで随分救われているのだろうなというふうに推測するわけでありますが、皆様の御努力によって、多分解決している問題も結構あるのではないかというふうに思います。

ここの中で、特筆すべきといおうか、この問題にはこういう経過を経て解決に至りましたというふうな事例がありましたら、お教え願いたいと思います。

○伊藤生涯学習課長

ただいま御質問ありました件でございますけれども、この青少年育成センターにつきましては、電話相談あるいは面接相談ということで、子供たちから、あるいは保護者から直接電話等をいただきまして、その悩みを相談を受けるというふうなことでございまして、その悩みに対しまして指導員の方が適切なアドバイスをすると。これが1回限りということではなくて、継続して電話をよこす子供もおりますし、あるいはその1回切りで終わってしまうというふうな子供もおります。

その中で、特筆すべきことというふうなことでございますけれども、例えば、多賀城市内に住んでおりまして、関東の方に、お父さんなりの転勤で向こうの方に移ったというふうなときに、そういう子供におきましても、わざわざ多賀城まで電話をよこして相談をすると。新しい学校でちょっとなじめないとか、こういった悩みがあるとか、そういったところからも、つい最近の例では、横浜から電話をよこして、こちらの相談員に相談をするというふうなものがございます。

○森 委員

すごいなというふうに今思っておりまして、多分コミュニケーションを電話でもきちんと とってきた結果なのかなというふうに思います。

一つ、経過として、今、常連さんがというふうなことで、その常連さんも必要なのですけれども、ただ、経過として、これ匿名で受けることが多いのでしょうか。それともお名前を聞いてというふうな形なのでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

親御さんが電話をよこす場合には、詳しい住所までは言いませんけれども、居住地とあと 名字ぐらいですか、そういったことを言ってくれる方はいらっしゃいます。 ただ、子供さんに関しましては、例えば、市内ですと、どこどこの中学校ですというぐらいで、名前まではなかなかおっしゃらないというふうな傾向が多いようでございます。

○森 委員

多分、学内でのカウンセラー制度とか相談室というふうな制度のほか、学外でというふうな形をとっているので、言いやすいところもある。ただ、逆にその追跡調査、解決方法を探るというふうなところまでは非常に難しいのかなと。ただ、命の電話のように、これで何人かは助かっているのかなというふうなことで、功を奏しているというふうに思っているのですけれども、多分この辺の内容というのは非常に大切であって、その遠隔地からも、市内それから近隣の市町、遠隔地を含めて、親御さんも、これだけ悩みがあるのだなと。それから、子供さんもこれだけ悩みがあるのだなというふうなことが、現実的につかめるわけですから、これは相当数、多分学内での相談を受ける件数と合わせると、本当に結構心の悩みを抱えている人たちは多いのだというふうに思います。あらゆる方策をもってその相談にこたえていっていただければというふうに思います。

多分、その常連さんの中でも、その曜日を楽しみに待っている人も中にはいるのではないかというふうに思いますので、この方たちの電話相談を受けるに当たっての訓練とか、指導とか、カウンセリングをするに当たっての指導は、どのような形でされているのでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

特にカウンセリング技法の研修会に出席するとかなんとかということは、この青少年育成センターの方では行っておりませんけれども、これの相談員をなさっている方が、学校の教師をやっていた方でございまして、そういった児童心理といいますか、そういったところには詳しい方でございます。

○森 委員

それを聞いて安心しました。多分退職された教員の方と理解してよろしいのですか。

まず、役に立っていただければ非常にありがたいというふうに思います。引き続きよろしくどうぞお願いいたします。

それから、生涯学習センターについてなのですけれども、次の 114 ページ、生涯学習支援 センターの利用状況なのですけれども、昨年度と比べてどのような推移かお答えください。

○伊藤生涯学習課長

生涯学習支援センターの利用状況でございますけれども、平成 18 年度から開館を延長しております。平日につきましては、5 時半から夜の 9 時半までと。それから土曜日につきましては、今まで休みだったものが 9 時から夜の 9 時半までと、それから、日曜日・祝日ということで、これも 9 時から夕方の 5 時までということで、延長しておりますけれども、利用状況につきましては、17 年度、件数でいいますと 1,111 件、これが 18 年度になりますと 1,417 件、人数でございますが、17 年度が 1 万 6,095 人、それから 18 年度になりますと 1 万 7,346 人になってございます。

○森 委員

開館の延長がお客さまのニーズ、市民のニーズに沿ってということで、多分利用者の増と いうことで、皆さんのその開館延長に対する、多分これも功を奏してきたのかというふう に思います。 この利用者の声なのですけれども、ぜひエレベーターをというふうな声が出ていると思うのですけれども、これはずうっと生涯学習支援センターになってから、ましてや、前に考古資料館ができて、なおさら、「こっちよりもあっちに欲しかったね」という声があったのですけれども、その辺はどのようにお考えになっているかお答えください。

○伊藤生涯学習課長

私もことしの4月から生涯学習課の方に参ったわけでございますけれども、これまでいろいろな方々とお話をする中で、エレベーターというお話はちょっと全然、正直なところー回も聞かなかったというのが実情でございます。

○森 委員

幸いなことにと言いましょうか、不幸なことにと言うか、お耳にされていないというふうなことで、多分利用されている方々、異口同音におっしゃるのが、お若い方ばかりだったらいいのですけれども、なかなかお年を召した方も結構多うございまして、体の不自由な方も多いというふうなこと。利用客数と言っていいのか、利用者数がこれだけふえてきますと、やはりそれなりの対応が必要ではないかというふうに思うわけです。ぜひそのノーマライゼーション、これだけどんどん進んでまいりましたので、その辺のところも考慮していただければと。多分ほかの委員たちからも、この声はずうっと出ていたかと思いますので、ぜひ今後の展望としてよろしくどうぞお願いいたします。

以上お願いいたしまして、終わります。

○昌浦委員

資料 7 の 136 ページ、「食に関する指導」に要する経費のところなのですが、(1)の、学校の授業なのですけれども、春、夏、冬の、春休み、夏休み、冬休みがあったにもかかわらず、6 月から 2 月まで、 103 クラスで 3,431 人に延べ 91 時間ですか、食に関する指導を行った。これは随分過密なスケジュールで、かなり大変だったのではないかと思うのですけれども、学校栄養士さん何人でこれをなさったのでしょう。

○相沢学校教育課長

給食センターに配置されております栄養士は、県費負担が3名、市費負担が1名、合わせて4名でございます。

○昌浦委員

そうしますと、この4名の方が、いろいろ分担して、児童・生徒の成長に合った指導内容をやったなと感服しておりました。やはりこういう資料というのは見やすくて、何をどうしたか、すぐに一目瞭然なので、今後もこれを進めていっていただきたいと思うのです。

そこでなのですが、次のページなのですけれども、他団体視察・試食会の中で、秋田県大仙市、京都府京田辺市、それからあと愛知県小牧市の、京田辺と小牧は市議会議員さんが来てらっしゃって、恐らく試食もやってらっしゃると思うのですが、当多賀城市の給食等、あるいはこの給食センターを恐らく見たと思うのですけれども、見た感想など、もしあるのであればお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

○相沢学校教育課長

直接この議員の方々が給食センターを訪問したときに、私が立ち会えばよかったのですが、 立ち会っておりませんので、情報はつかんでおりませんが、センターの所長が待機してお りますので、今しばらくお待ちください。

○昌浦委員

それでは、後で答弁していただけるものだと思いまして、先に進めたいと思います。

この学校給食週間事業実施の中で、私、前に一般質問で取り上げたのですけれども、人気の献立、子供たちの好きな献立、余り好まない献立のポスターを作成し、というのですけれども、ポスターを作成して配布しただけなのか、やはり嫌いな食べ物も上手にとらなければだめだよというような指導があったのかどうか、おわかりでしたらお聞かせください。

○相沢学校教育課長

これは、ポスターを作成しただけではもちろん片手落ちでございますので、好きなものだけを食べることなく、嫌いなものであっても、生産者の方のことを考えて、食べる努力をしましょう、というふうに活用したと思います。

○昌浦委員

わかりました。それでは最後なのですが、 138 ページに、アレルギー疾患にかかわる対応なのですが、この中で、例えば、そうですね、牛乳停止、パン停止があるのですけれども、このアレルギー献立配布枚数というのですけれども、このアレルギー献立というのはちょっとどのようなものなのか。そして、どういう指導をしたのか、それによってどういう成果が得られたのか、この3点お聞かせいただきたいと思います。

○相沢学校教育課長

アレルギー症状を起こしますアレルゲンと申しますそのものは、そばであったり、ピーナッツであったり、牛乳であったり、さまざまな食品がアレルゲンとなります。

アレルギー献立というのは、ちょっと表現が不適切かもしれませんが、きょうの、あるいはその日に出される食材にはこういうものが、例えばそばとかピーナッツとか、ジャムとかバターとか、こういうものを使っておりますということを明らかにすることで、アレルゲンが例えばピーナッツの子供がおりますと、「きょうは、私はこのピーナッツの入ったものは食べない」というふうに活用できるようにしておるものでございます。

それから、配布と申しましたのは、各学校に保護者の方から、「うちの子はこういうのが アレルゲンなので、とめていただきたい」とか、あるいは、「食べないようにしていきたい」とか、そういう相談がありますので、その相談に応じて献立表を各御家庭にお届けし ているものでございます。

○昌浦委員

わかりました。いわゆる給食を通じて、食の指導というのがきちんとされていると、おおむね評価させていただきたいと思います。

さて、資料からちょっと離れるのですけれども、私、平成 17 年 3 月 7 日の予算特別委員会で、いわゆる多賀城市民歌ですが、これが成人式でなぜうたわれないのかと、いろいろ突き詰めたところ、まずもってホームページに多賀城市民歌ですか、今は伴奏と歌っている声が聞こえてくるものと、オルゴールのものを載せて、私がちょっと質問してから、すぐ載せていただいた経緯がありますが、それを突き詰めていくならば、小学校、中学校で多

賀城市民歌は副読本に載っておるのです。小学校3年で副読本配布ですか、その中で市民歌があるにもかかわらず、学校で市民歌を教えていないのではないのかということで、時の(2文字削除)○○課長はこういうふうに答えているのです。「今後指導するとなりますと、その指導の時間や指導のあり方などを検討しなければなりませんので」云々と。

それで、平成 17 年度、3 月ですからもう終わりに近いので、18 年度あたりで何か学校で 多賀城市民歌をクラスなどで教えていただくような方策などをとっていただいて、指導さ れたのでしょうか。

○相沢学校教育課長

市民歌も含めまして、自分たちが生まれ育ったこの多賀城の歴史や文化について、あるいは市の詳しい様子について学ぶことは、この多賀城という地域に誇りと愛着を持つ、そういう児童・生徒を育てる上で大変重要なことだと考えております。

委員に御指摘されました市民歌につきましては、小学校3年生から使用いたします副読本「わたしたちの多賀城」に掲載しているところでございますが、平成18年度中、小中学校で市民歌について、具体的に指導の時間を設け、実施はいたしませんでした。

言いわけをして恐縮でございますが、平成 13 年の小学校学習指導要領改定、平成 14 年の中学校学習指導要領改定におきまして、小学校では年間 70 時間指導することとなっていた音楽の授業時間数が、1 年生から 4 年生につきましては 60 時間、5、6 年生及び中学校 1、2、3 年生につきましては 50 時間へ削減されております。

そのような削減されている中で、音楽として当然指導しなければならない基礎基本等もございまして、委員の御指摘は十分わかってはいたところもあるのですが、残念ながら平成18年度中は指導は行えませんでした。

平成 18 年度決算で 19 年度のことを申し上げて大変恐縮でございますが、実は、そのような反省を踏まえまして、本年度 19 年度、学校教育の重点目標に、「多賀城を知り、多賀城を語れる児童・生徒の育成を図ろう」ということを盛り込みまして、具体的には、市民歌も含め、多賀城市内の自然、文化、人材等について学ぶ学習を、それぞれの学校で重点的に進めております。市の市長公室等の協力も得ながら、もう既に中学校 2 校が多賀城市を訪れ、市のさまざまなことについて学んでおります。

市民歌につきましては、学校に音楽のテープとそれから楽譜を送りまして、合唱祭あるいは市民音楽祭等で活用し、歌えるように各学校にお願いをしているところでございます。

○昌浦委員

わかりました。

実は、成人式で、あるいは市制施行の式典ですか、11月1日のですが、表彰式典ですか、そこでも市民歌が歌われるのです。特に、私がなぜこの平成17年度一般会計の中で、2回、市民歌のことに触れたかといいますと、成人式のときだれも歌わないのです、成人が。聞いたのです。「これ知ってますか」と、「知らない」、そういうことを受けて、私、これを常々、前回も申し上げましたし、今聞けば、今年度そういう形になったということは、都合へそ勘定ですけれども、平成24年1月の成人式には歌っていただけるものと期待したいと思います。

しかしながら、やはり、いみじくも今おっしゃったように、「多賀城を知り、多賀城を語ることができる児童・生徒」というのは、これからの地方分権の中で、郷土を知って、郷

土を愛すること、このことの方が、いわゆる学校教育の中で一番基本中の基本だと私は思うので、あえて市民歌を例に、市民憲章でもいいのですが、市民歌を例に発言させていただいた次第でございます。今後、多賀城市民歌が、学校から、底辺から広まっていくことを期待いたします。(「要望ですか」の声あり)

○小嶋委員長

あと何人ぐらいおりますか。そうですか。

ここで休憩いたします。4時15分に再開いたします。

午後4時05分 休憩

午後4時16分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

初めに、学校教育課長より、昌浦委員の質問に対する答弁を求められておりますので、これを許します。

○相沢学校教育課長

給食センターの行政視察、他団体による視察のときの感想について、わかりましたのでお 話を申し上げます。

まず、行政視察においでいただいた議員の方々、いずれも夏休み中ということで、給食センターは稼働しておりませんでした。したがいまして、給食センターの仕組み等について説明を申し上げたと。

感想といたしましては、大変施設設備が立派であるという、お褒めの言葉をちょうだいしたというふうに承っております。

○昌浦委員

うっかりと日づけまで見ないで質問してしまいました。

しかしながら、よその方からわざわざお金をかけて本市に来てもらうのですから、もうけたのですよ、これ。ですから、今後はそういう機会があったならば、課長、ぜひともお時間つくって、そういう方たちからいろいろお話を伺って、多賀城のいいところ、そしてよその自治体のいいところも取り入れてもらうような、そういう努力をしていただきたい。

そして、なおかつ、夏休み中ですから、残念なのですけれども、本市の給食をなるたけ食べていただいて、その感想も求めていただければと、これはやはりあすへの向上につながると私思うので、その辺はひとつ御配慮をいただきたいと思います。

○松村委員

2点お願いいたします。

109 ページ、スクールカウンセラー活用調査研究事業関係経費の中のこの表の件で、いじめに関してお伺いしたいと思います。こちらでは、中学校のカウンセラー相談の中で、高崎中学校で1件いじめがあったという報告なのですけれども、去年ですか、我が会派でい

じめの実態調査をお願いした報告とは、ちょっと数がそのまま出ていないように思うのですが、いじめを感じていても、相談する方がいなかったということなのかというふうに思いますが、その後のいじめに対しての対策はどのようにとられて、今、現状はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○相沢学校教育課長

いじめの問題につきましては、平成 18 年 11 月以降、全国各地で悲惨ないじめによる自殺等の事故が相次ぎまして、委員からも一般質問で御指摘いただいたところでございます。

その後、平成 18 年度から、それから現在まで引き続きでございますが、いじめ問題につきましては、学校では、いじめはどこの学校でも起こることだという危機感をまず持つことだ。ということを指導いたしまして、学校によって若干違いますが、月ごとのいじめアンケート、いじめという言葉は使っておりませんが、学校生活アンケートにしてあります。あと学期ごとということで、児童・生徒の実態を把握し、その中で気になる事例があれば、素早く対応するという体制を整えております。

また、子供たちに、「いじめはどんなことがあっても絶対に許されないこと」という指導を、折にふれ、繰り返し継続しているところでございます。

また、教職員は、いじめのサインを見逃さない、子供のきめ細かい観察等、そのような研修も続けているところでございます。

○松村委員

取り組みも今伺ったと思いますが、その後の改善されたような状況というのはあるのでしょうか。

○相沢学校教育課長

いじめ問題について、具体的な数字で申し上げられないというのは、申しわけないと思うのですが、教育委員会では、市内 10 校から毎月生徒指導の状況ということで、不登校やあるいはいじめも、それから授業の抜け出し、喫煙・飲酒等、子供の問題行動について月ごとに報告を求めているところでございますが、その中で、いじめということが減ってきているのではないかというふうにとらえております。

○松村委員

ぜひ、今までのような取り組みを、また今後も強力に続けていただきたいと思います。

また、本当に先生方の御苦労というのですか、それも大変なものがあるとお察ししますけれども、やはり学校だけではなくして、地域、あと PTA などともよく連携をとりながら、みんなで協力をして、やはりこのいじめに対しての取り組みをしていくということが大事だと思いますので、今後とも強力に取り組みをよろしくお願いいたします。

2点目ですが、図書館に関することになると思いますが、 125ページ、登録者及び貸し出しの推移というところで、平成 17年度と 18年度の比較が出ておりますが、やはり 17年度より貸し出し数、その登録者数なども伸びている状況にあることは、大変いい状況になっているのではないかと思います。

今月号の市政だよりに、多賀城図書館が創立、開館して 30 周年を迎えたということで、1 面から特集で、3 ページ、4 ページにわたって載っておりますけれども、やはりここにも書いてありますように、昨年ですか、子ども読書推進計画に取り組まれて、その推進に従っ

て計画を推進しているから、やはりこのような成果が出たのかということで、やはり当局 の御努力を評価させていただきたいと思います。

具体的に、子供の、学校の図書の読書数がかなり伸びております。小学生も伸びていますし、中学生は約倍ぐらいに伸びているというデータがここに記載されておりました。そういうことで、今後ともまたさらに、こちらの方に力を入れて、頑張っていただきたいというふうに思います。

そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、朝読の学校での取り組みの現状ですが、今、ど のような方向になっているか、教えていただきたいと思います。

○相沢学校教育課長

平成 18 年度の朝読書、この取り組み状況は、小学校 6 校のうち 5 校、中学校 4 校のうち 3 校、合わせまして 8 校で朝読書に取り組んでおりました。

なお、平成19年度は、市内10校すべての学校で取り組んでおります。

○松村委員

本当に徐々に読書運動が市民に対して浸透しているというのを、高く評価しております。

また、今年度から、こちらに書いてありますように、お父さんの子育て講座で、読書、読み聞かせ運動の講座も始められたということで、ぜひ今後ももっともっと市民の中に読書活動、読み聞かせ運動が浸透することを期待しております。よろしくお願いいたします。

○雨森委員

資料7の 106ページ、多賀城小学校校舎改築事業の中で、今新しくなりました南側ですか、校舎と校庭を仕切るへりといいますか、そのつくり方といいますか、ある市民の方も非常に危険ではないかというような声も出ております。私も時々その学校の校庭とその境を歩いてみるのですが、下の校庭に落ちないように仕切りがしてあるのです。それが普通の一般道路の仕切りと同じように横棒で仕切ってあると。つくってある段階で、設置の段階で。普通は、子供たちに危険なので、縦にして、子供が入れないようにしてその仕切りがしてあるのではなかろうかと思うのですが、それは横の鉄パイプで、その間から子供たちが入って、グラウンドに落ちる可能性があるということで、そういう一般の市民の方からも指摘がありました。私も現場にたびたび行くのですが、どうしてこのようなつくり方に設計したのかと、非常に不思議に思ったのですが、教育委員会の方にお尋ねしましたら、前向きに検討するという話なのですが、この間も、やはりまた現場に行きましたら、低学年の子供たちが、その芝を植えている傾斜で遊んでいるのです。危険だからとめてあるところにもう既に入って、子供たちが遊んでいると。うっかり下に落ちてしまうとけがをする、下はコンクリートですから。そういうわけで、今後どのような対策をなさるのかお尋ねしてみたい。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

ただいまのお話は、さきに雨森委員の方から御指摘がありまして、現場を見に行きました。 南校舎と校庭の仕切りの防護柵といいますか、道路で言う防護柵でございますが、確かに 横棒でございます。横棒を超えて遊んでいる児童がいるということですけれども、そうい ったことのないように、十分学校を通じて指導をするとともに、あわせて植栽などで安全 を確保するように努めたいと考えております。

○雨森委員

植栽も考えてみたのですが、上の段階か下の段階がありますね、傾斜の。そうすると、樹木はやはり年数がたてば大きくなりますね。そうするとあと仕切りができてしまうのではないかと、そのような考えもあったのです。ですから工夫はされると思うのですが、できれば、やはり縦でそういうきちんとしたものをこの際つくり直すというふうになさった方が、将来、何十年間、やはり学校も子供たちが使うわけですから、それの方がかえって安心ではないのかというふうに考えるのですがいかがでございましょう。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

間隔が広いというふうなこともありますので、植栽については、大きくならないような、例えばチャボヒバであるとか、そういったようなもの、あるいは状況に応じて、必要があれば防護柵の間にもう1本通すのが可能かどうか、そういったところを検討して、安全を確保していきたいというふうに考えております。

○雨森委員

わかりました。では前向きに行ってください。ありがとうございました。

○竹谷委員

ちょっと多いので、2回に分けて質問させていただきます。

一つは、資料 7 の 101 ページ、これは確認です。ここに小中学校の児童を各種大会に派遣する費用が 73 万 4,156 円執行されておりますけれども、この執行する段に当たっての補助金単価がどのような基準になっておられるのか。

○相沢学校教育課長

補助金の支出につきまして、単価のお求めですが、ちょっと今調べておりますので、よろしいでしょうか。申しわけございません。

○竹谷委員

いいです。それは後から来たらちょっと。

次、また学校教育課長にお伺いするのですが、 102 ページと 107 ページ、ここにたしか 平成 18 年度から多くなってきたのですが、学校用務員を委託事業で扱うようになってこら れたと思います。

まず、一つ私が気になったのは、中学校と小学校の単価がなぜ違うのか、これについてちょっとお伺いしたいと思います。1人単価です。

○相沢学校教育課長

まず、ただいまの用務員業務委託の契約単価が違うということの御指摘でございますが、実は契約時期がちょっとずれた方がおりまして、計算が違っております。

それから、もう1点、先ほど御指摘がございました各種補助金の基準でございますが、各種大会に参加するに当たりましては、交通費、宿泊費、これらの80%を補助するというふうにしております。

○竹谷委員

まず、この今出ました問題ですが、80%という基準はどういうことですか。少なくとも中体連の大会というのは、学校教育の一環で、部活動の延長だというふうに私は見ているの

ですが、そういうことであれば、少なくとも交通費、宿泊費はやはり 100%補助する中で、子供たちに一生懸命やっていただくと。そのことによって、多賀城の中学校並びに小学校の部活という運動、文化活動の活動の場が、東北なり全国に知らしめていくという要素にもつながっていくと思うわけであります。

そういう意味におきましては、少なくとも義務教育の課程でございますので、私は 100% やはり補助金として出してやるから、各学校で頑張れというような激励をするのが、当然 のあり方ではないかと思うのですが、その辺は学校教育から見て問題があるのでしょうか。

○相沢学校教育課長

委員のお考えそのものはそのとおりだろうと思います。確かに、全国大会でありますとか、あるいは東北大会に出場する子供たちは、誇りを持って参加するわけでございまして、100%補助してあげたいという思いは、委員と同じように私も同感でございますが、今すぐ100%への増額ということにつきましては、もう少し慎重に検討させていただきたいとそう思います。

○竹谷委員

市単位は意外とこういう点はシビアなのですね。郡部と言えば失礼ですけれども、町、村の学校は、また教育委員会は、県大会でも、最寄りの自分たちのまち、町、公共のバスとかそういうものを、町みずからが出して、そして子供たちを激励している。こういう姿勢をよく私は見るわけです。

ですから、私は県大会までとは言いませんけれども、できれば県大会も、東北でやるのであれば、交通費の全額ぐらい負担をするのだという覚悟で部活動の推進をしていくことが、今、子供たちに文武両道だという教育をしていながら、一方では、財政面で制約をかけるという方法は、私はちょっと問題があるのではないかと。学校教育でせっかくそこまで取り上げてやっていくとするならば、顧問の先生もそういう意味での力強いバックアップがあるからこそ、自分の時間を割いてでも、子供の育成のために頑張っているのではないかというふうに思いますので、これはぜひ検討して、実現することが、私は今の学校の部活動の推進からいっても、大事な政策ではないかと思っているのですけれども、教育長、いかがでしょうか。財政の問題が出れば当局にお聞きしますが、教育長、いかがでしょうか。

○菊地教育長

御指名でございますので。子供たちのスポーツ振興というふうなことで、激励、奨励、あるいは育成というふうな面では、非常にありがたい言葉だというふうに思います。

ただ、ただというのは、否定するのではありません。多賀城市の財政的な支援のいいところを申し上げますと、中体連に係る経費があります。この経費は、よそのまちで見るとほとんどなしか、半分か3分の1なのです。そういう点で、今、中体連の経費というふうなことでは、多賀城市の子供たちといいますか、スポーツに対する活動支援というのは満額ちょうだいしておりますので、この点は大変ありがたいです。

ただ、もう一息というふうなことは、当然私も、一息というのは何も変な言い方でなくて、 さらにスポーツ振興を図りたいという熱い思いがあります。

○竹谷委員

中体連の多賀城地区大会は、多賀城の学校だけでやっているのです。当然、教育委員会としても市としても、これは全額見てやっていただくのは当たり前のことであって、それとこれは別ですので、今、教育長も、そうしてもらえればいいなと、財政全体が厳しいので、そこまで手が回らない状況かなという思いで、強い言葉が言えないのだと思いますけれども、私は、少なくともそちらにお座りになっている方々も、子供たちのスポーツ振興にも携わっている方もおられますし、いろいろな地域活動もしておられる方がおります。

やはり小学生で培ったものが中学校で生きていく。このことを高校、そして大学にも生かしていくという、やはり一つのポイントとして、こういう県大会とか東北大会、全国大会に行く子供たちには、やはりその旅費と宿泊費ぐらいは全額市が保障するという体制を、私は、財政がなくても、先ほど言った変な統一でない財政もやっているわけですから、子供たちに夢を与えるためにも、このぐらいのことはせいぜいやってあげてもいいのではないのかというふうに思うのですけれども、これはやはり市長の政策になりますか、市長、いかがですか。

○菊地市長

いや、全額持ちますというふうに私も言いたいのですけれども、この交通・宿泊費の 80% というのが、どういうことでこういうふうになったのか、私もまだわかりません。ですから、その辺のことを精査した上で、私自身も文武両道ということはいつも言っていることでございますので、その精査をした上で検討してみたいと思います。

○竹谷委員

ぜひ市長の英断を期待をし、子供たちも喜んで部活動に邁進できる体制をつくっていただ きたいというふうに思います。

先ほど、学校用務員の関係については、年度の時期の関係があってこういうあれだという ことであれば、そのことを説明していただきたいと思います。どこの学校がいつからとい うことで、こうなったのだというものがあれば、御説明願いたいと思います。

○相沢学校教育課長

(「ないのですか」の声あり)不確かなことを申し上げまして、後でおしかりをいただきますので、今、確認してまいりますので。申しわけございません。

○竹谷委員

どうにもおかしいですね。先ほど言ったばかりなのに。では、今度は資料がなくても回答できるもの。これは伊藤教育部次長ですか、答弁してもらうのは。これは御指名して質問させていただきます。2点あります。

平成 18 年度の予算特別委員会の議事録をお読みになったと思います。その中で、第二中学校の天井の落下の問題を私は取り上げました。その経過はどのようになっているのか。

それから、もう1点。同じくそのときに、学校のトイレを、今や洋式がはやっているので、 洋式にすることを検討する時期ではないかということを提言させていただきました。平成 18年度においてはどのような検討をされ、どのような結論になったのでしょうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

第二中学校につきましては、107ページの6にありますように、第二中学校校舎軒天等劣化部補修工事ということで、応急的な対応はさせていただきました。これは浸透プライマ

ーという薬品を使いまして、鉄筋の爆裂の劣化防止、あるいはコンクリート片の落下防止、 そういったものを応急的に対応したものでございます。

あと、トイレにつきましては、学校によって若干ばらつきはありますけれども、全校の平均で15.5%の割合でございます。その当時、部長も答えておりますけれども、生活洋式の変化に伴って、これまでの和式便所から洋式便所というのが一般家庭の流れでございますので、そういったことについては、今後の学校施設の整備、大規模改造とかそういったことなどを考慮するとき、こういったことについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○竹谷委員

今、 107 ページで、余りにも金額が小さいので、どういう工事をやったのかと疑問に思いました。あなたに今答弁していただきましたが、応急的対応ですね。恒久的対応はどうなっていますか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

今回の補正予算の方で御説明する予定でおりましたが、今回の補正予算で、学校施設、小学校、中学校それぞれの耐震補強などの工事について、設計を上げさせていただいております。その中で、第二中学校につきましては、耐震補強だけでは済まないだろうというようなことで、大規模改修を含めて、そういったものを検討するというふうな予定になっております。

○竹谷委員

そうしますと、これは耐震とあわせて大規模改修をしながら、今のところは生徒に対しては安全な体制になっていると。あと二、三年はもつだろうという発想で、そういう今の、今年度の、今回の補正でそういうことに着手したということは、ちょっと遅いのではないですか。少なくとも、緊急性からいけば、どうですか。金がないからやれなかったのですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

先ほど申しました浸透プライマー工法といいますのは、おおむね 5 年程度はもつであろうというふうに言われております。

それで、これはベランダの軒天の補修でございまして、ただここだけでは済まないわけですので、第二中学校につきましては、耐震補強とあわせて大規模改修などもあわせて検討していくというふうな補正予算を計上させていただいております。

○竹谷委員

補正の審議のときに、これまた後で質問なり考え方をお聞かせしていただきますが、トイレの問題、15.5%だという回答ですけれども、何パーセントまで計画としては持っていこうという計画になっておられるのですか。どういう計画か教えてください。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

学校によってばらつきはありますが、今の15.5%というのは、全校の、小学校、中学校、 男女別の平均が15.5%という率でございます。 今、具体的に何パーセントまでというふうな数値はありませんが、洋式トイレの利用について、学校の児童・生徒のアンケートをとってみますと、小学校については、高学年になればなるほど、洋式トイレは使いたくないというふうな回答がございます。それは、ほかの人が座った便座といいますか、そういったものに直接触れたくないというふうなものがあるようでございます。

ですから、そういったようなものも踏まえて、今後学校と協議しながら進めていきたいというふうに考えています。

ちなみに、多賀城小学校は今改築中でございますけれども、そういったような、事前にアンケートなどをしました結果、男子の場合は 29.4%、女子の場合が 14.3%、大体男子で 3割、女子で 15%前後というふうな割合になっております。

○竹谷委員

わかりました。この 15.5%というのは、多賀城小学校を除いての数字だと理解しているのですが、そういう理解でよろしいですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

先ほどの 15.5%というのは、小中学校すべて 10 校を含めてということでございます。

○竹谷委員

少なくとも、あなたはこの数字を言うのであれば、多賀城小学校は今改築中で、そのことはもう既に提言しているのです。私が既存の学校の話をしているのです。既存の数字ではどうなるのですか、では。あなたそれはごまかしの答弁になりますよ。いいですか、そういう答弁をしたらだめですよ。既存はこうですよ。だって多賀城小学校はそういう設計で、我々に説明しているのでしょう。私はこの平成 18 年度の予算のときには、多賀城小学校は既存でやるという前提の中で質問しているのです。質問と答弁をきちんとしてください。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

学校によってばらつきがありますけれども、多賀城小学校は、先ほど御説明しましたように、男子が 29.4、女子が 14.3、合計で 28.6 でございますが、一番少ないところで多賀城中学校でございますが……。失礼しました。多賀城小学校は合計ではなくて、兼用の部分が 28.6%でございます。一番少ないところで多賀城中学校の女子トイレが一番少なくて、1.9%となっております。

それで、多賀城小学校を除いた数値というのは、ちょっと出しておりませんけれども、実際見ると、多賀城小学校よりも高い比率の学校もございます。ですから、一つの目安となるのは、アンケート調査などをした結果が、多賀城小学校の洋式トイレの比率というふうな理解であれば、おおむねこういったことになるのかというふうなことで申し上げたわけでございます。

○竹谷委員

予算委員会で質問して、またそのフォローも声かけしているのに、そういういいかげんなことを言ってもらっては困ります。なぜこれをやったかというと、その背景はわかっているのですか。実は、子供たちが骨折とかいろいろしたときに、和式では用が足せないのです。そうして、少なくとも各学校の階、トイレの男女、少なくともその階、4階なら4階、2カ所あるのであれば、2カ所の中に、少なくとも1個ずつぐらいは最低でも供えつけておかなければ、これは児童のそういうものの対応に困るのではないかと思うのです。洋式と

和式では、和式の方が狭くて済むのです。洋式は大きくとらなければいけないのです。そういう意味では、やはりそういうものを含めて、どうあるべきかというやはり教育委員会の担当部は、やはりきちんと調査研究をして、先進地を見ながら、やはりきちんとした計画を立てて、年次計画で進めていくということが私は大事ではないかと思うのですけれどもいかがですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

ただいま竹谷委員のおっしゃられたことを念頭に、今後十分検討してまいりたいと思います。

○竹谷委員

ちゃんと念頭に置いてやってください。期待しています。

あと二つほどあるのですが、あと別な方に質問を移して、あともし時間があればやらせていただきたいと思います。

○小嶋委員長

ここで、先ほどの中村委員からの質問について、学校教育課長から回答を求められておりますので、これを許します。学校教育課長。

○相沢学校教育課長

それでは、中村委員から明らかにするようにと言われておりました、まず教師用教科書でございますが、中学校社会科歴史教科書は9冊、単価 695円で 6,255円でございます。 公民教科書は7冊、単価 695円で 4,865円でございます。国語1、6冊で単価 717円、4,302円です。国語2、7冊で717円、5,019円でございます。国語3、6冊、単価743円で4,458円、合計金額は、教師用教科書2万4,899円でございます。

続きまして、指導書でございます。指導書は各学校 1 冊ということにいたしまして、歴史 4 冊、単価 1 万 1,550 円で 4 万 6,200 円でございます。公民、4 冊、単価 9,450 円で 3 万 7,800 円でございます。国語 1、4 冊単価 2 万 4,150 円で 9 万 6,600 円でございます。国語 2、4 冊で単価 2 万 3,100 円、9 万 2,400 円でございます。国語 3、4 冊、単価 2 万 3,100 円で 9 万 2,400 円、歴史、公民、国語 1、2、3 の指導書合計は 36 万 5,400 円となります。

○小嶋委員長

ここで皆様に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○藤原委員

No.7の 106ページと 111ページの、要保護・準要保護に要する経費の関係です。小学校は、前年と比べると人数は 17 人減っているようです。金額も 24 万 9,000 円減っているようです。それから、 111ページの中学校は、57 人ふえて金額は 149 万 4,000 円ふえているという傾向なのですが、これはどういうふうに分析されておるのかということなのですが、いかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

平成 18 年度になりまして、小学生が、10 人台の話でございますが、減っております。それから、同じくらいの数、中学校でふえておりまして、この小学校での要保護・準要保護に要する経費が減りましたその要因は、対象となる世帯数それから人数が、平成 17 年度683 人から666 人に減ったことに伴うものでございますが、逆に中学校につきましては、344 名が、先ほど委員からも御指摘ありましたが、57 人の増加と。これをどうとらえるかということですが、一つは、平成17 年度で小学校6 年生の家庭で準要あるいは要保護の扱いを受けていた児童が、中学校に上がって、引き続き要保護・準要保護の申請をしたということが、まず一番大きな要因かと考えております。

また、平成 17 年度の要保護・準要保護の総世帯数は 327 世帯、18 年度の要保護・準要保護の総世帯数は 344 世帯、これは小中学校一緒でございますが、17 世帯ほど、これは中学校分で増加しているというふうに見ております。

○藤原委員

わかりました。

それから、 121 ページの考古資料館の関係です。これは順調に準備が進んでいるようなのですが、ことしの 11 月 1 日開設予定だということでした。それで、再三駐車場問題を提起しているのですが、それはどういう手はずになっているのかということがまず第 1 点です。回答をお願いします。

それから、二つ目なのですけれども、その考古資料館の中で、多賀城の施設としては、初めて近現代史に光を当てるということになるというふうに聞いております。それで、私は多賀城の政庁がつくられたことと、海軍工厰がつくられたことは、多賀城の歴史の二大事件だというふうに呼んでいますけれども、とりわけ海軍工厰は今日の多賀城に直接的な影響を及ぼしているわけです。それで、考古資料館で一部展示といいますか、することになるのではないかと思うのですが、自衛隊の中の火工部の土塁とか、火工部の作業場所、作業場とかでまだ残っているようなのです。私は、教育委員会として、これを機会にきちんと調査をする必要があるのではないかと。しかも、議長もその関係の出身ですし、金野委員は広報課長をやっていまして、お二人の力もいただいて、私は教育委員会として学術的な調査をきちんとやるべきではないかというふうに思っているのですけれども、これまでにやったことがあるのか、まず。

それから、やっていないとすれば、今後やる予定があるのかという点について回答をお願いします。

○佐藤文化財課長

考古資料館は11月1日に向けて、今現在準備中なのですけれども、この駐車場については、 現在ある考古資料館の前の駐車場を予定しております。

それと、展示の関係なのですけれども、一応近現代ということですけれども、一応展示室については、展示室1と2と分かれていまして、展示室1においては、「考古資料から見た多賀城市の歴史」ということで、多賀城市における縄文、弥生、古墳、奈良、平安、中世、近世代時では、こうした考古資料を展示、パネル等にて、通史的な展示を考えております。

また、展示室 2 においては、「くらしの道具 —— むかしと今 —— 」をテーマに、考古 民俗資料の展示を検討しております。 あと、先ほどの海軍工厰の関係については、まだ調査はしていない状況です。できたら、 今後、展示室において展示ということも考えていますので、今後に向けて検討してまいり たいと思います。

○藤原委員

駐車場の件は、要するに、私が提起していたのは、水道と考古資料館ができて、生涯学習支援センターがあって、文化センターがあると。そこの真ん中を水道部が余分に買わせられて、企業だから有効活用だということで、職員に 3,000 円だかで貸しているわけです。そういう市民が使う施設がぐるっとあるところに、水道部が持っている土地を市役所職員に貸しているのですけれども、これをこのまま続けてもいいのかどうかということを、私は問題提起しているのです。その辺についてどういう話し合いになっているのかということについて、まず一つ回答をお願いします。

それから、考古資料館は、これは近現代史の展示はしないのでしたか。それはもう頑張ってみるという話になったのではないかと思うのですが、それはどうなのかということ。

それから、その自衛隊内部の火工部のこの残っている遺跡、戦争遺跡の調査なのですが、これはやる方向で考えるのだと、検討するのだというふうに受けとめていいのですね。

○鈴木上水道部長

この駐車場の問題につきましては、以前の助役をメーンにして、いろいろ検討するべきではないかということで、お話をいただいておりました。

先般、副市長を含めて相談させていただきました。それで、実態を申しますと、水道事業及び下水道事業を統合したにもかかわらず、実はそれらに必要な台数を確保していなかったというのが事実です。したがって、あの辺の一帯には上水道、下水道も含めて、業者それから工事業者、一般来客者等が大分使っているというのも実は調査させていただきまして、それらのものについては当然、他の施設には迷惑をかけられないだろうということで、その相当分については確保していこうというような方針で今考えております。

それで、確保した分については、あいている分については、お互いに 3 施設の中で使っていこうというようなことでは話を進めております。

それで、上・下水道部としては、何台をそれでは確保するかというのは、ただいま調査中でございます。

○佐藤文化財課長

展示室の関係なのですけれども、近世代の展示室についても今後検討させていただきたいと思います。

また、海軍工厰の関係についても、資料収集あるいは調査の方も今後進めていきたいと思います。

○藤原委員

駐車場は、私が言っているのは、文化センターと生涯学習支援センターと新考古資料館と 水道に囲まれた場所の中を、市役所職員が水道部から借りて駐車しているわけです。そう いうのが市民から理解されるのかというのを私は提起しているわけです。 これは上・下水道部だけの問題ではないわけです。教育委員会の問題もあるし、ですから、 それは市長なり副市長なりがきちんと、総務部長なりがきちんと調整役になって、ふさわ しい活用の仕方をすべきではないかということを私は提起しているのです。ですから、それにふさわしい回答をお願いしたいと思います。

それから、展示は、そうすると今回は準備の都合等もあって、そこまでは、近現代史までは手が回らなかったというふうに理解していいのですか。

そして、なおかつ、そういうことも視野には入れているのだと。資料収集もやるし、それ から調査もやるのだというふうに理解していいのかということなのですけれども。

○鈴木上水道部長

確かに藤原委員が言う意見もわかりますが、ただ、我々のいわゆる上・下水道部としての 資産の運用等についても、当然運用を図って、それを市民に還元するというのは、公営企 業法では許された範囲内ということだと思います。

ただ、職員に貸してということになりますと、確かに職員には貸しておりますけれども、 制度の中で、許された制度の中で我々は貸して、それを水道の収益ということで見ている ということです。

ただ、それ以上になりますと、ではすべてをあけなさいとなると、水道部のいわゆる考えとして、その相当分については使用料というのですか、それはいただくというのが公営企業法上の考え方ということになると思います。

○佐藤文化財課長

近世代と(「近現代」の声あり)海軍工厰の関係については、資料収集も含めて今後やる つもりでおります。

○藤原委員

いや、私は、上・下水道部が答弁するとそうなってしまうのです。資産は有効利用しなければいけないと。だから余分に買わされた土地は、水道部が使うあてはないのだけれども、余分に買わされた土地は、だから駐車場で貸してお金を取っているわけですね。上・下水道部としてはそうなのです。

ですから、出発点は、どこが間違っていたかというと、余分な土地を水道部に売ったのが間違っていたのです。ですから、水道部は使うあてがない土地を持っていてもしようがないから、それを職員に貸したわけです。月 3,000 円で。ですから、水道部だけに答弁をさせれば、当然、今言った水道部長の答弁になるのです。資産は有効活用しなければならない。私は企業の責任者なのだと。だから私は、教育長とか水道の部長だとか、それから市長部局の責任者なりのところで、それを調整しなければいけないのだと。いつまでもそんな市民が使う施設のど真ん中を、企業資産の有効活用でございますと言って、職員が駐車しているのは不正常ではないかということを提起しているわけですから、これは副市長になるのですか。

○鈴木副市長

今、藤原委員がおっしゃられたことは、大変混雑するところのど真ん中に、職員が車をと める、これは理解が得られないことだと思います。 そういうことを踏まえまして、先日、教育部長とそれから水道部長と、総務部長と4人でいるいろ相談をいたしました。あそこの真ん中は職員親交会がまとめて借りて、そこからまた職員に貸しているということですので、その状況を踏まえますと、先ほど水道部長が申し上げましたけれども、業務用として必要になる部分については、上・下水道部として確保する必要があるだろうと。それ以外については、極力職員の車を引き上げて、一般の市民が使えるような方向で、今内部的にいろいろ検討はしております。

その際に、水道部の土地とそれから教育部所管の土地といろいろありますから、お互いの 混雑したときには、相互利用で、そのときには企業会計といえども、いちいち使ったから とその請求はしていただかないように、相互利用ということで、検討を今進めさせていた だいているところでございます。

○藤原委員

それがやはり本来の姿だろうと思うのです。ですから、市長と副市長のところのイニシア チブがやはり私は非常に大事だというふうに思います。その点で、期待していますので頑 張っていただきたいと思います。

○尾口委員

10 款 4 項 1 目生涯学習推進費について伺いをいたします。生涯学習の推進基本構想であります「生き方多彩 100 年構想」なのですが、10 年を経過して、そろそろ現実味が失われてきましたので、改定の時期ではないのかというふうには思うのですが、平成 18 年度で改定に向けて取り組んだのかどうか。

これは私自身もそう思いますし、利用されている方々からもそういう意見が内々にあったかとは思います。

あと、もう一つ、 100 年構想実践委員会の委員の数が、年々歳々どのような推移をたどっているのか、これについてお伺いをいたします。

○伊藤生涯学習課長

御質問の「生き方多彩 100 年構想」につきましては、ただいま御質問いただいたとおりでございますけれども、これの検討につきましては、やらなければならないというふうな意識は十分に持ってございます。ただ、ちょっとまだ手のついていない状況でございます。

これにつきましては、今後力を傾けて進めていかなければならないというふうな思いでおります。

それから、100年構想実践委員会の委員でございますけれども、申しわけございませんが、 平成 19年現在の人数は把握してございますけれども、それ以前の人数につきましてはちょっと手元に資料がございませんので、申しわけございませんが、19年現在43名になっております。

○尾口委員

平成 19 年度の総会において恐らく 43 名だと思いますが、この 100 年構想実践委員会、 五、六年ぐらい前までは 55 人、約 60 人ぐらいの人数で活動していたと思います。

それで、市民が年老いても、明るく元気に暮らせる社会を築くためにも、生涯学習社会というのをきちんと構築するなり拡大していかなければいけない。そのためにも支援活動、 生涯学習支援センターですね、そういったものの整備とあわせて、両立して運営していく わけでありますけれども、この委員会の委員数が年々歳々少なくなってきているその原因 というのはどこにあるのかと、それをまず調査するのが先決ではないかと思うのですが、 それについてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○伊藤生涯学習課長

過去の人数はちょっと私も把握しておらなかったわけでございますけれども、その辺を分析しまして、あと、関係している委員の方々、そういった方々から意見等もちょうだいしてみたいとこのように考えてございます。

○尾口委員

「生き方多彩 100 年構想」の見直しについて、検討の意識はあるが、まだ未着手であるという課長の先ほどの御回答もありましたし、年々歳々委員会の委員の数が少なくなってきているということにも、あわせて共通した原因があるのではないかというふうに私は思います。

といいますのは、年を老いて、体の、いわゆる身体的機能などがなくなって、その委員会を脱退する人がふえているのであれば、それは自然減でしようがないのですが、退会した人が、ほかのボランティア活動なり生涯学習の活動の一環で、別な団体で一生懸命活動しているというのが、正直言って現実です。平成 18 年度で 3 名やめて、その前に一気に 5 名ほどやめたような時代もあります。

ですから、そういう意味では、やめられた方で元気に活動している方などの率直な意見もぜひ聞き入れて、その辺で具体的にその改善策はどのようにしたらいいのかというようなことを、あえてやっていただきたい。

といいますのは、これを具体的に私の方から言いますと、個人名を挙げざるを得なくなる こともあるので、今回控えさせていただきます。

それで、あと、教育長にぜひお調べをしていただきたいのですが、教育長は、よく教育長のごあいさつの中で、和歌歳時記よろしく、その和歌を取り入れたごあいさつをされております。それで、多賀城市の沖の石、二条院讃岐が詠んだと言われる沖の石が、果たして多賀城を詠んだものなのか、その辺についてぜひ調査をしていただきたい。

といいますのは、市政要覧や学校で使っている「わたしたちの多賀城」副読本、この中にも記載されております。しかし、多賀城市には、末の松山、清原元輔でしたか、それが詠んだ末の松山の句が一つあります。百人一首には同じ歌枕の地、同じ歌人などがダブるようなところは私はないと思います。歌枕一つ、歌人一つ、そして文章をつくる上での技術的なことを一つ取り入れて、それで百首の、何千とある中から百首を選んだと私は思います。

ですから、多賀城市に百人一首が二つあるということは当然考えられないので、ぜひ時間をかけても調査していただければと思います。

○菊地教育長

和歌に詳しい尾口委員のお話ですが、この百人一首その他について、私もこれから勉強させてもらいます。よろしくお願いします。

○小嶋委員長

ここで、先ほどの竹谷委員からの質問に対して、学校教育課長から回答を求められておりますので、これを許します。学校教育課長。

○相沢学校教育課長

先ほど、資料 7 の 102 ページのところの、小学校の学校用務員業務委託事業、こちらと中学校の用務員業務委託事業の差がおかしいのではないかという御指摘がございました。大変遅くなりまして申しわけございませんでしたが、実は、多賀城小学校で、そこにあります 1 名委託しておりますが、この 1 名は、平成 18 年 10 月 1 日から 18 年度の 3 月 31 日まで 6 カ月間委託したものでございます。

その理由は、正規の市の労務職員が休職に入りましたので、体調を崩しまして休職となりましたので、そのかわりに配置したものでございます。大変遅くなりまして申しわけございませんでした。

○竹谷委員

了解しました。

今回の決算の中で、冒頭から、私、この主要な施策の成果の問題を一つの課題にしているのですけれども、こういう数字は、やはり説明のときに説明しておくとかなんとかしないと、今のような疑問が出てくるわけですので、小さい問題ではございますけれども、気を配っていただきたいというふうに思います。

ところで、平成 18 年度、このことによって、今までとの成果、今までと違った、多分相当 財政的にもこういう成果が出たという数字が出ていると思いますが、この委託業務によっ て、どのような成果が生まれてきているのか。

それから、学校の事務事業に支障は来していないのか、問題点は出ていないのか、その辺 についてお伺いしたいと思います。

○相沢学校教育課長

委託によりまして、市側といたしまして経費の節減が図られているということは、まず最初に申し上げなければなりません。

それから、委託して、各学校に配置していただいております職員ですが、その職員の方々を見ておりますと、大変経験者の方が多うございまして、我々が何をしてください、かれをしてくださいということは申し上げることはできないわけでございますが、みずから仕事に進んでお働きいただいておりますので、学校からは大変すばらしい人たちを配置していただいていると、そのように感謝されております。

○竹谷委員

そうすると、今答弁ありましたが、数字的にはあらわしていない、今のところあらわれていないというふうに思うのですけれども、数字的にはやはりあらわすことが大事ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

御指摘のとおり、成果ということであれば、ここに数字等もあらわしていかなければならないというふうに思います。

○竹谷委員

今後ひとつそういうところをきめ細かく、記載できないのであれば、記載できなくともいいですから、口頭の中で進めていくということが大事ではないかと。そうでなければ、今までこういう再生戦略の問題も数字的に上がっているわけですから、それとの整合性の問題も出てくると思いますので、よろしく御配慮をいただきたい。

それと、特に、指揮命令権の問題でトラブルが起こらないように、学校現場と十二分に連携をとっていただきたいということでございますので、今まで問題がないということですから、多分これからも問題がないと思いますけれども、その辺の御配慮をひとつしていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

委託業務の内容に当たりましては、大きく5点ほど業務内容を委託しておるわけでございますが、これまで用務員のその委託事業に係って、学校、それから委託された会社等から不満等は入っておりません。学校では、業務連絡責任者といたしまして校長が、それから委託されております、働いていただいております方々の中で、1名の方を統括責任者とお願いいたしまして、その業務連絡責任者である学校長と、それから総括責任者でありますこの委託されている代表の方とが、密接に情報を交換し合い、トラブル等がないように努めているところでございますし、委員会といたしましても、学校長に対して十分に委託の方々を抱えている学校の校長は、すべてが業務連絡責任者となりますことを改めて指示し、円滑に業務が推進できるよう、教育委員会としても指導してまいりたいと思います。

○竹谷委員

よろしくお願いしたいと思います。

次、2点、質問したいのですが、よろしいでしょうか。いいですか。別な人もいますので。 私やっているので、まずやっていない方にやらないと。

○小嶋委員長

では休憩いたします。再開は5時35分といたします。

午後5時24分 休憩

午後5時35分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

○佐藤委員

子供たちの通学路の安全確保の問題についてなのですが、どこにも言及されていないのです。今度の資料について。大郷で何か事件がありましたので、そういうことについては、昨年度と、それに引き続いてことしからの見守り活動の実態などを、ちょっとお話をいただければと思います。

○相沢学校教育課長

市内の児童・生徒の登下校の安全対策につきましては、ボランティアの方々、あるいはそれぞれの小中学校で組織しております御父兄、そして地域の方、そういう方に見守りをいただいているところでございます。

平成 18 年度中、多賀城市内の小中学校の見守り隊として登録いただきました団体、保険の関係もありましたので、登録していただきましたが、18 年度中は 29 団体、人数は 726 名でございます。なお、平成 19 年度、今現在さらに増加中ということでございます。

あわせまして、不審者情報関係でございますが、平成 18 年 4 月から 19 年 3 月まで、市内で 25 件の情報が、不審者が発生したという情報がありました。現在ですが、13 件、年度の半分ということでもありますが、それでも大分少なくなってきていると。これは登下校の安全を見守っておられるたくさんの方々のお力も、一つの原因かというふうに考えております。

○佐藤委員

地域はまんべんなく行き渡っているのでしょうか。うちの地域でも、残念ながら私の住んでいるあたりからは、ちょっとコラボとの関係で、少しその活動が見えなくなったような気がしているところもあるのですけれども、少し近いよその地域から出てきていただいて、見守りをしていただけて、本当にありがたいことだというふうに思うのですが、そういう地域も含めて、これからやはり町内の子供たちの安全とか、その地域の子供たちの安全を呼びかけるという工夫、努力をまた引き続き続けていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それから、もう一つです。文化財というか、保護というか、その辺でです。貞山堀の件なのですけれども、一般質問でも取り上げて、貞山堀に目を向けてほしいと訴えましたが、市長は、自分も関心があるというような、多分お答えだったような気がするのですけれども、そういうところで、先だって貞山堀をめぐる県の有志の人たちというか、県の肝入りで会議があったのですが、そのときに役所の参加した方はどなただったでしょう。多賀城の役所を代表してと言ったら大げさですけれども、役所から行った方。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

私が行きました。

○佐藤委員

テレビでも頭の後ろ姿を見て、次長だというふうに私もわかったのですけれども、ちょっと感性として問題だなというふうにそのとき思ったのです。やはり土木の河川のところの扱い方でなくて、文化財とかあるいは観光とか、そういう位置づけで参加していただきたかったというふうに私は思うのです。

そういうところでいけば、何回か会議を重ねる中で、ぜひたくさんの関係、横断するところから行っていただいて、市民の人たちにも、あの貞山堀をめぐる情報を発信していただくという方向に、ぜひ動いていただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

8月29日でしたか、設立総会があって、私がとりあえず参加したわけですけれども、内容がよく周知されていなかったということで、私がとりあえず参加したということでございます。

内容がだんだん固まってきまして、メーンとしましては、先ほど県というお話がありましたが、県ではなくて、名取市が手を挙げて、沿線の7市2町の自治体と、あと東北大学の 先生と民間の団体が組織する協議会の中で、その貞山運河の利活用について、マスタープ ランをつくって検討していきましょうと。今、メーンは観光ですよというお話がありました。

そういった大体のぼやっとした形が見えてきたものですから、これからは市長公室を通して、関係課の方と相談しながら、どこが一番適切なのか、周りの自治体の方ではどこの課が出てくるのかも見きわめながら、検討をしたいというふうに思っています。

○佐藤委員

その都度、広報などにも掲載していただいて、例えばその地域に関心のある住民の方が、 一緒に参加できればいいかというふうに私思うのですけれども、そういうことも探ってい ただきながら、ぜひそこの活性化のために頑張っていただきたいというふうに思います。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

この協議会では、自治体だけの参加でなくて、参加者を、会員を広く公募します。運河に 関心を持つ企業、NPO、団体、個人など、規約に賛同いただける方はだれでも会員になれ るということになっておりますので、佐藤委員にも、関心がおありのようですので、ぜひ 参加の方を御検討いただきたいと。負担金はあるようです。

○竹谷委員

では、私の方から2点質問させていただきたいと思います。

まず最初に、資料7の123ページ、平成18年度末の成果として、49.30%に当たる土地の公有化を終了しているという成果が記載されております。

多賀城の観光問題がいろいろ前段に質問がありました。私は多賀城の観光資源はここにあるのではないかというふうに思っております。そういう意味におきまして、さきに私は一般質問で、この公有化した土地の活用というものについて検討し、県との話し合いをしていかなければいけない問題があると思いますのでということで、具体的な提言もさせていただきました。

平成 18 年度において、この約 50%に当たる公有化した土地について、今後の活用、多賀城市の観光との兼ね合いから、県との協議をなされたのか、それとも担当課としてどのような検討をされているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○佐藤文化財課長

公有化した土地の活用については、昭和 60 年からあやめ園の整備を行っておりましたが、今後においてはこれまで以上に活用していくためにも、発掘調査が県の環境整備の中で、発掘調査した後の活用方法ということで、南北大路の整備や、あるいは外郭南門復元に向けて努力していきたいとも考えております。

それで、県の方には、一応、今現在、第8次5カ年計画をやっております。さらに、平成22年から第9次5カ年計画も始まりますので、その辺にこちらの方の要望を伝えていきたいと考えております。

○竹谷委員

この問題で、私はきょうの質疑の中で、横の連絡についていろいろ問うてまいりました。 これもすなわち、観光行政と史跡の活用ということで、担当課のみでの発想では問題が出 てくるだろうと。多賀城の観光というものを考え合わせながら、史跡の公有化した土地の 有効的活用というものをあわせて考え、議論しながら、そのマスタープランを、少なくとも方向性としては持ちながら、県と話し合いを進めていかなければいけないのではないかと思います。なぜならば、この土地の整備については、県が責任を持ってやらなければいけないものだと私は思っております。

そういうことから、少なくとも観光行政も含めて、この土地の利用度というものについて の、市全体の整合性というものを求められる課題ではないかと思っているのですが、担当 課としてはそのような意向はお持ちでしょうか。

○佐藤文化財課長

今、委員がおっしゃったとおり、これから整備、活用、さらに観光と、含まれた関係で、 商工観光、その他の中央公園の整備の関係もありますので、その辺も含めて今後検討して まいりたいと思います。

○竹谷委員

ぜひ横の連絡をとりながら、方向性を誤らないようにやはり進めていただきたいと。これは中央公園につくるいろいろな施設も含めて、やはりこれとの関連でやっていくわけですから、当然商工観光課も所管ですが、少なくとも市民経済の関係も出てくるでしょうし、それから建設部の公園管理の問題も出てくるでしょうし、それらの総体的な検討の中で、外郭政庁南門以北をこうやっていこうと、以南はこうやっていこうという、やはりきちんとしたプロセスの中で進めていくことが肝心だと思いますけれども、この辺は、教育委員会という所管ではございますけれども、市が主導権を握ってやらなければいけないことではないかと思いますがいかがでしょうか。その責任のある方に御答弁お願いいたします。

○鈴木副市長

もう本当に横の連絡については、よく理解させていただきました。

それで、この点につきましては、市だけではなくて、いわゆる行政全体が縦割になっております。ですから特別史跡については、どうしても文化庁の意向が強く働きますし、役割分担として、特別史跡内の整備については県がやるという役割分担もございます。市がどこまで整備として入れるのかどうか。あと、それから公園との計画のこともございます。

それで、先ほどもちょっとお話し申し上げましたけれども、今現在はっきりまだ申し上げられる内容まで詰まっていないのですけれども、実は、国土交通省の方に、これは市長にも行っていただいて、制度についていろいろお話を、お願いをしてまいりました。それは、特別史跡の中に、文化庁だけでなくて、場合によってはその公園が公園の事業として入り込めないかどうか。そして整備についても、従来は県でなくて、市がうまく整備としてかかわれないかどうか。そしてその中で、松村委員の方からもいろいろ御質問ございましたけれども、ガイダンス施設であったり便益施設であったり、人に来ていただけるような環境の整備を模索して、ただ、今現在は国の制度上、どうしても壁があって、それはできない状態であります。そういうのを何とかその制度改正をお願いしたいということで、国土交通省それから文化庁の方にも行きまして、お願いをしているところでございますので、国のその制度改正、制度設計ができた段階に、できれば胸を張って御報告できればという期待を非常に持っているところでございます。

そういうわけで、いわゆる建設部、施設整備の方と観光と文化財と、そういったものを含めた中でいろいろ今、検討はさせていただいているところであります。

○竹谷委員

御成功を御期待したいと思います。

ただ、私は、明日香を若いころ視察に行きました。明日香村は、村ですけれども、あそこに古墳があるのです。いっぱい古墳がある。あそこはうまいことやったのですね。古墳だけ指定するのです。そして周りを都市公園にしてしまう。今、石が出てきている、いろいろ新聞に載っておったあれも見てきました。そういう整備の仕方を、かつての建設省とうまく抱き合わせて、あそこはうまくやりました。

ですから、そういう例もありますから、ぜひ多賀城の政庁跡も、そういうふうにはならないかもしれませんけれども、そういう事例もありますから、やはりぜひ力を尽くして、そういうふうに持っていっていただきたい。

そうでないと、多賀城の観光はあり得ないと思いますので、あそこの整備があって初めて 多賀城にお客さんが来るのではないのかと。建物がなくても、その建物に似たようなもの があれば、「ああ、こういうものかな」ということで、いろいろ来ていただけるのではな いのかというふうに思いますので、ひとつ御期待をしておきたいと思います。

最後に、 138 ページ、これは簡単にお聞きしますが、(4)の、平成 18 年度地場産品使用状況のデータが記載されております。努力をされた結果だと思いますけれども、まだまだ地場産品の利用ができる可能性があるのか。そして、この使用によって、学校給食に当たっての、学校生徒に対して何らかの地場産品としてのインパクトを与え、郷土を愛する食材ということで教育したと思いますが、そういう成果について、あれば御報告願いたいと思います。

○相沢学校教育課長

お答えいたします。

地産地消という言葉がございますが、学校では、今、食育というところに重点を当てて進めていきますが、その中で、生産者の方々と直接触れ合い、また、自分たちが生きて、暮らしているこの土地で使われている食材を、給食で食べることを通しまして、まずは残食が減りました。

それから、そのほかに、交流給食というようなことも、ちょっと前のページにあるのでございますが、生産者の方と直接子供たちが給食を食べながら、「こんな苦労があって野菜を育てているのだよ」とか、「あの野菜とてもおいしかったです」とか、そういう触れ合い、顔の見える給食を通しまして、食というのはとても大切なのだなということが、子供たちの中に着実に根づいているというふうに評価をしているところでございます。

○竹谷委員

平成18年度で、地産地消といいますか、地場産品を使用した割合があるわけですけれども、まだまだ地場産品は使える、使用といいますか、まだまだ納入できる体制にあると、生産者との話し合いで、まだまだ、もっともっとパーセントを上げることができるという環境下にあるのか。それとも、18年度、このデータがある程度はここで満杯だという状況にあるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○相沢学校教育課長

やはり自然が相手でございまして、品目によりましては、これ以上の使用がかなり厳しい かと思われるものもございます。 例えば、ニンジンでございますが、そこに 23.4%、給食センターといたしましては、その月に使う食材、特に地場産品であれば、2分の1は地場産品で、最低 50%は確保したいということで、JA 仙台多賀城の生産者直売会の方々、それから、学校給食部会の方々と会議を持ちまして、2分の1以上は使いたいのだという意向は伝えているところでございますが、例えばニンジンなどにつきましては、収穫後の保存が大変難しかったり、あるいは大根や白菜、キャベツ等にはその端境期等がございまして、そこをどう埋めるかということで、例えば生産者の方々に種をまく時期を少しずらしていただくとかというようなことは、話し合われておるところです。

ただ、できるだけ地場のものを使いたいということで、昨年の決算議会でも板橋議員から御指摘をいただきました規格、給食センターは機械で調理いたしますが、厳然たる規格で、ネギはちょっとでも曲がってはいけないなどということはありませんで、太さにつきましても、あるいはこの曲がりにつきましても、かなり受け入れる幅を緩やかにして対応しているところでございますので、今後、なお地場のものをふやしていくよう努力をしていきたいとそう考えております。

○竹谷委員

やはり残食がなくなったと、いや、これは大きな成果ですね。それから、今年度の成果では交流給食会をやったと、これも目に見える、生産者と目に見えることをやったと。そのことを通じて、子供たちが食に対する関心、また、郷土愛が生まれるような一助になったのではないかというふうに、今の御答弁では私はそれなりに憶測するわけですけれども、そういうのであれば、少なくとも今年度の成果の中で、こういうものをやはりつけ加えて御説明をすれば、私のような質問がなくても済むということになるわけですので、ひとつ成果というものがでかでかと載っているわけですから、ぜひともこういう点も今後は御配慮していただきたいということを、この議案の説明書をつくるに当たって、御配慮を賜りたいということをお話し申し上げて、私の質問を終わります。

○雨森委員

簡単に申し上げます。131ページの、太宰府市との文化交流事業に関してでございますが、 ここに成果等々書いてあるのですが、今後、この交流都市、どのような継続をなさってい くのか。

あるいはまた、ちょっと詳しいことは私はわからなかったのですけれども、食文化ですが、例えばその当時の大宰府とそれから多賀城でも、お役所関係とか一般の庶民の食文化の相違とか、そういったものなどの展示といいますか、これから我々市民に展示していただけるかどうか、そういったことも踏まえて、ちょっと御説明願いたいと思います。(「もう一回質問してくれませんか」の声あり)

太宰府との文化交流ということで、平成18年度の成果並びに、つけ加えて、今後の、例えば市民を対象とした交流とか、そういった問題を踏まえてお尋ねしたのですが。

○板橋総務部長

太宰府市とか天童市とこういう友好都市を結んだ、こういう縁もありますので、あらゆる 分野で交流するということが大事だと思ってございます。

今回は文化財の方で展示物の交流ということでやりましたけれども、先ほども言いましたように、例えば子供たちの交流もあろうかと思いますし、一般の人たちの交流もあろうかと思います。そういうものを全面的に、やはり友好都市ということで進めていきたいとこのように思ってございます。

○雨森委員

今の回答は、私の質問に対してすべての回答でございますので、これで終わります。

○栁原委員

資料 7 の 127 ページ、市民会館運営管理に要する経費で、市民会館の利用状況でございますけれども、市民会館の利用者数の合計が、平成 17 年度が 16 万 1,000 人で、18 年度は 13 万 8,301 人と書いてありますけれども、18 年度は 17 年度に比べて大分利用者が減っているのですけれども、この原因についてはどのように考えておられますでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

この件につきましては、歳入のときに藤原委員の方からもいろいろ影響額ということで御質問いただいたところでございますけれども、その年度で区切るというふうなことではございませんので、その年によって、前年度の申請件数、そういったものと現年度の申請件数、それを単純に、単純にと言うと失礼ですけれども、比較することができないということもあるということを、御理解いただければと思います。

○栁原委員

今のお答えですと、申請の時期のずれでこれだけ人数が減っているというように伺ったのですけれども、平成 18 年度の利用料収入の合計と利用者数の関係などは、17 年度と比べて、とったデータなどというのは今ございますでしょうか。何人利用して、利用料収入が幾らだったかということは、今わかりますでしょうか。

○伊藤牛涯学習課長

利用件数につきましては、平成 17 年度と 18 年度を比較いたしますと、17 年度が件数にして 3,446 件、それから 18 年度が 3,425 件ということで、マイナスの 21 件、それから使用料の収入でございますけれども、17 年度が 3,252 万 9,698 円、18 年度につきましては 3,089 万 265 円ということで、マイナスの 163 万 9,433 円となってございます。

なお、この利用状況ですが、これがどういったところが減っているかというふうなことでございますけれども、例えば合唱とかあるいは管弦楽、そういったものでふえているのですけれども、演劇とかあるいは舞踊発表会、映画会、そういったもので減少しているというふうな状況でございます。

○藤原委員

増収にするために利用料を 1.2 倍にしたのではないですか。なぜ減るのですか。

○伊藤生涯学習課長

これも先ほど来申し上げましたように、年度をまたがるというふうな形になります。例えば、平成 18 年度に入ってからの利用なのですけれども、17 年度中に申し込みをして、料金を納めるということになりますと、17 年度の収入というふうなそういった状況が毎年繰り返し続くと。

○藤原委員

まやかしですよ、それは。なぜまやかしなのか。平成 17 年度に 1.2 倍の利用料金はないのです。18 年度から上げたのですから。そうでしょう。17 年度は全部旧料金なのですよ。18 年度に、確かに 17 年度中に借りたものもあるでしょう。ですけれどもそれがすべてで

はないのですから。18 年度から料金を上げたのですから、18 年度は確かに 17 年度の旧料金もあるけれども、18 年度が圧倒的多数なのです。皆さん方は、何百万円だか増収だと言ったのです。この 1.2 倍にすると何百万円だか増収になると言ったのです。コスト論か何だかはじいて。上げたら減るというのはどういうことなわけですか。これはおかしいでしょう。どうですか、その辺は。

○伊藤生涯学習課長

ちょっと私が考えるのには、ちょうど料金改定というものがございまして、駆け込みの申し込み等も多かったのかというふうな感じでおります。

○藤原委員

ですから、それは理由にならないのです。言っている意味わかりませんか。確かに平成 17 年度中に駆け込みで 18 年度を借りた人もいたでしょう。ですけれども、17 年度の利用者というのは全部旧料金なのです。18 年度の中に部分的に旧料金で借りた人がいても、ほとんどは 18 年度の新料金で借りているのです。ですから、その駆け込みがあったとか何とかというのは、18 年度に料金が減った理由には全然ならないのです、これは。言っている意味がわかりませんか。

ですから、これは皆さん方のコスト論が破綻しているのではないですか、違いますか。

○菊池教育部長

いわゆる利用料金の問題ですけれども、今、生涯学習課長がお話し申し上げました。実際の利用といいますと、平成 18 年度中のいわゆる利用料金、私自身も経験があるのですけれども、18 年度中に使う予定にされている部分は、いわゆる 17 年度中にほとんど申し込んだというふうなこともございます。実際に。

そういったこともございまして、平成 17 年度の料金の方が、いわゆるもう 3 月中に、年度内にもう納めているというふうな状況がございますので、そういった中で、18 年度の実際の収入という部分が減ったというふうなことは、十分考えられるというふうに思います。

○藤原委員

ですから、私、先ほどから何回も言っているでしょう。では、部長は、平成 18 年度の利用者はすべて 17 年度中に借りた利用者だというのですか。違うでしょう。先ほども言っているでしょう。17 年度の利用料は全部旧料金なのです。18 年度に借りた人は、それは 17 年度中に借りた人もあるでしょう。ですけれども 18 年に借りた人もいるでしょう。でしたら絶対にプラスにならないとおかしいのです。あなた方の理論からすれば。増収を図るために上げたのでしょう。 1.2 倍に。

ですから、これは敬遠されたのです。敬遠。料金を上げたから。違いますか。でなかったら、私はこんな答弁は納得しない。ですから、もし、あくまでも平成 17 年度中に 18 年度をほとんど借りられたというのでしたら、18 年度の料金のうち、17 年度料金がどのぐらいあるのか、内訳を出してください。私は全然納得できません。私は、結局、皆さん方がコスト論ではじき出して、税金は 25%しか入れませんと。75%は料金で賄います。そこに向けてどんどん上げていきますという宣言をしたでしょう。ですから、敬遠されるのです。そういうことばかりやっていると。私はこれはコスト論の破綻だと思います。でなかったら説明つかないでしょう。

そうではないというのでしたら、やはり今度の利用料金の内訳を全部出してください。平成 17 年度中に借りたものが幾ら、18 年度中に借りたものが幾ら。でなかったら、あなた方のコスト計算論は全然もう信用できません。出すのでしょう。

○小嶋委員長

ここで暫時休憩をいたします。

午後6時13分 休憩

午後6時25分 開議

○小嶋委員長

再開いたします。

○伊藤牛涯学習課長

先ほどの御質問でございますけれども、ちょっと金額的にはすぐに出てこないということをまず御了承をいただきたいと思います。

各利用のいろいろな団体といいますか、そういったものの利用状況を、平成 17 年度と 18 年度の比較そのものをちょっと申し上げたいと思います。

まず、増加しているものでございますけれども、管弦楽、これは室内楽を含むものでございますが、これにつきましては人数にして 3,954 人ほどふえております。それから、公演、会議、これにつきましては 3,496 人です。これもふえていると。

あと、減っている方でございますけれども、合唱につきましては 9,571 人の減、それから発表会、これにつきましては 1 万 9,351 人の減、それから映画会、これが 3,916 人の減、それから式典関係ですが、これが 4,728 人の減というふうな内容でございます。

これが料金値上げの影響がなかったのかということでありますけれども、全然なかったというようなことはないというふうに考えてございます。

○藤原委員

資料6の23ページに、使用料及び手数料収入済額内訳と書いていまして、中ほどに生涯学習支援センター使用料、公民館使用料、市民会館使用料、埋蔵文化財調査センター展示室観覧料というのが出ていまして、減になっているのは市民会館使用料だけだと。ですから、料金を上げたので、これはもう明らかに敬遠されたのだと思います。

それで、平成 16 年度の収入を見てみましたら、文化センターは 2,502 万円でした。そうして見ると、確かに 2,502 万円だったものが、17 年度に 3,253 万円にぼーんとはね上がったので、確かに駆け込みの借用があったような感じはします。それに対して、18 年度が減ったので、どうも私が言ったことがまるまる正しいかというと、それはどうかわからないと。

したがって、これは平成 19 年度の市民会館使用料の額に、注目をしてみたいというふうに 思います。

○小嶋委員長

ここで、先ほどの中村委員の質疑に対し、学校教育課長から答弁の申し出がありますので、 許します。学校教育課長。

○相沢学校教育課長

中村委員から御指摘がありました副読本等の件につきまして、委員に開示いたしました教育委員会会議録を確認いたしまして、委員に2点、大変恐縮ではございますが、確認させていただきたいと思います。

まず、「副読本を使って」というような表現がございましたが、記録では「補助教材」ということでございましたので、補助教材ということで理解させていただきたいと思います。

もう1点、「教科書を」「教科書で」というお話をされた方が、(2文字削除)〇〇委員という御指摘でございましたが、これも記録によりまして、(3文字削除)〇〇〇委員であるということで確認させていただきます。よろしいでしょうか。

○中村委員

学校教育課長のおっしゃるとおりでございます。

ただし、私の知っている歴史の先生が、補助教材としてほかの会社の教科書を副読本として使っていると。それが頭に入っていました。

それから、私が、(3 文字削除)〇〇〇先生のことは座ってから思い出したのですが、発言中に、(2 文字削除)〇〇先生の顔がよぎりまして、(2 文字削除)〇〇先生とお話ししてしまいました。先ほどの学校教育課長のおっしゃるとおりでございます。おわびして訂正させていただきます。

○小嶋委員長

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

○小嶋委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小嶋委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明9月20日は午前10時から特別委員会を開きます。

本日は熱心な御質疑、ありがとうございました。どうも御苦労さまでございます。

午後6時32分 延会

決算特別委員会

委員長 小嶋 廣司